

平成15年度

包括外部監査結果報告書

学校現場を中心とした教育に関する事業の執行について

岡山市包括外部監査人

中 野 惇

目 次

第1	外部監査の概要.....	1
1	監査の実施期間.....	1
2	監査人.....	1
3	外部監査の種類.....	1
4	監査対象の選定及び監査対象期間.....	1
	(1) 監査対象の選定.....	1
	(2) 監査対象期間.....	3
5	監査対象部署.....	3
	(1) 岡山市教育委員会事務局.....	3
	(2) 岡山市立の学校・幼稚園.....	3
6	監査対象部署の概要.....	3
	(1) 岡山市教育委員会事務局について.....	3
	(2) 岡山市立の学校・幼稚園.....	4
7	外部監査の方法.....	4
	(1) 監査の要点.....	4
	(2) 教育委員会事務局について.....	4
	(3) 岡山市立の学校・幼稚園.....	4
	(4) その他.....	5
8	利害関係.....	5
第2	外部監査の結果.....	6
1	岡山市教育予算の概要.....	6
	(1) 平成14年度岡山市教育予算の概要と最近5年間の推移.....	6
	(2) 平成14年度岡山市教育費決算の概要.....	7
	(3) 教育予算の編成と教育委員会の立場.....	7
	(4) 学校に関連する経費の概要、予算の執行状況等.....	7
2	学校給食について.....	10
	(1) 岡山市の平成14年度学校給食の実施状況.....	10
	(2) 学校給食に要する経費.....	13
	(3) 平成12年度から14年度までの学校給食に要した費用.....	14
	(4) 給食の実施・運営方式の比較検討.....	17
	(5) 保護者負担(給食費).....	19
	(6) 給食費の徴収状況.....	24

3	学校徴収金について.....	26
	(1) 教育活動費.....	26
	(2) 公費負担と保護者負担.....	27
	(3) 学校徴収金の性質.....	28
	(4) 学校徴収金の種類.....	28
	(5) 学校徴収金の管理.....	29
	(6) 学校徴収金以外の校納金.....	31
	(7) 滞納金についての基本的姿勢.....	31
	(8) 購買組織の経緯と現状.....	32
4	就学援助制度について.....	35
	(1) 就学援助制度の趣旨.....	35
	(2) 就学援助の対象者・認定基準・認定事務・就学援助の範囲.....	35
	(3) 岡山市における認定状況・予算の執行状況.....	37
	(4) 支給単価の基準及び動向.....	42
	(5) 学校徴収金の格差と就学援助.....	43
5	学校配当予算.....	45
	(1) 学校配当予算と学校長の執行権限.....	45
	(2) 要求方式の導入.....	45
	(3) 学校配当予算額の推移と執行状況.....	45
6	余裕教室の活用.....	51
	(1) 少子化と児童生徒数の減少.....	51
	(2) 余裕教室の状況.....	51
	(3) 児童クラブに関する余裕教室活用.....	52
7	学校・幼稚園の再編整備.....	57
	(1) 学校施設の再編整備.....	57
	(2) 幼稚園の再編整備.....	69
8	学校現場の監査.....	73
	(1) 施設管理状況.....	73
	(2) 配当予算の執行状況.....	74
	(3) 学校徴収金の管理状況.....	74
	(4) 購買組織の運営状況.....	77
第3	監査人の意見.....	80
第4	資料.....	83

包括外部監査結果報告書

第1 外部監査の概要

1 監査の実施期間

平成15年4月15日から平成16年3月26日まで

2 監査人

岡山市包括外部監査人	中野 惇（弁護士）
同補助者	今田 俊夫（弁護士）
同補助者	小野 絵美（弁護士）
同補助者	井上 信二（公認会計士）

3 外部監査の種類

地方自治法第252条の37に基づく包括外部監査

4 監査対象の選定及び監査対象期間

(1) 監査対象の選定

ア 義務教育に係る事務（特に学校給食及び関連する諸事務）の執行状況について

（ア）学校給食の実施に必要な施設設備の整備費・修繕費、人件費に要する経費は学校設置者の負担とし、それ以外の経費は学校給食費（以下「給食費」という）として保護者の負担とされているが（学校給食法第6条）、岡山市においても、これに沿った形で、学校給食実施に必要な設備、人件費等は岡山市が負担し、給食に要する食材代等については予算計上しないで、いわゆる受益者負担の観点から給食費として保護者から徴収している。

（イ）学校給食の実施・運営に関しては、一方では旧来の各学校ごとに給食設備をもって給食を提供するいわゆる自校方式に加え、複数校に給食を提供するいわゆるセンター方式が導入され、他方では、人件費との関連で民間業者への業務委託が始められているが、自校方式とセンター方式で何がどう違うのか、岡山市の運営と民間委託で何がどう違うのか、センター方式への移行が効率的といえるのか、業務委託は適正・妥当に行われているのか等について検討してみる必要がある。

（ウ）次に、学校給食は、標準献立をもとに実施されているにもかかわらず提供される給食の食材代等として保護者が負担する給食費については、各学校ごとに徴収する金額に差があるが、当該差が生ずる原因は何か、すなわち、仕入れ材料の違

い（品等）によるものか、仕入先の違い（仕入れ値段）によるものか、それともそれ以外に原因があるのか、について検討してみる必要がある。

（エ）さらに、学校現場では、給食費を含むいわゆる学校徴収金やP T A会費、補助教材費等を徴収しており、一部購買のある学校ではそこで発生する金銭の出納・管理がこれに加わるが、これら徴収金等の徴収・管理についても統一的な基準がないまま従来の慣行に従って処理され、学校ごとに区々となっている。

このため、徴収金等の徴収・管理をめぐる憶測が一人歩きし、そこに不正があるのではないかと、処理が不明朗であるとかの指摘を受ける原因ともなっている。

（オ）ところで、給食費を含む学校徴収金の一部については、いわゆる就学援助の制度があり、岡山市においても扶助が実施されているが、当該扶助とはどのようなものか、いかなる基準で扶助されているのか、その運用に問題はないのか等の検討も必要となる。

（カ）以上の問題意識に立って、学校給食実施のための予算執行の合规性、効率性について検討するとともに、給食費をはじめとする学校徴収金及びP T A会費や補助教材費等の徴収・管理の実態はどうなっているのか、さらには購買における金銭の収納・管理を含めた学校での金銭の徴収・管理及びその使途についての実態を把握し、その合规性、妥当性を検討し、併せて、就学援助の制度が適正・妥当に運営されているか等を検討するため、当該事件を選定した。

イ 教育財産の管理運営に係る事務の執行状況について

（ア）国や自治体の種々の取組にもかかわらず、わが国の出生数は115万人台にまで落ち込み、戦後最低の水準で低迷しているが、岡山市においてもこうした少子化の影響は幼稚園から小学校、中学校へと波及してきている。

（イ）岡山市においても、外周部の過疎化に加え、中心市街地の人口空洞化によるいわゆるドーナツ化現象を反映し、ドーナツの帯に当たる内周部以外では児童生徒数の減少による学級数の減少が進み、各学校では余裕教室（空き教室）が増加するという形でその影響が出ている。

（ウ）他方では、社会の変化に伴い、岡山市においても昭和41年から放課後児童の健全育成の取組としていわゆる学童保育（以下「児童クラブ」という）が行われてきているが、当該児童クラブについては、学校内にプレハブ教室を建設することで対応するなど、必ずしも余裕教室（空き教室）の有効利用が図られていないが、当該有効利用を阻む原因は何か、余裕教室（空き教室）を放置したままさらなる投資をすることが適正な処理といえるのか、について検討する必要がある。

（エ）さらに、個別の学校においては学級数の減少にとどまらず、一学級の少人数化が進行し、一部複式学級制を採らざるを得なくなるなど、教育に与える影響は無

視できないものがある。

(オ) また、各学校に配当される予算(学校配当予算)が、いかなる基準でどのように配分されているのか、配分は適正・妥当になされているのか等についても検討する必要がある。

(カ) そこで、以上のような問題意識に立って、教育財産の管理運営に係る事務が効率よく適正に執行されているかどうか、また、教育予算が効率よく適正に執行されているかどうかを検討するため、余裕教室の実態を把握し、児童クラブ関連の投資支出の必要性・効率性について検討するとともに、既に進行中の学校園再編の実態を分析して、教育予算の効率的執行及び教育財産の効率的な管理運営がなされているかを検討するため、当該事件を選定した。

ウ 個別問題

上記のとおりア、イの事件を選定したが、それぞれの中の個別具体的な問題点として

- (ア) 学校給食について
 - (イ) 学校徴収金について
 - (ウ) 就学援助について
 - (エ) 学校配当予算について
 - (オ) 余裕教室の活用について
 - (カ) 学校・幼稚園の再編整備について
- を取り上げた。

(2) 監査対象期間

平成14年4月1日から平成15年3月31日までの平成14年度について(ただし、必要に応じてさらに過去の会計年度分に及ぶ)

5 監査対象部署

- (1) 岡山市教育委員会事務局
- (2) 岡山市立の学校・幼稚園

6 監査対象部署の概要

(1) 岡山市教育委員会事務局について

ア 岡山市教育委員会は、岡山市が処理する教育に関する事務を管理執行するために

設置された5人の委員をもって組織される行政委員会である。

イ 教育委員会の権限に属する全ての事務は、委員（委員長を除く。）の中から任命される教育長が、教育委員会の指揮監督の下につかさどっている。

ウ 教育委員会の権限に属する事務を処理するために事務局が置かれ、事務局では教育長をはじめ総勢266名の職員（臨時・嘱託を除く。）が配置され、教育長を補佐する2名の教育次長の下に、管理部、学校教育部、生涯学習部の3部制で、管理部には総務課、施設課の2課が、学校教育部には学事課、指導課、保健体育課、新しい教育推進課の4課が、生涯学習部には生涯学習課、文化財課、スポーツ振興課の3課があり、別に人権同和教育室（課に相当）が設けられている。

(2) 岡山市立の学校・幼稚園

平成14年5月1日現在の学校園数は以下のとおりである。

ア 小学校	83校（うち分校2校）
イ 中学校	33校
ウ 幼稚園	69園（うち休園1園）
エ 高等学校	1校

7 外部監査の方法

(1) 監査の要点

事件を選定した理由を踏まえ、以下の点を監査した。

- ア 合規性
- イ 効率性、経済性
- ウ 計画性の有無と達成状況

(2) 教育委員会事務局について

教育費の予算計上が効果的、かつ有効になされ、かつ、当該予算が適正に執行されているかどうか、教育委員会の事務局担当者から事情聴取を行い、関連資料を精査・分析するなどして監査を行った。

(3) 岡山市立の学校・幼稚園

教育委員会での事情聴取等を基に、まず予備調査として小学校1校と中学校1校を無作為で抽出し、当該小中学校に外部監査人と補助者3名の計4名で監査に行き、監査手法、チェックポイント等を確認した。

その後、小中学校を、学校給食の運営状況、購買の有無等を参考に、地域が偏らないように考慮しながら、児童生徒数の多い大規模校、平均的な児童生徒数の中規模校、児童生徒数の少ない小規模校から各2校程度を往査先として抽出し、外部監査人と補助者が分担して監査を行った。

(4) その他

その他、必要に応じて、教育委員会事務局の担当者に岡山市外部監査人室に出頭してもらい、資料の提供を受けたり、事情聴取を行ったりした。

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

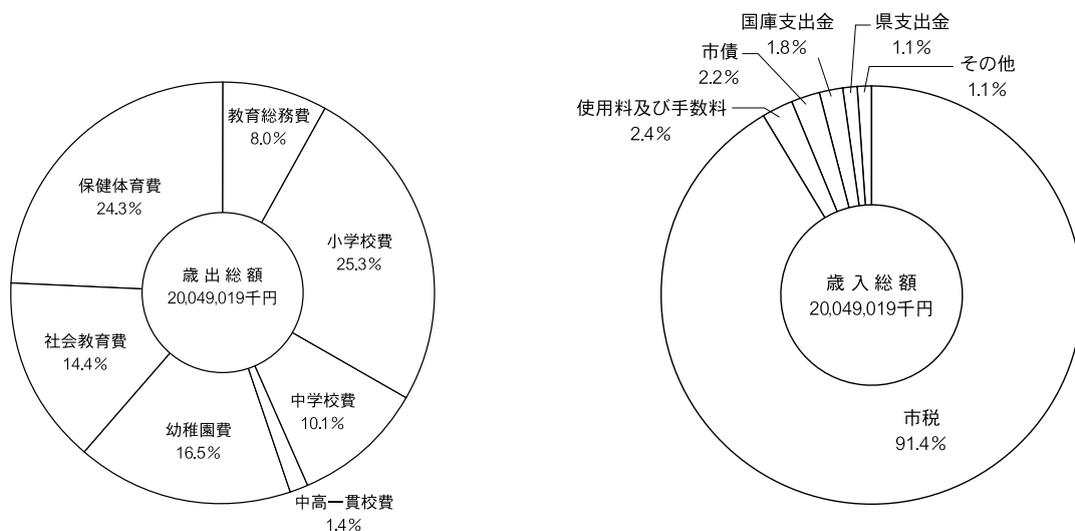
第2 外部監査の結果

1 岡山市教育予算の概要

(1) 平成14年度岡山市教育予算の概要と最近5年間の推移

平成14年度岡山市教育予算額(当初)は200億4901万9000円であり、歳出歳入の概要は下記のとおりである。(「教育要覧 2002岡山市教育委員会」より)

平成14年度岡山市教育予算の概要



岡山市がおかれている厳しい財政状況の中で、教育費予算も年々縮減される傾向にある。平成10年度から平成14年度までの5年間の岡山市教育予算の推移は次表のとおりである。教育費予算が市の一般会計予算に占める割合も、平成10年度の11.0%に比して平成14年度には9.8%に減少しており、漸減傾向にある。

項目	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度
	当初	6月補正後	当初	当初	当初
教育予算額 A (単位:千円)	25,013,026	23,675,590	20,891,767	20,657,749	20,049,019
前年度比(%)	93.2	94.3	88.2	98.9	97.1
一般会計予算額 B (単位:千円)	227,345,330	228,822,218	224,611,224	213,843,453	204,852,746
前年度比(%)	97.9	100.6	98.2	95.2	95.8
比率 A / B (%)	11.0	10.3	9.3	9.7	9.8

(2) 平成14年度岡山市教育費決算の概要

ア 支出済額は201億9,740万円余（補正後）予算額206億7,706万円余に対する執行率は97.7%）で、前年度に比べ約12億5,621万円（5.9%）の減少となっている。

岡山市の一般会計歳出決算（2,188億891万9,771円）に占める割合は、9.23%である。

イ 項別にみると、次のとおりである。

教育総務費	1,540,297,525円
小学校費	5,319,367,963円
中学校費	1,903,420,316円
中高一貫校費	203,112,970円
幼稚園費	3,107,685,955円
社会教育費	2,754,574,829円
保健体育費	5,368,943,222円

(3) 教育予算の編成と教育委員会の立場

ア 戦後成立した教育委員会法では、教育委員会に教育予算案の作成権があり、支出命令権等の強い権限が与えられていたが、1956年に同法が廃止され、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地教行法」という）が制定・施行されると上記のような権限も廃止された。

イ 現行法制の下では、自治体の首長（岡山市長）が教育予算についても他部門予算と一元的に調製・提案・支出命令をする。但し、自治体首長には、教育予算案編成にあたって、教育委員会の意見を聴取する義務が課せられている（地教行法第29条）。また、地方自治法第153条の規定により教育予算のうち一定範囲のものについては市長から予算執行権が委任等されている。

(4) 学校に関連する経費の概要、予算の執行状況等

ア 教職員給与

（ア）小中学校の教職員の給与については、市町村立学校職員給与負担法第1条により、校長、教頭、教諭、養護教諭、講師、事務職員、学校栄養職員（以下「栄養士」という）については都道府県が負担するものと定められている。

市費負担となる職員は、栄養士（県費負担分を超えて栄養士を置く場合）、用務員、図書館司書、学校給食調理員（以下「給食調理員」という）、市費嘱託員（生徒指導員、教育支援員、スクールパートナー等）である。

（イ）平成14年度に岡山市が支出した教職員の給与額は、小学校で29億8,921万6,000円、中学校で13億2,254万6,000円、合計で43億1,176万2,000円であり、教育費決算額に

占める割合は21.3%であった。

(ウ) これに対し、平成14年度に岡山県が負担した教職員の給与額は、岡山県人事委員会が公表している平成14年度の「給料表別の平均給与月額等」一覧表をもとに推計すると、小学校で123億6,283万8,266円、中学校で71億5,478万5,092円、合計で195億1,762万3,358円であり、内訳は次のとおりである。

			合 計
小 学 校	校 長 ・ 教 員	11,054,211,064円	12,362,838,266円
	養 護 教 諭	568,428,048円	
	栄 養 士	169,058,100円	
	事 務 職 員	571,141,054円	
中 学 校	校 長 ・ 教 員	6,601,727,504円	7,154,785,092円
	養 護 教 諭	227,645,776円	
	栄 養 士	59,103,000円	
	事 務 職 員	266,308,812円	
			19,517,623,358円

イ 学校配当予算

(ア) 教職員の給与や、校地・校舎の施設費、大規模な施設整備・修繕費等を除く学校運営経費・維持費、教材教具費等は、教育委員会から各学校に配当される。(いわゆる学校配当予算)

(イ) 平成14年度の学校配当予算

a 小学校の学校配当予算額の合計は4億8,060万9,000円(但し、年度途中の追加配当を加えた金額)で、決算額は4億6,929万5,494円、執行率は97.6%である。

b 中学校の学校配当予算額の合計は3億2,380万5,000円(但し、年度途中の追加配当を加えた金額)で、決算額は3億1,991万2,556円、執行率は98.8%である。

ウ 学校給食に要する経費

(ア) 学校給食に要する経費のうち、人件費(職員の給与等)及び施設設備に要する経費は公費負担(設置者負担主義)であるが、そのほかの経費は、受益者負担の考え方に基づき、保護者負担の給食費とされている。

保護者負担とされる給食費の内訳は、主食代、牛乳代、副食等の食材、食品代、燃料代、学校給食会会費、消耗品代等である。

(イ) 平成14年度に学校給食の経費として岡山市が負担した金額は、人件費として34億2,551万464円、物件費(需用費、給食業務委託料、工事請負費、備品購入費等)として5億3,862万7,943円の合計39億6,413万8,407円であり、平成14年度岡山市一般会計決算における教育費(201億9,740万2,780円)の約5分の1(19.6%)を占めている。

エ 就学援助

(ア) 義務教育活動に必要な経費(教育活動費)には、県や市の歳出予算に計上される公費負担の経費のほかに、受益者負担の考え方に基づき児童生徒の保護者が負担する経費(給食費、修学旅行費、校外活動費、生徒会費、部活動費、補助教材費等)がある。

こうした保護者負担の経費につき、保護者の経済的理由により教育の機会均等(憲法第14条、同第26条第1項、教育基本法第3条第1項)が妨げられないよう、教育基本法第3条第2項は、国及び地方公共団体に対して、援助及び奨学の方法を講じるよう義務づけている。

(イ) この趣旨を具体化した制度として、国の教育扶助(生活保護法)のほか、市町村の就学援助制度(学校教育法第25条、同第40条、学校保健第17条)及び各種奨学金貸付制度がある。

(ウ) 岡山市でも、就学援助制度(小学校、中学校)につき「岡山市就学援助規則」、奨学金貸付制度(大学、高等専門学校、高校、専修学校)につき「岡山市奨学金条例」「岡山市入学一時金貸付条例」を定め、それぞれ経済的理由により就学困難と認められる者に対する援助を実施しており、平成14年度決算でみると、就学援助費として小学校で2億2,742万6,898円、中学校で1億7,209万8,871円の合計3億9,952万5,769円、奨学金貸付金として2,241万6,000円、入学一時金貸付金として48万円を支出している。

2 学校給食について

(1) 岡山市の平成14年度学校給食の実施状況（児童生徒数は平成14年5月1日現在）

学校給食について、必要な安全管理、衛生管理水準を維持しながら給食の効率的運営を目指すという視点から、まず給食の実施状況を検討する。

ア 学校数・児童生徒数及び学校給食実施状況

(ア) 完全給食とは、主食・牛乳・副食により実施される給食をいう（学校給食法施行規則第1条第2項）。

(イ) 岡山市立岡山後楽館中学校（生徒数237人）は同校創設時の精神である「自主・自律性の確立」という教育方針の下で、昼食をどのように摂るかは生徒の判断に委ねるとの経緯から給食は実施されていない。

(ウ) 学校数・児童生徒数及び学校給食実施状況一覧表

項目 区分	学校数(校)	児童生徒数(人)	給食種別	学校数(校)	児童生徒数(人)
小学校	83	35,679	完全給食	83	35,679
中学校	33	17,976	〃	32	17,739
高等学校	1	496			
計	117	54,151		115	53,418

イ 学校給食の実施方式及び運営方式

(ア) 学校給食の実施方式には調理する場所の違いから次の3種類がある。

単独校調理場方式 当該学校が独自に学校給食の設備を持ち、自校において調理する方式。

親子式調理場方式 1つの学校調理場(親校)を使用して調理し、他の学校(子校)へ配送する方式。近接校の場合、児童生徒が親校に受け取りに行くことも可能となる。

共同調理場方式 市内の3つの学校給食センターで共同調理し、各学校へ給食を配送する方式。近接校の場合、児童生徒がセンターに受け取りに行くことも可能となる。

(イ) 運営方式には、市職員の給食調理員が調理（配送）する直営方式と委託した民間業者が調理（配送）する民間委託方式がある。なお、民間委託方式も調理に必要な調理場建物・備品等の資産は岡山市の所有である。

(ウ) 学校給食の実施方式及び運営方式一覧表

・平成14年度第1学期

項目 区分	運営方式	単独校調 理場方式	親子式調 理場方式	共同調理 場方式	計
小学校	直 営	71 校 33,043 人	3 校 647 人	5 校 902 人	79 校 34,592 人
	民間委託	4 校 1,087 人			4 校 1,087 人
中学校	直 営	21 校 12,262 人	1 校 168 人	7 校 3,646 人	29 校 16,076 人
	民間委託	3 校 1,663 人			3 校 1,663 人
計	直 営	92 校 45,305 人	4 校 815 人	12 校 4,548 人	108 校 50,668 人
	民間委託	7 校 2,750 人			7 校 2,750 人

民間委託 平成12年度第2学期以降は、小学校1校、中学校1校。

平成13年度第2学期以降は、小学校3校、中学校2校。

・平成14年度第2学期以降は、中学校5校を担当している学校給食センター（赤田）においても民間委託がなされている。

項目 区分	運営方式	単独校調 理場方式	親子式調 理場方式	共同調理 場方式	計
小学校	直 営	71 校 33,043 人	3 校 647 人	5 校 902 人	79 校 34,592 人
	民間委託	4 校 1,087 人			4 校 1,087 人
中学校	直 営	21 校 12,262 人	1 校 168 人	2 校 958 人	24 校 13,388 人
	民間委託	3 校 1,663 人		5 校 2,688 人	8 校 4,351 人
計	直 営	92 校 45,305 人	4 校 815 人	7 校 1,860 人	103 校 47,980 人
	民間委託	7 校 2,750 人		5 校 2,688 人	12 校 5,438 人

・なお、平成15年度第2学期からは、さらに、上道（小学校4校、中学校1校）及び興除（小学校1校、中学校1校）学校給食センターにおいても民間委託し、市内3つの学校給食センターのすべてが民間委託方式となっている。

(工) 親子式調理場

施設名		光南台中学校調理場	牧石小学校調理場
親子式実施年月日		昭和54年10月1日	平成12年9月1日
配 送		無	有
児童生徒数		461人	354人
内 訳	親 校	光南台中学校 生徒数 168人	牧石小学校 児童数 343人
	子 校	甲浦小学校 児童数 293人	牧石小学校牧山分校 児童数 11人

(才) 共同調理場

施設名	学校給食センター(赤田)	上道学校給食センター	興除学校給食センター
所在地	赤田151番地の1	南古都716番地	中畦593番地
完 工 (増 築)	昭和46年6月 (昭和48年2月) (昭和53年8月)	平成6年8月 (平成11年8月)	平成2年5月
開 設	昭和46年9月22日	昭和40年4月1日	昭和43年4月1日
敷地面積	2,892㎡	549㎡	925㎡
施設面積	1,437㎡	381㎡	250㎡
構 造	鉄骨造平屋建 一部鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 平屋建	鉄筋コンクリート造 平屋建
調理能力	6,000食/日	1,700食/日	1,300食/日
配 送	有(5中学校)	有(4小学校)	無
児童生徒数	2,688人	1,230人	630人
内 訳	岡輝中学校 370人 東山中学校 415人 操山中学校 655人 竜操中学校 1,010人 上南中学校 238人 (中学校計 2,688人)	浮田小学校 142人 城東台小学校 374人 御休小学校 109人 角山小学校 59人 (小学校計 684人) 上道中学校 546人	興除小学校 218人 興除中学校 412人

平成14年度第2学期以降は、学校給食センター(赤田)において民間委託している。

なお、平成15年度第2学期以降は、上道及び興除学校給食センターにおいても民間委託している。

(2) 学校給食に要する経費

学校給食の実施、運営には、以下の経費を要している。

なお、平成14年度岡山市一般会計決算において、教育費（20,197,402,780円）のうち、学校給食の実施、運営に要した経費（3,964,138,407円）は概ね5分の1を占めている。

ア 公費負担

(ア) 職員に要する給与その他の人件費

- a 教育委員会事務局給食関係職員給与費
- b 学校調理場職員（栄養士・給食調理員）給与費
栄養士には、県が給与費を負担する職員も含まれる。
- c 学校給食センター職員（栄養士・給食調理員等）給与費

(イ) 施設及び設備に要する経費、施設及び設備の修繕費その他の物件費

- a 需用費（消耗品費、修繕料、光熱水費ほか）
- b 役務費（検便・農薬細菌等検査、機械器具点検手数料ほか）
- c 給食業務委託料
- d 委託料（清掃、害虫駆除委託料ほか）
- e 工事請負費（調理場施設の改修工事費ほか）
- f 備品購入費（焼物機、揚物機、調理台などの調理用機械器具費）
- g その他（職員研修費用、会議費用、公課費ほか）

イ 保護者負担（給食費）

- (ア) 主食（米飯・パン・麺）代・牛乳代・副食等の食材・食品代
- (イ) 燃料（都市ガス・プロパンガス等）代
- (ウ) 学校給食会会費
- (エ) 消耗品代（消毒剤代、洗剤代、児童生徒用白衣代ほか）
- (オ) その他（振込手数料など学校給食運営に要する経費）

(3) 平成12年度から14年度までの学校給食に要した費用

ア 費用一覧表

(単位：円)

項 目		平成12年度	平成13年度	平成14年度	
公 費 負 担 費	人 件 費	教育委員会事務局 給食関係職員給与費	73,655,375	69,816,474	75,822,101
		学校調理場職員給与費 (うち県費負担職員分)	3,562,433,955 (206,061,580)	3,418,400,111 (212,962,750)	3,336,805,601 (219,044,025)
		学校給食センター職員 給与費	353,757,379	339,971,391	231,926,787
		小 計 (うち県費負担職員分)	3,989,846,709 (206,061,580)	3,828,187,976 (212,962,750)	3,644,554,489 (219,044,025)
	物 件 費	需用費	214,647,283	196,448,226	218,765,536
		役務費	36,411,754	37,288,041	33,456,179
		給食業務委託料	10,489,500	58,383,561	115,630,058
		委託料	20,157,087	32,374,725	30,470,307
		工事請負費	197,219,488	143,856,894	73,113,577
		備品購入費	91,224,733	66,608,435	64,202,536
その他		3,303,047	3,062,532	2,989,750	
小 計	573,452,892	538,022,414	538,627,943		
公 費 負 担 計 (うち県費負担職員分)		4,563,299,601 (206,061,580)	4,366,210,390 (212,962,750)	4,183,182,432 (219,044,025)	
保 護 者 負 担	給 食 費	主食代・牛乳代 副食等の食材、食品代	2,474,035,173	2,404,643,569	2,415,001,699
		燃料代	170,098,581	165,760,991	161,617,543
		学校給食会会費	41,273,314	32,550,023	33,286,600
		消耗品代	32,007,593	39,878,896	37,237,601
		その他	3,662,901	4,829,073	5,180,910
	保 護 者 負 担 計	2,721,077,562	2,647,662,552	2,652,324,353	
合 計		7,284,377,163	7,013,872,942	6,835,506,785	

上記人件費の給与費には、職員の退職手当の金額は含まれていない。

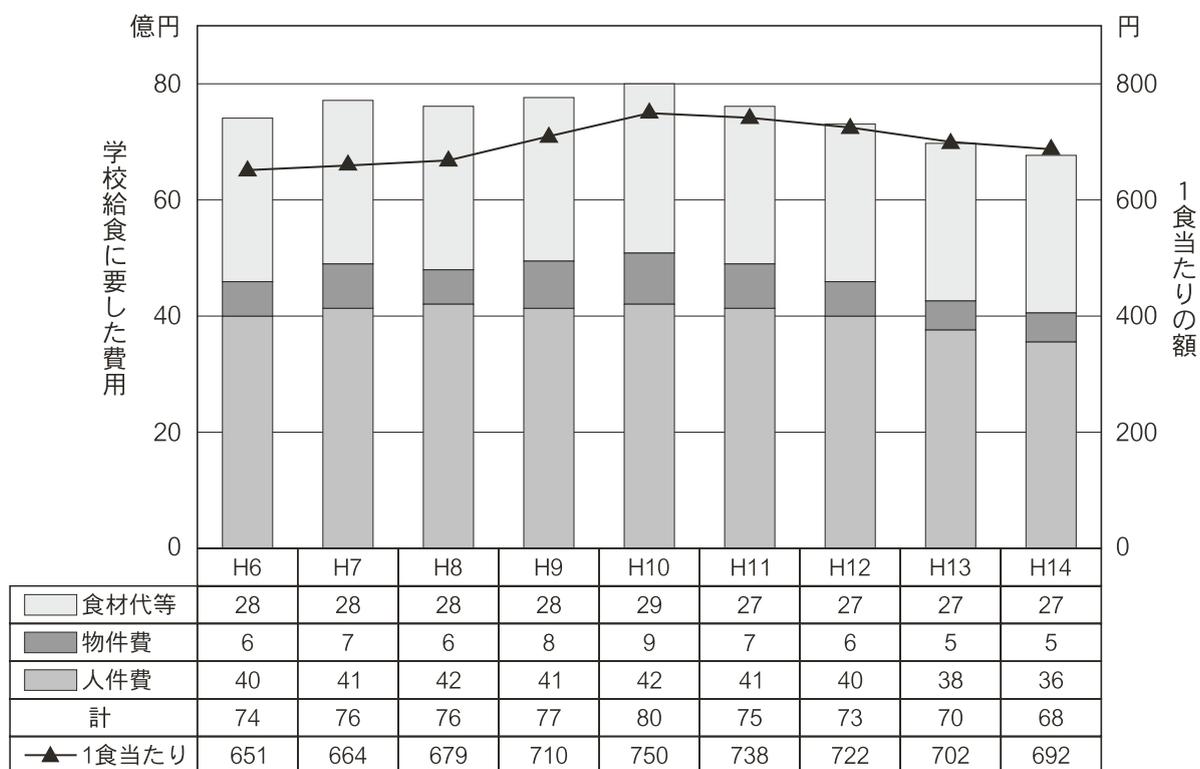
イ 給食1食当たりの単価計算

(ア) 給食1食当たりの経費は平成14年度は692円となる。

$$(計算式) 692円 = \frac{6,835,506,785円 (学校給食に要した費用)}{9,874,538食 (延給食数 \cdot 以下、給食数には教職員等分を含む。)}$$

(イ) 平成6年度以降の学校給食に要した費用の推移

平成10年度は学校給食のための経費は約80億円かかっていたが、平成14年度では約68億円となっている。また、1食当たりの経費は、平成10年度は750円であったが、平成14年度では692円となっている。



年 度	H 6	H 7	H 8	H 9	H10	H11	H12	H13	H14
全学校数(校)	119	119	120	120	120	119	120	118	117
全児童生徒数(人)	63,182	61,709	60,506	59,414	58,263	56,827	55,667	54,833	54,151
完全給食実施状況	実施学校数(校)	118	118	119	119	118	119	117	115
	児童生徒数(人)	62,929	61,492	60,300	59,203	58,024	56,457	55,132	54,140
	調理場数(場)	108	108	109	109	109	109	108	106
	内	単独校(場)	104	104	105	105	105	103	101
		親子式(場)	1	1	1	1	1	2	2
		共同(場)	3	3	3	3	3	3	3
民間委託率(%)	—	—	—	—	—	—	1.0	5.1	10.2

※ 全学校数、全児童生徒数には高等学校を含む。

※ 完全給食実施状況には、平成10年度までは岡山市立岡山工業高等学校（定時制）、平成11年度から13年度までは岡山市立岡山後楽館高等学校伊福校舎（定時制）における夜間学校給食（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律）を含む。

※ 民間委託率は、「民間委託利用児童生徒数／完全給食実施児童生徒数」で算出した。なお、平成15年度の民間委託率は13.4%となっている。

ウ 民間委託について

(ア) 給食業務委託料の積算方法

各学校の児童生徒数に応じて文部科学省基準を参考に定めている直営方式の給食調理員配置数を基本に、配送を伴う学校給食センターにおいては配送要員を含めるなど、その配置人数の人件費を積算している。人件費の額は、厚生労働省が毎年都道府県別に調査をしている賃金調査（賃金センサス）を基にして計算している。このようにして積算された「人件費」と「検便費、健康診断料、事務費」を合算した額が給食業務委託料の積算とされている。

児童生徒数	給食調理員配置数 (正規職員)	人件費
100人以下	1人	
101人～300人	2人	常勤2人(栄養士1人・調理師1人)を基本に積算
301人～500人	3人	常勤3人(栄養士1人・調理師2人)を基本に積算
501人～900人	4人	常勤4人(栄養士1人・調理師3人)を基本に積算
901人～1300人	5人	
1301人～1800人	6人	
1801人～2300人	7人	
2301人～2800人	8人	常勤8人(栄養士2人・調理師6人)を基本に積算

平成14年度までは事例はなし。

(イ) 民間業者との委託契約の締結

平成14年度においては、第2学期以降、学校給食センター（赤田）の学校給食調理等業務（中学校5校・約2,900食）を民間業者に委託している。

この業務委託に係る業者選定については、「学校給食調理業務は食中毒等に対する抵抗力の弱い児童生徒を対象として行う集団給食である」ことから安全衛生面、受託能力、受託実績等最も適切な業者を選択する必要がある、「岡山市学校給食調理業務委託選考委員会」において業者選考を行い（「岡山市学校給食調理等業務委託選考委員会設置要綱」資料1）、当該業者と随意契約を締結している（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）。

民間業者への業務委託に関しては、原則的には競争原理の導入によるコストの低減が求められるが、学校給食業務は、安全衛生面・受託能力等の点から受託業者の適格性も要求される。この適格性の調査判断のためには、画一的な競争原理（入札）を導入するよりも、上記委員会において上記要綱に基づき、業者の選考を行うことは妥当であるといえる。

(ウ) 1食当たりの給食業務委託料(平成14年度)

1食当たりの給食業務委託料は、延給食数が10万食以上の場合は142円以下となっており、特に「学校給食センター(赤田)約28万食」の場合は128円と効率性が高くなっている。

学校等	児童生徒数(人)	契約金額(円)	延給食数(食)	1食当たりの委託料(円)
馬屋下小学校	117	19,212,814	91,733	209
藤田中学校	376			
幸島小学校	136	8,029,500	28,564	281
箕島小学校	267	8,164,000	53,063	154
東疇小学校	567	14,424,033	108,958	132
御南中学校	681	14,509,446	113,329	128
高松中学校	606	14,490,265	101,860	142
学校給食センター(赤田)	2,688	36,800,000	286,510	128
計	5,438	115,630,058	784,017	147

学校給食センター(赤田)については、平成14年度第2、3学期分

(4) 学校給食の実施・運営方式の比較検討

ア 直営方式と民間委託方式の比較

以下のとおり、平成14年度において、民間委託方式の1食当たり経費は直営方式に比べて約162円安くなっている。

項 目		学校給食に要した費用 (円)	1食当たり経費(円)			
			直営方式	民間委託 方 式	全 体	
公 費 負 担	人 件 費	給食調理員等分	2,815,540,531	310	369	
	事務・栄養士等分	829,013,958	84	84		
	小 計	3,644,554,489	394	84		
	物 件 費	給食業務委託料	115,630,058		147	55
		その他物件費	422,997,885	43	43	
		小 計	538,627,943	43	190	
公 費 負 担 計		4,183,182,432	437	274	424	
保 護 者 負 担 計		2,652,324,353	269	269	269	
合 計		6,835,506,785	705	543	692	

学校給食に要した費用を全体に係わるものと直営方式あるいは民間委託方式のみに係わるものに仕分けし、年間延給食数9,874,538食を直営方式9,090,521食と民間委託方式784,017食に分けて計算した。

1食当たり経費は円未満を四捨五入しているため、数値が符合しない箇所がある。

イ 平成14年度第2学期から民間委託方式へ移行した学校給食センター（赤田）に往査を実施したが、施設や設備は従来から岡山市の所有であり、献立の作成及び衛生管理も従来どおりセンター職員が実施していた。すなわち、委託契約書及び仕様書に基づき、「実施献立表の作成・指示、検食の実施・評価等の給食管理 調理実施状況の確認等の調理作業管理 配送業務の確認 食材の契約・購入等の食材管理 給食施設の改修等の施設管理」は市職員が担当しており、業者は委託契約書及び仕様書に記載されたとおり調理・食器洗浄及び配送等の業務を履行していた。

以上により、民間委託は、安全衛生面について業者に対する管理・監督が履行されるシステムになっており、他方、前記アのとおりコスト削減効果も大きく、業務の効率的運営の柱となることから、当面は平成14年3月及び8月に策定されている「学校給食調理業務等の民間委託への移行順序について 第1次中期計画（資料2）」に沿って、順次民間委託校を拡大すべきである。

ウ 親子式調理場方式の効率性について

以下のとおり、親子式調理場への職員配置は単独校調理場それぞれへの職員配置の計に比べて少なくなり、コスト削減効果が大きいことから、小規模校や隣接校で調理場の集約（親子式調理場）化の導入を検討すべきである。

なお、検討に当たっては、共同調理場方式のほか、調理場施設を含めた学校施設全体の運営、効率性という面から、学校の再編整備も考慮する必要がある。

親子区分	学校名	児童生徒数(人)		職員配置の基準		比較 (削減人数)
		単独	計	単独校調理場	親子式調理場	
親	光南台 中学校	168	461	栄養士 1人 給食調理員 2人 パートタイム職員 1人	栄養士 1人 給食調理員 3人	栄養士 1人 給食調理員 1人
子	甲浦小学校	293		栄養士 1人 給食調理員 2人 パートタイム職員 1人	パートタイム 職員 2人	
親	牧石小学校	343	354	栄養士 1人 給食調理員 3人 パートタイム職員 1人	栄養士 1人 給食調理員 3人	臨時栄養士 1人 給食調理員 1人
子	牧石小学校 牧山分校	11		臨時栄養士 1人 給食調理員 1人 パートタイム職員 1人	パートタイム 職員 2人	
合計		815		栄養士 3人 臨時栄養士 1人 給食調理員 8人 パートタイム職員 4人	栄養士 2人 給食調理員 6人 パートタイム 職員 4人	栄養士 1人 臨時栄養士 1人 給食調理員 2人

(5) 保護者負担（給食費）

ア 学校給食法第6条第2項では前記の person 費・物件費以外のものを「学校給食費」と規定し、この給食費は実費負担（受益者負担）の性格を持っているため、保護者に負担させることとしている。

保護者から徴収される給食費は、主に次の支払に充てられている。

項 目		支 払 先
主食（米飯・パン・麺）代		（財）岡山県学校給食会
牛乳代		（財）岡山県学校給食会
副食等の食材・食品代		（財）岡山市学校給食会・各納入業者
燃料代	都市ガス代	（株）岡山ガス
	プロパンガス代等	各納入業者

イ 主食（米飯・パン・麺）は、各学校又は共同調理場（以下「学校等」という。）から市教育委員会を經由して（財）岡山県学校給食会（以下「県給食会」という。）へ提出される年間の学校給食用精米・小麦粉等使用申込書に基づき、具体的には各学校等から県給食会指定の製パン、製麺委託加工工場への注文により、定められた品質規格のものが納入されている。

価格は、県教育委員会の承認を得て、県給食会において事務手数料を含めて定められており、代金は各学校等が給食費から県給食会へ支払っている。

県給食会は、県内の学校給食の健全な発達に寄与することなどを目的に、物資の安定供給をはじめ、講習・研修や食品検査による品質・衛生の管理等を行っている公益法人で、学校長などが役員・評議員となっている。

ウ 学校給食用牛乳は、毎年度、県・県教育委員会により供給業者や価格が決定されており、各学校等はその業者に注文して供給を受けている。

代金は各学校等が給食費から、県下の学校給食用牛乳供給事業の代金配分機関としての業務を受託している県給食会へ支払っている。

エ 副食等の食材・食品は、各学校等が（財）岡山市学校給食会（以下「市給食会」という。）を通じて共同（一括）購入するのが一般的であるが、各学校等が各業者と契約して購入するケースもある。

市給食会は、市内の学校給食の円滑な運営実施等を目的に、物資やその納入業者を選定するための委員会を組織し、主に物資の共同（一括）購入を行っている公益法人で、学校長や保護者代表などが役員・評議員となっている。事務費（会費）として、毎月の各学校ごとの物資購入額の2.5%が給食費から支払われている。

オ 上記イ、ウ、エの主食、牛乳、副食等の食材・食品の基準価格については、毎年

度、岡山市教育委員会が各学校等に示しており、平成14年度においては1食当たり税込みで小学校230円、中学校277円となっている。

各小学校、中学校別の1食当たり給食費は次表のとおりである。

燃料代などを含めた1食当たりの給食費の平成14年度実績は、平均では税込みで小学校253円58銭、中学校303円45銭となっているが、小学校では最高285円18銭、最低237円73銭、中学校では最高315円69銭、最低288円17銭となっており、1食当たりの格差は小学校で47円45銭、中学校で27円52銭である。

また、次表の「主食代、牛乳代、副食等の食材・食品代」の欄を比較すると、小学校では最高256円98銭（小学校06）、最低213円90銭（小学校82）、中学校では最高284円84銭（中学校12）、最低269円50銭（中学校32）となっており、1食当たりの格差は小学校で43円8銭、中学校で15円34銭である。

食材代等の給食費に格差が生じる原因は、献立表の作成がある程度各学校の裁量で行われていること、食材の購入先についても、市給食会の利用を含めどこの商店からいつどのような食材の購入をするかについて各学校の裁量に任されていること、衛生管理面から各給食について「保存食」を2週間保存することが義務づけられており、また児童生徒の栄養指導や盛りつけの目安とする「展示食」も必要とされることから、児童生徒数の少ない小規模校においては児童生徒各人のこれら保存食・展示食の食材代等の負担額が大きくなってしまふこと、④小規模校においても調理に一定の燃料代等を要するため児童生徒各人のこれらの負担額が大きくなってしまふこと等が考えられる。

食材代等の給食費は保護者負担となっており、各学校独自の地場産食材等の活用も積極的に行っていることから、各学校において給食費の多少の格差は容認すべきであるが、一定程度を超えた格差は望ましいとは言えない。

各小学校、中学校別の1食当たり給食費一覧表（合計額の降順）

（単位：円）

	主食代、牛乳代、 副食等の食材・ 食品代	燃料（都市ガス・ プロパンガス等）代	学校給食会費、 消耗品代、その他 学校給食運営に 要する経費	合 計
小学校平均	229.71	16.79	7.08	253.58
小学校01	240.38	43.59	1.21	285.18
小学校02	241.50	30.43	7.60	279.53
小学校03	251.91	24.03	3.33	279.27
小学校04	234.02	35.54	6.31	275.87
小学校05	231.85	34.29	9.41	275.55
小学校06	256.98	14.07	3.42	274.47
小学校07	229.26	35.42	8.27	272.94
小学校08	234.43	30.18	7.74	272.35
小学校09	249.77	19.26	2.97	272.00
小学校10	232.26	29.02	10.22	271.50
小学校11	233.27	30.84	7.08	271.19
小学校12	231.50	31.17	6.96	269.63
小学校13	221.47	44.04	3.63	269.14
小学校14	235.54	28.23	5.24	269.01
小学校15	223.83	35.25	8.97	268.05
小学校16	237.70	26.61	3.42	267.72
小学校17	234.18	26.85	6.30	267.33
小学校18	231.87	27.53	7.79	267.19
小学校19	246.32	14.10	5.54	265.96
小学校20	229.12	23.12	12.51	264.75
小学校21	238.48	21.48	4.77	264.74
小学校22	230.52	23.43	10.36	264.30
小学校23	234.77	21.22	5.66	261.64
小学校24	225.64	29.43	5.92	260.99
小学校25	227.18	25.17	7.78	260.13
小学校26	236.20	17.71	5.53	259.45
小学校27	236.20	17.71	5.53	259.45
小学校28	243.49	10.00	5.46	258.95
小学校29	224.12	27.13	7.68	258.93
小学校30	225.57	23.88	9.26	258.71
小学校31	239.44	11.94	7.20	258.58
小学校32	230.88	21.01	6.53	258.42
小学校33	215.24	36.69	6.45	258.38
小学校34	235.26	16.18	6.78	258.23
小学校35	237.89	14.54	5.77	258.19
小学校36	237.88	14.54	5.77	258.19
小学校37	237.88	14.54	5.77	258.19
小学校38	237.88	14.54	5.77	258.19
小学校39	219.72	34.28	3.40	257.40
小学校40	231.25	17.65	8.44	257.35

	主食代、牛乳代、 副食等の食材・ 食品代	燃料（都市ガス・ プロパンガス等）代	学校給食会会費、 消耗品代、その他 学校給食運営に 要する経費	合 計
小学校41	230.91	15.48	10.72	257.11
小学校42	229.62	18.43	8.05	256.10
小学校43	229.07	20.89	5.66	255.62
小学校44	229.76	17.90	7.49	255.14
小学校45	225.03	24.78	4.97	254.78
小学校46	229.17	19.42	6.09	254.68
小学校47	230.93	11.63	12.07	254.63
小学校48	233.65	12.68	8.18	254.51
小学校49	230.46	14.43	9.21	254.10
小学校50	230.30	16.89	6.70	253.89
小学校51	228.02	18.34	7.24	253.61
小学校52	238.13	10.91	4.47	253.51
小学校53	226.49	17.86	9.03	253.38
小学校54	230.01	14.64	8.57	253.21
小学校55	222.07	23.71	7.43	253.21
小学校56	229.79	15.63	7.58	252.99
小学校57	225.18	21.29	6.17	252.65
小学校58	223.59	21.94	6.52	252.06
小学校59	227.27	17.64	7.07	251.98
小学校60	226.67	16.89	7.89	251.44
小学校61	230.84	14.98	5.41	251.23
小学校62	223.76	21.19	6.25	251.19
小学校63	227.90	13.43	9.63	250.96
小学校64	224.36	16.42	10.00	250.79
小学校65	225.80	17.97	6.93	250.71
小学校66	227.67	13.54	9.20	250.40
小学校67	228.77	14.32	6.56	249.65
小学校68	234.28	12.34	2.47	249.09
小学校69	228.21	11.40	9.06	248.68
小学校70	219.44	23.66	5.52	248.63
小学校71	227.51	12.98	8.01	248.50
小学校72	226.73	15.77	5.88	248.38
小学校73	231.29	10.44	5.36	247.10
小学校74	228.21	10.57	8.21	247.00
小学校75	223.45	16.81	5.83	246.08
小学校76	230.85	9.76	4.25	244.86
小学校77	222.73	15.33	6.21	244.27
小学校78	225.24	12.17	6.48	243.90
小学校79	223.19	14.21	6.41	243.82
小学校80	224.00	13.27	6.50	243.77
小学校81	221.38	15.73	5.98	243.09
小学校82	213.90	18.98	5.28	238.16
小学校83	220.38	11.59	5.77	237.73

	主食代、牛乳代、 副食等の食材・ 食品代	燃料（都市ガス・ プロパンガス等）代	学校給食会会費、 消耗品代、その他 学校給食運営に 要する経費	合 計
中学校平均	279.03	15.39	9.04	303.45
中学校01	282.18	20.21	13.29	315.69
中学校02	283.95	19.67	9.96	313.57
中学校03	280.40	21.55	9.84	311.79
中学校04	282.23	18.38	10.74	311.35
中学校05	281.65	18.80	10.40	310.85
中学校06	280.92	20.69	8.97	310.58
中学校07	277.20	25.18	7.47	309.85
中学校08	277.46	22.73	9.59	309.78
中学校09	281.68	17.40	9.88	308.97
中学校10	279.47	18.29	10.53	308.28
中学校11	279.04	19.31	9.15	307.50
中学校12	284.84	12.79	8.66	306.29
中学校13	275.83	19.65	9.51	304.99
中学校14	284.28	10.21	9.87	304.37
中学校15	277.37	19.09	7.66	304.11
中学校16	278.66	13.76	11.11	303.53
中学校17	272.93	19.55	10.50	302.98
中学校18	283.40	10.46	9.08	302.94
中学校19	283.40	10.46	9.05	302.91
中学校20	283.40	10.46	8.94	302.80
中学校21	279.99	15.92	6.88	302.79
中学校22	283.40	10.46	8.68	302.54
中学校23	283.40	10.46	8.61	302.47
中学校24	283.19	11.81	6.99	301.99
中学校25	280.39	15.50	5.87	301.76
中学校26	276.64	15.49	9.63	301.76
中学校27	274.74	17.12	9.47	301.32
中学校28	277.24	12.62	10.53	300.39
中学校29	276.31	12.82	10.99	300.11
中学校30	273.65	13.09	7.52	294.27
中学校31	271.08	11.72	7.35	290.15
中学校32	269.50	13.35	5.32	288.17

小数点以下2桁未満を四捨五入しているため、数値が符合しない箇所がある。
副食等の食材、食品の購入について、市給食会の利用状況。

- 原則として、市給食会を利用していない学校。
- 一部、市給食会を利用していない学校。
- 原則として、市給食会を利用している学校。

(6) 給食費の徴収状況

ア 給食費は食材代・燃料代などの支払いのための経費で、学校が保護者から徴収した費用で賄うものである。給食費は給食実施の不可欠の要素であり、各学校の担任が公務中に徴収したり、各学校の事務職員が保護者からの給食費の銀行振込を確認している。

このような保護者が負担する費用を学校が主体となって徴収し、管理し、執行しているものを学校徴収金という。給食費も学校徴収金の一つである。

この学校徴収金の管理及び一連の会計処理は、学校教育活動に必要な経費として学校が主体となって取り扱うという金銭の性格上、厳正で効率的、かつ透明性のある処理を行う必要がある。

イ 監査対象とした12校のうち、学校給食を実施していた10校における給食の徴収・管理・執行状況は、後記8(3)学校徴収金の管理状況のとおりであった。

ウ 給食費の徴収状況、支出状況についての保護者への情報開示

(ア) 保護者が負担している給食費を低減していくため、購入ルートとして市給食会を利用するなど、常に、良い食材を安く購入する努力を続けるべきである。

(イ) 給食費の予算・決算・監査など会計全般にわたり、各学校に設置されている給食運営委員会の活用などにより保護者の理解を得るとともに、保護者に対し情報開示をすべきである。また、食材代については市教育委員会が示す基準価格も保護者に示すべきである。

(ウ) 給食費の滞納についての対応方法

各学校は保護者から徴収した給食費を一定期日に業者（県給食会・市給食会等の食材納入業者、㈱岡山ガス等の燃料供給業者など）に支払わなければならないが、種々の事情からして保護者からの集金が遅れる場合もある。

この場合、まずは、滞納金をなくする努力をすべきことはいうまでもない。長期にわたり滞納が続く家庭に対しては、徴収事務担当者、学級担任等が電話連絡、家庭訪問等を通して直接納入を促す必要がある。

その際、家庭の経済状況の変化等により滞納が続いている場合などは、「就学援助制度」の内容について説明し、申請を促すことも必要となり、徴収事務担当者は就学援助担当者と情報を共有しておくことも肝要である。

また、滞納の理由や保護者の実情によっては、法的手段を取る必要もある（後記3(7)滞納金についての基本的姿勢）。

しかしながら、やむを得ず滞納金が生ずる場合もあるが、そもそも学校給食費会計が独立した会計処理方式であるため、滞納金についてもこの会計のなかで処理する必要がある。

給食費の支出内訳は食材代・燃料代等・運営経費に分けることができるが、この中で食材代・燃料代等は実費であるため、滞納金の補填には運営経費をあてるほかない。したがって、年度当初に給食費の額を設定する際に、例えば、前年度に滞納が発生している場合には、その滞納状況及び運営経費からの補填必要額などを考慮に入れる必要がある。

このような処理方法をとった場合、

- a 給食費の滞納が発生しなければ、運営経費が余ることになり、年度末に精算処理があるいは繰り越し処理かを検討することになる。
- b 他方、給食費の滞納が当初の予想を超えると、年度末に食材代・燃料代等を切りつめて処理するか、保護者に給食費の追加支出を求めるかを検討することになる。

いずれにしても、給食費については受益者負担の観点から保護者負担とされているのであるから、滞納者のプライバシーにも一定の配慮をしながら、現在の学校給食費会計の状況についての情報開示が必要である。つまり、年度当初に給食費の額を設定する際に、保護者に対し、前年度の滞納額・滞納者数等の情報を開示し、保護者も給食費の額、特にその中の運営経費の額については十分に議論し、検討することが望まれる。

3 学校徴収金について

(1) 教育活動費

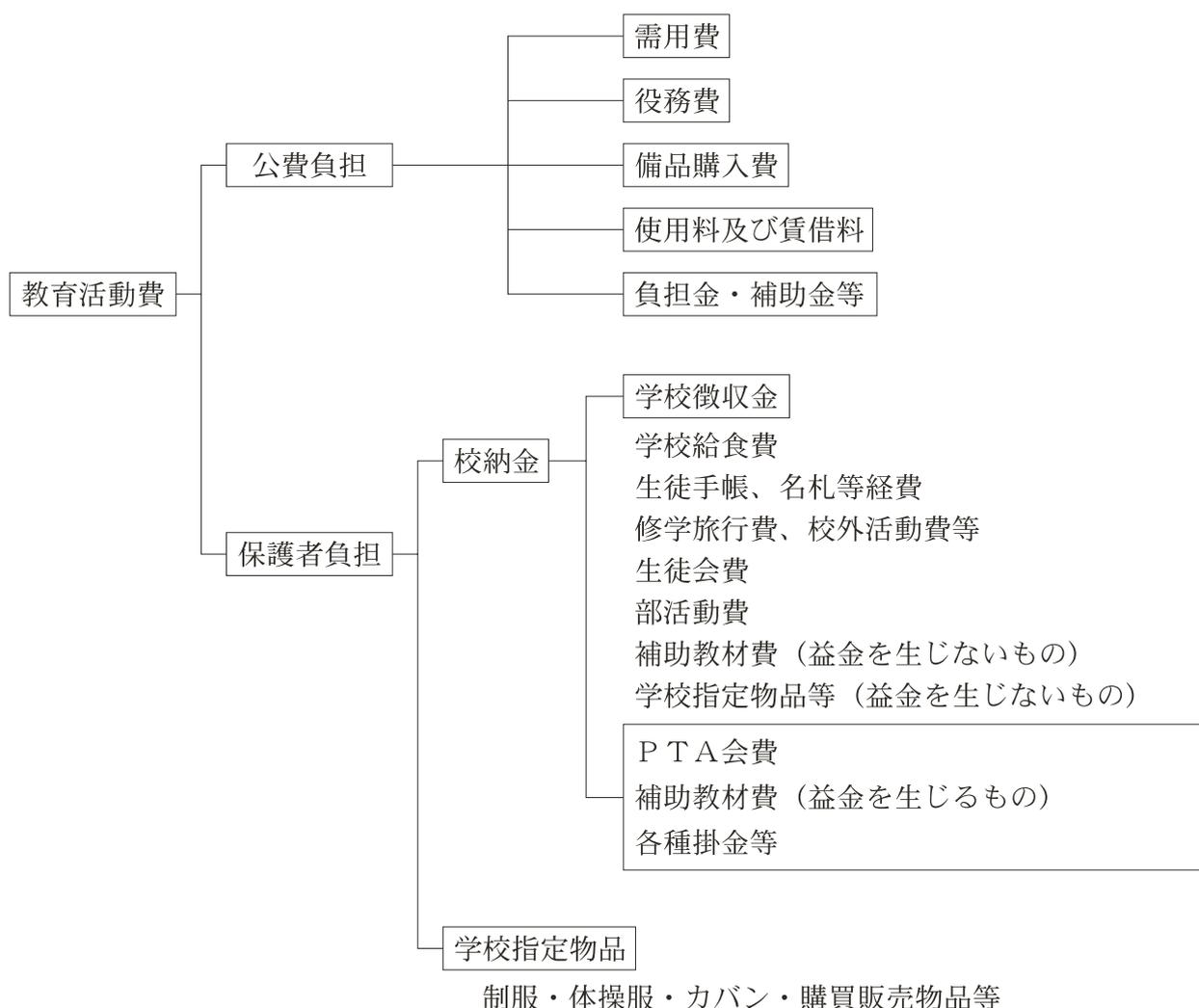
岡山市立の学校及び幼稚園（以下「学校」という。）には、教育活動に直接必要な経費があり、これを以下教育活動費という。教育活動費は、県や市の歳出予算に計上される公費負担の経費と、公費負担以外で受益者負担の考え方にに基づき保護者負担により対応する経費とに区分することができる。

受益者負担の考え方に基づく保護者負担分のうち、学校が保護者からの徴収や集金に關与している金銭を、以下校納金という。

校納金には、学校が主体となって徴収し、会計を管理している現金（以下「学校徴収金」という。）と、PTA等からの委任を受けて学校が単に集金事務を代行しているPTA会費・補助教材費・各種掛金等がある。

学校徴収金を管理する会計を、以下学校徴収金会計という。

教育活動費を区分すると次のようになる。



(2) 公費負担と保護者負担

学校教育で必要とされている経費には、前述のとおり、税金等を財源とする公費と、保護者等が自らのために個人負担する保護者負担金がある。

公費負担で対応すべき経費と保護者負担で対応すべき経費の区分については、「地方財政法第27条の4」、「同法施行令第16条の3」及び「岡山市義務教育に関する費用の税外負担を禁止する条例」に基づいて「義務教育に関する費用の運用指針」(岡山市教育委員会平成9年4月1日施行 以下「運用指針」という。)に示されている。

公費負担と保護者負担の区別は、運用指針で概ね次のように区分されている。

1 公費負担とすべきもの

- (1) 職員の給与費
- (2) 施設建設費、土地購入費
- (3) 施設の維持補修費
- (4) その他学校の管理運営に要する費用
 - ・ 施設管理用消耗品、備品
 トイレトーパー、清掃用品等
 - ・ 光熱水費、燃料費(給食を除く。)、通信運搬費
 - ・ 学級、学年、学校単位で共有または備え付けとする教材
 - ・ その他、事務用品、印刷、小学校の飼料費等

2 保護者負担とすべきもの

- (1) 児童生徒個人の所有物に係る経費で
 学校、家庭のいずれにおいても使用できるもの
 学級、学年の全員が個人用の教材・教具として使用するもの
- (2) 教育活動の結果としてその教材、教具そのもの、又はそれから生じる直接的利益が児童・生徒に還元されるものの経費
 (例) 給食代、補助教材代、遠足・修学旅行代・観劇代、卒業式の記念品等、生徒会費、部活動費、各種共済掛金等

3 校長等個人負担とすべきもの

- ・ 校長会負担金、教頭会負担金等の個人を会員単位とした会費

4 その他

- ・ P T A 会計で負担すべきもの
 (例) P T A 運営に係るコピー等の事務経費、P T A 行事に係る旅費・会議参加費、P T A 連合会負担金等

(3) 学校徴収金の性質

学校徴収金は、教育活動上必要な経費のうち、直接児童生徒に還元される性格の経費である。学校徴収金は本来保護者が負担・支払をすべきものであるが、実際には学校が保護者から徴収し、一括して業者に支払いをしている。

学校徴収金の徴収・管理・執行を学校が主体となって取り扱う法的根拠としては、以下のような考え方がある。

ア 児童生徒の在学関係を公法上の関係にとらえて、学校徴収金の徴収・管理等の権限は教育目的達成のために付随的ないし教育条理上、岡山市（ないし岡山市から委任された学校長）に認められているとする考え方

イ 児童生徒の在学関係を私立学校の場合と同様にとらえて、学校徴収金の徴収・管理等の権限は、学校教育活動に必要な経費として、保護者等から学校（学校長）ないし岡山市に対する信託ないし委任に基づいて認められているとする考え方

いずれの考え方によっても学校長は学校徴収金の管理業務等を適正な注意義務をもって処理をしなければならず、善良な管理者としての注意義務（善管注意義務）が発生することになる。

(4) 学校徴収金の種類

ア 給食費

給食費は、学校給食の食材代等の支払いのための経費で受益者負担の考え方に基づき保護者負担となる経費の代表的なものである。

この事務処理は、校務として公金の取り扱いに準じて適正に行われる必要があり、岡山市教育委員会が作成している「学校給食事務管理の手引」（昭和53年4月作成、昭和63年3月、平成12年3月改訂）に基づいて行うことになっている。

イ 生徒手帳、名札等経費

生徒手帳、名札や氏名ゴム印等の物品は、教育活動に伴って児童生徒の個人単位で必要性が発生するが、生徒の利便上、学校が主体となって管理している。

ウ 修学旅行費、校外活動費等

修学旅行は、学校教育活動の一環として学校が主体となって実施している。

岡山市においては、各学校の校長の会である校長会が中心となって実施するいわゆる「連合方式」と呼ばれる定形的な行程等により実施される修学旅行が主流となっている。

修学旅行、校外活動（宿泊を伴う場合を含む。）及び生徒の鑑賞・観劇代等の経費は、学校教育活動の一環として、実施方法の管理のみならず集金及び支払についても学校が主体となって管理している。

エ 生徒会費

生徒会費は全校生徒を会員とした生徒会活動を行うための経費であり、生徒会活動は学校教育活動の一環であるから、集金及び支払については学校が主体となって実施している。

オ 部活動費

各種部活動は、全児童生徒を対象に画一的に実施されるものではなく、特定の児童生徒を対象に行われている。あくまで学校教育活動の一部として位置づけられているものであり、学校が主体となって実施している。

カ 卒業アルバム等卒業関係経費

卒業アルバム、丸筒、記念品等は、教育活動の結果としての卒業に伴い、児童生徒に直接手渡されるよう、学校が主体となって用意している。したがって、その制作等に伴う経費の徴収及び支払も、学校が主体となって実施している。

キ 補助教材費（益金を生じないもの）

児童生徒個人が所有して使用する教材・副教材等の購入にかかる経費である。教育目標を達成するため学校は、補助教材の選定をはじめとし、その調達すべき時期や方法、金額等については保護者へ通知を行っている。

ところが、その具体的な調達方法や取引関係について定めた規定はなく、文部省初等中等教育局長通達（昭和39年3月7日付文初初第127号）の趣旨に沿って、可能な範囲の便宜提供を行うことになっている。

ク 学校指定物品等（益金を生じないもの）

制服、体操服、通学カバン等の学校指定物品は、児童生徒が個人の所有物として使用するものであり、本来は保護者が販売業者から直接購入すべき性質のものであるが、保護者利便を図る観点から、あらかじめ各学校が価格の調整や販売業者のあっ旋等を行っている。

学校指定物品や再販制度に係る図書等は、学校が保護者と業者の間に入って、補助教材の手渡しや集金・支払の便宜供与を行っている場合もある。

(5) 学校徴収金の管理

ア 学校徴収金は保護者負担に区分される金銭の中で、学校が主体となって徴収・管理・執行している。

学校徴収金の徴収・管理・執行は、学校現場の教職員が最も苦勞していることの一つであり、中でも特に苦勞しているのは滞納金の徴収・処理の問題である。

この問題は、そもそも学校徴収金が公金でないため、その徴収・管理・執行の事務について準拠すべき法規や指針がなかったことから、各学校現場毎に担当者が従

前のやり方を改善することなく踏襲してきたことが原因である。

滞納が発生した場合、教職員は徴収のために相当の努力を余儀なくされているのが実情であるが、当該努力にもかかわらず滞納が年度末までに処理できなかった場合の会計処理については何らの指針もない。このため、各学校は止むを得ず他の会計での益金で処理するなどその処理は区々であった（もっとも、益金のない学校ではこのような処理すらできない。）

イ このような処理が可能であったのは、補助教材の会計や購買会計に益金があったからである。しかしながら、このような処理は、一方では、益金の存在を前提に、当該益金が不当に使用されているのではないかとの憶測を生み、他方では、保護者等への情報開示を躊躇する姿勢として今日に至っている。

ウ 学校徴収金は、公金でないとはいえ公費負担分と相まって教育活動費を賄っているものであるから、学校徴収金の徴収・管理・執行は、公費に準じて厳正かつ効率的に行われるだけでなく、その透明性が確保できるような統一的な事務処理基準を策定し、これにのっとり会計処理をすべきである。

エ 上記観点から、学校徴収金の管理及び会計処理の基準を考えるに当たっては、以下の諸点に留意して検討する必要がある。

（ア）責任体制の明確化及び周知

学校長を最終責任者として、事務処理担当者や監査実施者等、学校徴収金に係る責任体制を明確にし、教職員に周知する。

学校徴収金についての基本的考え方や会計処理に当たっての留意事項についても、すべての教職員が理解し、共通の認識をもつため、職員会議や職員研修会等の場を活用して周知を図る。また、人事異動や分掌の変更があった場合は、後任者に対して速やかに引継ぎを行う。

（イ）情報開示・事務処理の適正化

開かれた学校づくりを推進する観点からも教育活動全般にわたっての説明責任を果たし、情報開示の積極的な推進が求められる。特に学校徴収金については、保護者が負担している金銭であり、その会計処理は保護者の理解が得られるよう、十分な情報開示が必要とされる。

また、学校徴収金の事務処理に当たっては、文書による処理で、必ず複数の職員の関与により処理し、その適正・透明性を確保する。

（ウ）監督機関の設置

学校徴収金の管理や一連の会計処理についての監査及び学用品等の選定については、保護者の意見や要望が反映できるよう、保護者の代表が構成員として参加する監督機関を設置して、学校のあつ旋等の必要性の検討をはじめとし、保護者

負担の軽減を図る観点からも、品質、価格、業者選定方法等を含めた総合的な調査研究を実施することも必要となる。

なお、上記のような背景のもと、教育委員会事務局は各学校に対し、「学校徴収金会計について」と題する書面（平成15年3月20日付事務連絡）で、学校徴収金会計の管理及び会計処理等についての基本的な考え方を示すとともに、引き続き検討を重ね、先般、「岡山市立学校校納金等取扱の手引」でより詳細な指針を示した。

(6) 学校徴収金以外の校納金

P T A会費、各種掛金等は、学校が主体となって管理・徴収するものではないが、学校教育活動と密接な関係があり、便宜上、学校が委任を受けて集金している。

また、再販制度に係る図書や学校指定物品等で益金が生じるものについては、学校徴収金以外のものとして処理されていることが多かった。

これらの金銭については、権利義務の帰属主体を明確にしておくとともに、その金銭の取扱いに当たっての委任（責任）関係を契約書等により明確にして、事故防止を図る観点から収納後は契約書等の定めに従って、それぞれの帰属主体に速やかに引き継ぐ必要がある。

ア P T A会費

P T Aは、その主たる構成員を保護者とする任意の団体である。したがって、その会費の集金及び支出もP T A組織が主体となって管理運営するものであるが、多くの場合、学校がP T A組織から委任を受けて集金及び支出等の会計事務を代行していた。

イ 再販制度に係る図書や学校指定物品等で益金が生じるもの

再販制度に係る図書や学校指定物品等で益金が生じるものについては、学校が主体となって業者と取引を行っているケース、このことを取り扱うために組織された教育後援会等の団体により行われているケースがあった。

ウ 各種掛金（災害遺児年金掛金、学童校外事故共済掛金、独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金等）及び各種負担金

これらの掛金等は、保護者等から委任を受けて学校が集金事務を代行していた。

(7) 滞納金についての基本的姿勢

ア 校納金は、教育活動に必要な経費として受益者負担の考え方に基づいて保護者から集金しているものであり、それぞれの保護者が負担すべき額については一定期日までに全額を集金することが基本である。

イ しかしながら、期日までに全額を集金することができず、滞納金が発生することがある。

滞納の未然防止のため、年度（学期）当初に徴収（集金）計画を保護者に示すとともに、修学旅行費など高額なものについては積立を行うなど、工夫が必要となる。また、学校徴収金及び補助教材費等の年間納入計画をわかりやすい表にして保護者に配布し、徴収予定時期、金額をはじめ、購入物品の品名、価格等についてできるだけ詳細に記載し、保護者の資金準備を促し、滞納を減らす努力も必要である。

ウ 一方、滞納されている徴収金については、できるだけ少額の段階で、速やかに全額を徴収することを目指し、滞納状況が改善されない保護者については、来校依頼書等の依頼文を渡して来校してもらい、今後の納入について相談を行うよう求めるなどの働きかけを行う。

（ア）長期にわたり滞納が続く理由が経済的理由である場合は、「就学援助制度」の内容について説明をし、その申請を援助することも必要となる。

（イ）滞納の理由が経済的なものでない場合は保護者に対し、納入を促す。

エ なお、給食費をはじめとする一般的な学校徴収金に係る債権についての消滅時効は2年であるので、時効を中断させるために分納誓約書の提出をもとめ保護者に滞納を承認させるなど、時効中断の手続を用い債権管理を行うべきである。分納誓約書の提出をしない保護者に対しては訴え（「支払督促」の申立等）を提起するなど、時効中断の手続きを講じるべきである。

滞納金の徴収に当たっては、学校徴収金についての理解を得て円満に徴収する事が望ましいが、悪質で理解が得られない保護者についてはその実情に応じて法的な手段を用いることも必要である。学校徴収金のような比較的少額の債権の回収方法としては、簡易裁判所を利用した「支払督促」のほか、「少額訴訟」「民事調停」の方法がある。いずれの方法を選択するかについては、滞納額や保護者の資産、収入の状況に応じて適切に判断すべきである。

この場合、学校徴収金の法的根拠を教育目的達成のために付随的ないし教育条理上認められたものととらえると、岡山市（ないし岡山市から委任された学校長）が原告として請求することになる。他方、学校徴収金の法的根拠を保護者等からの信託ないし委任に求めると、学校長ないし岡山市が原告として請求することになるが、信託ないし委任関係を証明する書類が必要となると思われる。

(8) 購買組織の経緯と現状

ア 岡山市内の小中学校にある購買組織（特定の販売場所で、教材や学校生活を行う上で日用品を組織的に販売し、利益をあげているもの）は、児童生徒や保護者の便宜を図るために、あるいは教育活動を行う上で円滑に教材が整う必要性から、自然発生的に各学校において設置されてきた。

こうした目的をもって誕生した購買組織は、学校自らの判断で行われている営業活動ではなく、生徒の利便性を確保するため、その保護者らの意向によって現在まで活動が続けられてきている。

購買販売物品は、教育活動に必要な物品の販売であるため、一部の学校では、学校が実質的に運営している。

また、運営により得られた収益金については、購買職員の給与に充てるほか、学校運営を円滑に行う上で様々な使途に使用されてきた。

現在の市内の状況は、岡山市教育委員会の指導により、購買組織を廃止している学校もあるほか、設置している学校においても、多くがその運営主体をPTA等、学校以外の組織に移管している。

イ 岡山市立学校長宛「購買組織の運営について（指針）」（平成15年3月20日事務連絡）における購買組織見直しの指針では、方針が次のように示された。

（ア）購買組織については、その必要の有無を十分にPTA等と協議する。

（イ）購買組織を廃止する場合には、その財産について次のように処理する。

購買職員への給与の支払、業者への支払等を行った上で残金となった資金、物品に関しては、PTA役員会等で協議し、全PTA会員の承認によりその使途を決定する。

（ウ）購買組織を存続する場合は、次のことをその要件とする。

- ・ 学校が主体となって運営する購買組織は、平成16年3月31日までに全て廃止する。
- ・ 運営主体はPTAあるいはPTAから委託した教育後援会等の組織とする。
- ・ 購買組織設置の目的等を明確にして文書化する、購買の会計に関する帳簿等を、PTA総会等で全会員に報告し承認を得る、等の諸条件の設置を教育後援会組織の要件とする。

（エ）購買の運営に関する要領等の文書については、毎年PTA総会等で全保護者に配布、説明する。

（オ）補助教材の購入に伴い差益金が生ずる場合には、このような購買組織で管理するか、PTAを主体にした組織で管理する。

この指針によると、購買組織については、必要性についてPTA等と協議し、購買組織を廃止するか、廃止しない場合にも、学校が運営主体の購買組織は平成16年3月31日までに全て廃止し、PTA等の組織を運営主体とするよう指導している。

ウ その後、「岡山市立学校校納金等取扱の手引」において、購買組織を存続する場合の運営は、保護者のみを構成員とする組織（以下「教育後援会」という。）によ

り行うべきことが示されている。

つまり、学校及び教職員は、購買組織の運営にPTAという組織を通しても関与しないよう変更された。

教育後援会が購買組織を運営するに当たっては、購買事務従事者の確保が必要となり、教育後援会が購買事務担当者を雇用する等の方法が考えられる。

購買組織の運営に係る会計事務処理は、収入から支出、決算までの経理事務全体が教育後援会会員の承認と信頼が得られるものでなければならない。

したがって、益金の処分方法等を含めた会計処理に関する規約を設け、トラブルの未然防止を図る必要がある。そのため、常に帳簿を整理し、保管しておき、PTA総会等の場を利用して教育後援会の会員である保護者に収支決算を報告し、承認を得る必要がある。

4 就学援助制度について

(1) 就学援助制度の趣旨

ア 教育基本法第3条第1項は、憲法第14条の「法の下での平等」及び同第26条第1項の「教育を受ける権利」の精神を受け、教育の機会均等の原則を定めている。

イ しかし、現行法上、義務教育無償の範囲は、授業料（教育基本法第4条第2項）と教科書（義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律）に限定され、その他の学用品購入費、通学費、修学旅行費、給食費等は、受益者負担の考え方から児童生徒の保護者が負担することとされている。

ウ そこで、これらの保護者負担に関して、保護者の経済的理由により教育の機会均等が妨げられないよう、教育基本法第3条第2項は、国及び地方公共団体に対して奨学の方法を講じるよう義務づけている。

エ 同法の趣旨を受けた「学校教育法第25条（小学校）、第40条（中学校）」により、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して市町村が必要な援助を与えるよう義務づけられ（医療費につき「学校保健法第17条」）ているほか、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」、「学校給食法第7条第2項」等により、国の市町村に対する補助制度について定めている。

(2) 就学援助の対象者・認定基準・認定事務・就学援助の範囲

ア 就学援助の対象者

（ア）要保護児童生徒

児童又は生徒の保護者が、生活保護法第6条第2項に規定する「要保護者」である者

（イ）準要保護児童生徒

児童又は生徒の保護者が、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者

イ 岡山市における就学援助の認定基準

岡山市では、準要保護児童生徒の認定に当たり、「要保護及び準要保護児童生徒の認定について」（昭和38年文部省通知）で示された基準に加え、客観的な数値（所得）による基準として生活保護基準（基準生活費の額、教育扶助基準額及び住宅扶助基準額の合計額）の1.3倍という目安を採用している。

平成14年度の岡山市就学援助認定基準は次のとおりである。

平成14年度 岡山市就学援助認定基準

- 1 生活保護法第6条第2項に規定する「要保護者」で、次のいずれかの措置を受けた者
 - (1) 教育扶助を受けていない者
 - (2) 教育扶助を一時停止されている者
- 2 生活保護法第6条第2項に規定する「要保護者」に準ずる程度に困窮している者で、次のいずれかに該当する者。
 - (1) 前年度又は当該年度において次に掲げる措置の一を受けたこと又は受けていること
 - ア 生活保護法第26条の規定に基づく停止又は廃止
 - イ 地方税法に基づく個人の事業税の減免、市町村民税の非課税・減免又は固定資産税の減免
 - ウ 国民年金法に基づく国民年金の掛け金の減免
 - エ 国民健康保険法に基づく国民健康保険料の減免又は徴収の猶予
 - オ 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給
 - カ 生活福祉資金の貸付を受けている
 - (2) (1)以外の者で、次のいずれかに該当する者
 - ア 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
 - イ 保護者の職業が不安定で、生活状況が悪いと認められる者
 - ウ 学級費、PTA会費等の学校納付金の減免が行われている者
 - エ 学校納付金の納付状況が悪い者、昼食、被服等が悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している者で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者
 - オ 経済的理由による欠席日数が多い者
- 3 給与所得者の場合、前年の総収入が4,050,000円以内、給与所得者以外では所得金額2,698,400円以内(4人家族)
- 4 給与所得者の場合、前年の総収入が4,050,000円(給与所得者以外では所得金額2,698,400円)を超え、6,075,000円(給与所得者以外では所得金額4,317,600円)以内の者で、次のいずれかに該当する者
 - (1) 保護者又は家族に障害児(者)が居り生活に困窮していると認められる場合
 - (2) 父子家庭で生活に困窮していると認められる場合
 - (3) 本年1月1日以降下記の理由による生活に困窮していると認められる場合
 - ア 保護者又は家族が病気等のため長期にわたり入院し、収入が著しく減少した場合、又は家族の医療費に多額の出費を要する
 - イ 保護者の死亡により収入が著しく減少した
 - ウ 保護者の離婚(別居中を含む)により収入が著しく減少した
 - エ 失業又は転職により収入が著しく減少した
 - オ 倒産により収入が著しく減少した
 - カ 火災、水害等により経済的に困窮している
- 5 その他、特別の事情により生活が困窮していると認められる者

ウ 認定事務の流れ

1年度内に3回（6月上旬、9月上旬、1月上旬）保護者からの申請を受け付け、認定委員会（市教育行政審議会委員、学識経験者、民生委員、小中学校長等で構成される。）で審査の上、岡山市教育委員会が認否を決定する。

エ 就学援助の範囲

- （ア）学用品費
- （イ）通学用品費
- （ウ）校外活動費
- （エ）新入学児童生徒学用品費等
- （オ）修学旅行費
- （カ）通学費
- （キ）医療費
- （ク）給食費

③ 岡山市における認定状況・予算の執行状況

ア 最近5年間の就学援助認定状況は、後掲P.39の表のとおりであり、申請者数と認定者数、児童生徒数の推移は、後掲P.40のグラフのとおりである。

長引く不況の影響で、申請者数、認定者数ともに急増している。他方で総児童生徒数は減少しており、認定者の総児童生徒数に占める割合は、平成10年度の9.21%から平成14年度の13.31%へと大幅に増加している。

イ 理由別の認定状況

前記認定基準の理由別の認定状況は次のとおりであり、市の所得基準（生活保護基準の1.3倍）による認定者が約3分の2を占めている。

就学援助費 理由別認定状況

（人）

		申請者数	認定者	理由1	理由2	理由3	理由4	理由5	不認定者
H 13	小学校	4,873	4,480	32	1,361	2,944	75	68	393
	中学校	2,323	2,176	29	755	1,308	47	37	147
	合計	7,196	6,656	61	2,116	4,252	122	105	540
H 14	小学校	5,141	4,811	48	1,436	3,186	90	51	330
	中学校	2,473	2,331	39	802	1,406	55	29	143
	合計	7,614	7,142	87	2,238	4,592	145	80	473
増減	小学校	268	331	16	75	242	15	17	63
	中学校	150	155	10	47	98	8	8	4
	合計	418	486	26	122	340	23	25	67

理由1：文部省基準（前掲「平成14年度岡山市就学援助認定基準」第1項及び第2項 [(1)オを除く。]）

理由2：文部省基準のうち児童扶養手当受給世帯（上記基準第2項(1)オ）

理由3：目安内（上記基準第3項）

理由4：目安金額の1.5倍以内で特別の事情があるもの（上記基準第4項）

理由5：その他特別な事情により生活に困窮しているもの（上記基準第5項）

なお、理由3（所得基準）による認定者のうち、第一次申請分の4,380人を、所得階層別に分類すると、次のようになる。

所得階層(以上・未満)	(円)	人数(人)
0～500,000		1,044
500,000～1,000,000		330
1,000,000～1,500,000		490
1,500,000～2,000,000		613
2,000,000～2,500,000		874
2,500,000～3,000,000		801
3,000,000～3,500,000		180
3,500,000～4,000,000		48

岡山市が採用している所得基準では、前記のとおり給与所得者で原則405万円以内（平成14年度）であるが、この表を見ると、基準額の上限に近い所得階層の認定者は全体から見ればわずかな人数にとどまっており、仮に所得基準の上限を現在より若干引き下げたとしても、これによる就学援助費の削減効果は余り見込めないことが分かる。

就学援助認定状況

<平成10年度> 総児童・生徒数 57,908人(小 37,362人・中 20,546人)

区 分		1 次	2 次	3 次	合 計
申請者数 (%)		5,494 (9.49%)	145 (0.25%)	100 (0.17%)	5,739 (9.91%)
認定者数 (%)		5,122 (8.85%)	135 (0.23%)	76 (0.13%)	5,333 (9.21%)
認定内訳	小学校	3,330	95	50	3,475 (9.30%)
	中学校	1,792	40	26	1,858 (9.04%)
	計(再掲)	5,122	135	76	5,333

<平成11年度> 総児童・生徒数 56,471人(小 36,602人・中 19,869人)

区 分		1 次	2 次	3 次	合 計
申請者数 (%)		6,014 (10.65%)	180 (0.32%)	116 (0.21%)	6,310 (11.17%)
認定者数 (%)		5,664 (10.03%)	166 (0.29%)	105 (0.19%)	5,935 (10.51%)
認定内訳	小学校	3,744	121	74	3,939 (10.76%)
	中学校	1,920	45	31	1,996 (10.05%)
	計(再掲)	5,664	166	105	5,935

<平成12年度> 総児童・生徒数 55,251人(小 35,996人・中 19,255人)

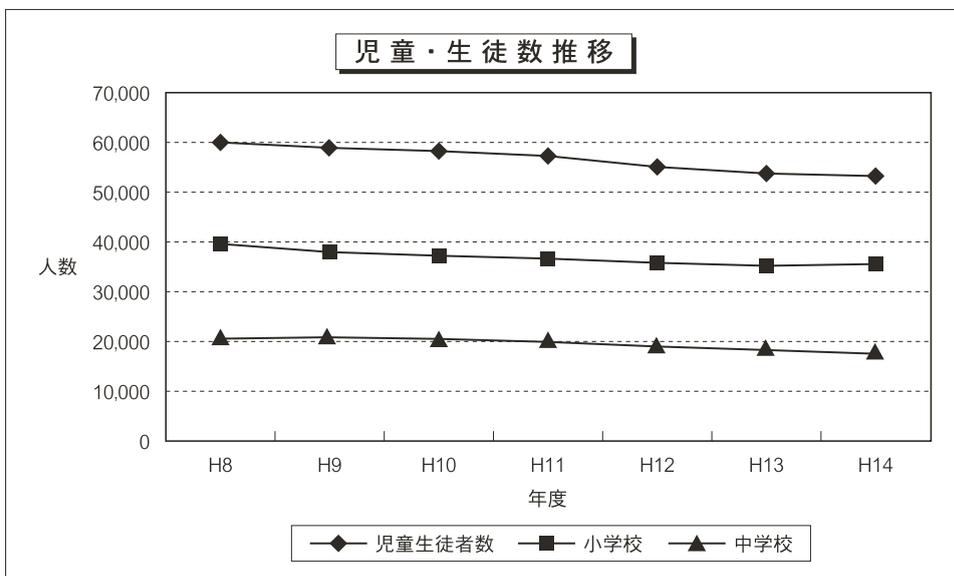
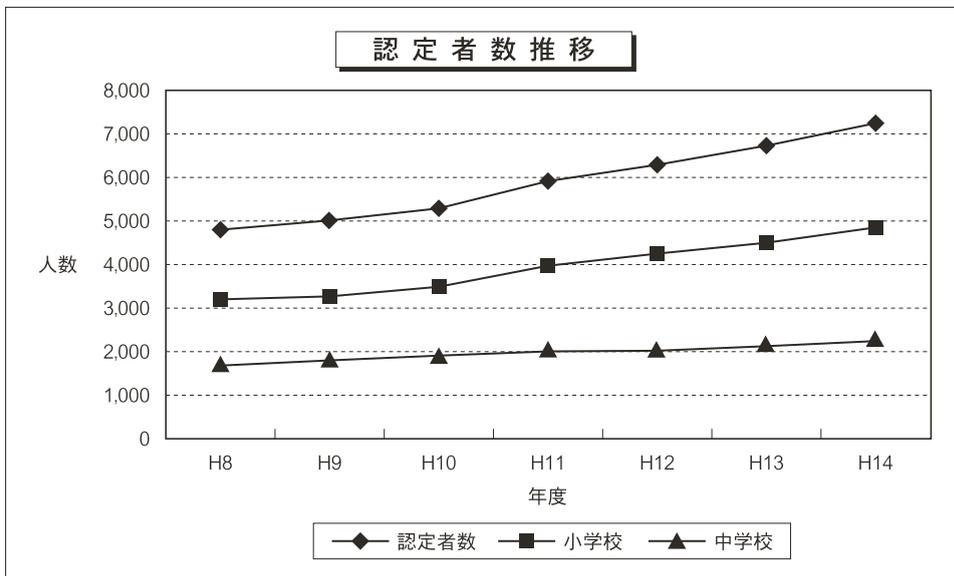
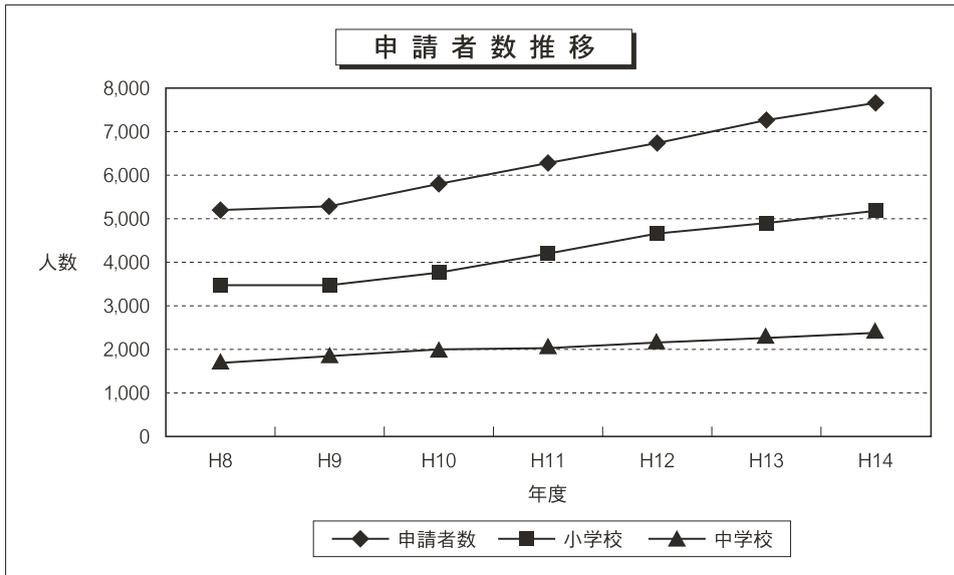
区 分		1 次	2 次	3 次	合 計
申請者数 (%)		6,571 (11.89%)	124 (0.22%)	122 (0.22%)	6,817 (12.34%)
認定者数 (%)		6,083 (11.01%)	109 (0.20%)	113 (0.20%)	6,305 (11.41%)
認定内訳	小学校	4,126	78	79	4,283 (11.90%)
	中学校	1,957	31	34	2,022 (10.50%)
	計(再掲)	6,083	109	113	6,305

<平成13年度> 総児童・生徒数 54,354人(小 35,655人・中 18,699人)

区 分		1 次	2 次	3 次	合 計
申請者数 (%)		6,904 (12.70%)	173 (0.32%)	119 (0.22%)	7,196 (13.24%)
認定者数 (%)		6,410 (11.79%)	144 (0.26%)	102 (0.19%)	6,656 (12.25%)
認定内訳	小学校	4,301	108	71	4,480 (12.56%)
	中学校	2,109	36	31	2,176 (11.64%)
	計(再掲)	6,410	144	102	6,656

<平成14年度> 総児童・生徒数 53,655人(小 35,679人・中 17,976人)校

区 分		1 次	2 次	3 次	合 計
申請者数 (%)		7,286 (13.58%)	184 (0.34%)	144 (0.27%)	7,614 (14.19%)
認定者数 (%)		6,848 (12.76%)	159 (0.30%)	135 (0.25%)	7,142 (13.31%)
認定内訳	小学校	4,604	117	90	4,811 (13.48%)
	中学校	2,244	42	45	2,331 (12.97%)
	計(再掲)	6,848	159	135	7,142



ウ 準要保護児童生徒対策費の執行状況

平成14年度の岡山市の就学援助費予算は、408,061,000円（補正後）であり、執行額は401,751,769円（執行率は98.45%）であった。

このうち、事務費（通信費等）を除く準要保護児童生徒対策費の執行額は小中学校合計で399,525,769円であり、岡山市の教育費全体の支出済額(20,197,402,780円)に占める割合は、1.98%である。

最近5年間の小中学校別執行額と、児童生徒数に占める認定者の割合の推移は、次の表のとおりである。

（単位：円）

		児童生徒数（人）	認定者数（人）	$\frac{\text{認定者数}}{\text{児童生徒数}}$ （%）	執行額（円）
H10年度	小学校	37,362	3,475	9.30%	204,943,961
	中学校	20,546	1,858	9.04%	165,435,376
	計	57,908	5,333	9.21%	370,379,337
H11年度	小学校	36,602	3,939	10.76%	232,586,855
	中学校	19,869	1,996	10.05%	178,349,299
	計	56,471	5,935	10.51%	410,936,154
H12年度	小学校	35,996	4,283	11.90%	235,522,649
	中学校	19,255	2,022	10.50%	168,863,361
	計	55,251	6,305	11.41%	404,386,010
H13年度	小学校	35,655	4,480	12.56%	225,202,385
	中学校	18,699	2,176	11.64%	168,701,155
	計	54,354	6,656	12.25%	393,903,540
H14年度	小学校	35,679	4,811	13.48%	227,426,898
	中学校	17,976	2,331	12.97%	172,098,871
	計	53,655	7,142	13.31%	399,525,769

エ 岡山市教育委員会事務局及び学校現場への監査の結果、岡山市における認定基準の設定は妥当であり、申請受付及び審査・認定・給与事務も適正に行われていると認められた。

(4) 支給単価の基準及び動向

ア 支給単価の基準

平成14年度における岡山市の支給額基準は次のとおりである。

(単位：円)

	費目	文部科学省実施要項	岡山市の支給額			
				小学校	中学校	
1	学用品費	文部科学省の基準額	文部科学省の基準額	11,100	21,700	年額
2	通学用品費	文部科学省の基準額	文部科学省の基準額	2,170	2,170	年額
3	宿泊無校外活動費	文部科学省の基準額	文部科学省の基準額	1,510	2,180	年額
4	新入学用品費	文部科学省の基準額	文部科学省の基準額	19,900	22,900	年額
5	宿泊有校外活動費	文部科学省の基準額	文部科学省の基準額	3,470	5,840	年額
6	修学旅行費	市町村の実施額	実費を考慮して決定	23,200	43,600	年額
7	給食費	市町村の実施額	実費を考慮して決定	145	175	一食当たり

イ 支給単価の動向

長引く経済不況のあおりを受けて、岡山市でもここ数年予算編成は非常に厳しい状況が続いており、可能な範囲で支給単価の見直しが進められてきた。

岡山市における、最近5年間の年度別支給単価の動向は、次のとおりである。

年度別支給単価の動向（最近5年間）

小学校	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	対H10年度比
学用品費(年額)	11,000	11,000	11,100	11,100	11,100	100%
通学用品費(年額)	2,150	2,160	2,160	2,170	2,170	100.93%
宿泊無校外活動費(年額)	1,500	1,510	1,510	1,510	1,510	100.67%
新入学児童学用品費(年額)	19,700	19,800	19,800	19,900	19,900	101.02%
宿泊有校外活動費(年額)	3,460	3,460	3,460	3,470	3,470	100.29%
修学旅行費(年額)	24,300	25,700	25,700	23,200	23,200	95.47%
給食費(一食)	210	210	185	160	145	69.05%

中学校	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	対H10年度比
学用品費(年額)	21,500	21,600	21,600	21,700	21,700	100.93%
通学用品費(年額)	2,150	2,160	2,160	2,170	2,170	100.93%
宿泊無校外活動費(年額)	2,160	2,170	2,170	2,180	2,180	100.93%
新入学児童学用品費(年額)	22,700	22,800	22,800	22,900	22,900	100.88%
宿泊有校外活動費(年額)	5,820	5,820	5,820	5,840	5,840	100.34%
修学旅行費(年額)	48,000	48,400	48,400	43,600	43,600	90.83%
給食費(一食)	250	250	220	195	175	70.00%

近年支給単価の見直し（切り下げ）が進められてきたのは、給食費と修学旅行費である。

特に給食費については、ここ3年間で小学校で30.95%、中学校で30%減額となっている。平成14年度における保護者負担の給食費の平均は小学校では253円58銭、中学校では303円45銭であるが、上記の支給単価はその57～58%ということになる。

修学旅行費についてみると、平成14年度における保護者が負担した修学旅行費の平均は、小学校では27,616円、中学校では50,759円であり、上記支給単価はその84～86%となっている。

(5) 学校徴収金の格差と就学援助

保護者負担の学校徴収金は、現実には学校により、かなりの格差がある。

市が金額を把握している給食費、修学旅行費、補助教材費について見ると、下表のとおりであり、最も高額な学校と最も低額の学校を比較すると、年額で、

補助教材費は小学校3,305円、中学校10,864円、

修学旅行費は小学校8,797円、中学校18,532円、

給食費は小学校8,764円、中学校4,510円

の格差が生じている。

補助教材費(平成14年度)

(単位：円)

小学校		中学校	
5,868	平均値	19,235	平均値
7,223	最高額	25,157	最高額
3,918	最低額	14,293	最低額
3,305	最高額と最低額の差額	10,864	最高額と最低額の差額

修学旅行費(平成14年度)

(単位：円)

小学校		中学校	
27,616	平均値	50,759	平均値
32,806	最高額	65,240	最高額
24,009	最低額	46,708	最低額
8,797	差額	18,532	差額

給食費(平成14年度)

(単位:円)

小学校		中学校	
253.58	平均値	303.45	平均値
285.18	最高額	315.69	最高額
237.73	最低額	288.17	最低額
47.45	差額	27.52	差額
8764.5	年間格差 1	4510.8	年間格差 2

1 1食当たり差額47.45円×年間給食実施回数の平均184.71回

2 1食当たり差額27.52円×年間給食実施回数の平均163.91回

これらに関する就学援助費は、定額で一律に支給されるので、保護者負担の高額な学校の保護者と低額な学校の保護者とでは、援助の度合いにも差異が生じていることになる。保護者負担軽減の観点からも、学校徴収金の金額や内容を点検し、不相当な格差の是正に努めることが必要である。

5 学校配当予算

(1) 学校配当予算と学校長の執行権限

教職員の給与や、校舎等の施設費、大規模な施設整備、修繕費等を除く学校運営経費・教育活動費等は、教育委員会から各学校に配当される。これを、学校配当予算という。

各学校長は、配当された学校予算を執行・管理する裁量権限を与えられているとともに、特定の事務に関する一定金額未満の契約権限（30万円未満の物品購入、修繕、請負等。岡山市立学校管理規則）を委任されている。

(2) 要求方式の導入

ア 平成10年9月に出された中央教育審議会の答申「今後の地方教育行政の在り方について」では、子供の個性を生かし、地域に開かれた特色ある学校づくりを狙いとして、学校の自主性・自律性の確立の必要性が強調され、具体的改善方策として、学校の裁量を拡大する方向での学校管理規則の見直し、学校に対する指示・命令と指導・助言の峻別などのほか、人事・予算面における学校（長）権限の拡大が、挙げられている。

イ 岡山市では、平成9年度以前は、費目ごとの基準単価を設定し、学校割、児童生徒割等で機械的な一律配当方式をとっていたが、平成10年度から、厳しい財政状況の中で長期的な視野に基づいた特色ある学校づくりのため必要な予算を確保するという趣旨から、学校配当予算編成に関する「要求方式」を導入した。

当初は費目ごとの額を提示し学校が金額を要求するという形であったが、さらに平成13年度からは、学校ごとの総額のみを提示し、学校が費目、額を要求する方式（総額要求方式）を取り入れ、学校現場（学校長）の裁量の範囲が格段に拡大された。

この総額要求方式とは、学校配当予算のうち、教育委員会の総務課所管の学校運営経費及び指導課所管の義務教育活動費及び教材教具管理費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、修繕料、医薬材料費、手数料、校用器具費、飼料費、使用料賃借料）につき、教育委員会が一定の基準（学校割、生徒割、学級割）で算出した各学校への予算の総額を提示し、個々の学校が提示された予算総額の範囲内で自由に各費目（節）ごとに配分計画を立てて次年度の学校予算を編成できるというものである。

(3) 学校配当予算額の推移と執行状況

平成14年度の学校配当予算額は、総額で小学校が4億7,225万9,000円（年度途中の追

加配当後の金額は4億8,060万9,000円)、中学校が3億1,826万9,000円(年度途中の追加配当後の金額は3億2,380万5,000円)で、執行率は小学校全体で97.6%、中学校全体で98.8%であった。

平成11年度からの各学校ごとの配当予算額の推移は表A、Bに掲げるとおりである(参考までに平成15年度の数字も掲げている)。

厳しい財政状況の中で、配当予算の額も年々漸減傾向にあり、平成14年度の小中学校別の配当予算総額を対平成11年度比で見ると、小学校が91.0%、中学校が92.9%となっている。

また、平成14年度における学校ごとの配当予算の執行状況は、表C、Dのとおりである。

ア 監査対象とした12校について、差引簿等関係書類の調査及び校長・事務職員に対し聴取を行った結果、各校の執行状況は適正であると認められた。

また、近年導入された要求方式(特に平成13年度から導入された総額提示型の要求方式)については、各校とも、自校の個別事情を反映させた予算編成を可能にするものとして好意的に受け止めていた。しかし、導入後まだ日が浅いこともあり、旧態依然とした消極的な姿勢にとどまっている学校も見受けられた。各学校がいかにこの要求方式をフルに活用し自主的個性的な学校づくりに役立てて行けるかは、今後の課題であろう。

イ 以上は、学校の経常的経費にかかわる事柄であるが、さらに、既に複数の自治体で取り入れられている制度として、学校の主体的な予算編成・執行を進めるため各学校が策定する事業計画、将来ビジョンに基づき、必要な経費を別枠の予算として措置する制度が、岡山市でも、もっと工夫されて良い。

岡山市では、各学校の独自の経営方針や特色ある教育活動を支援するための補助金として、「未来に翔る学校づくり推進校補助金」、「岡山チャレンジ・ワーク14推進事業費補助金」等が設けられているが、財政状況の厳しい今日、例えば一部自治体で試みられているような、光熱水費の節約により生み出した予算を学校に再配分する仕組み等の工夫をも検討すべきである。

すなわち、岡山市立小中学校の光熱水費(平成14年度決算額)は、合計すると約8億円でありこれは小中学校への同年度の配当予算額の合計(約7億9千万円)を上回る多額の金額である。この光熱水費について、各学校が努力して節減に成功した場合に節減額の一部を学校の自由裁量の予算として再配分する方法や、光熱水費に係る予算を当初から各学校に配当し、節減できた残予算額の一部を当該学校に再配分する方法などが、既に一部の自治体で実行に移されており、岡山市でも検討の価値が十分にあると考える。

A.学校配当予算総額一覧（小学校）（総務課・指導課ヒアリング対象予算分）

（単位：千円）

（単位：千円）

学校名	配当予算総額					備考	学校名	配当予算総額					備考
	H11	H12	H13	H14	H15			H11	H12	H13	H14	H15	
内山下	4,330	4,209				H13廃校	古都	5,814	5,660	5,269	5,117	4,978	
深砥	4,016	3,903	5,947	4,445	4,182	H13より内山下と合併、岡山中央南小	可知	6,510	6,341	6,741	6,562	6,616	
							芥子山	8,399	8,208	9,065	9,025	9,170	
弘西	5,150	5,009				H13廃校	政田	4,943	5,514	4,877	4,499	4,267	
清輝	4,915	4,565	4,283	4,046	3,877		開成	5,179	4,723	4,513	4,266	4,132	
旭東	4,970	4,819	4,330	4,189	4,029		西大寺	6,838	6,678	6,900	6,328	6,392	
出石	3,906	3,794	3,490		0	H14廃校	西大寺南	5,479	5,348	5,291	5,197	5,080	
伊島	8,475	8,241	7,903	7,606	7,367		雄神	4,552	4,434	4,336	4,250	4,045	
津島	8,188	7,977	7,614	7,225	7,036		豊	5,539	5,396	5,510	5,463	5,289	
石井	4,677	4,552	4,445	4,260	4,191		太伯	4,723	4,609	4,343	4,385	4,167	
鹿田	7,589	7,366	7,779	7,282	7,064		幸島	4,530	4,404	4,288	4,226	4,043	
大元	8,128	7,920	7,922	7,856	7,773		朝日	4,364	4,253	4,090	4,022	3,875	
御野	7,556	7,364	7,196	6,848	6,723		大宮	4,225	4,101	4,043	4,010	3,842	
南方	4,330	4,216	5,860	5,363	5,149	H13より弘西と合併、岡山中央北小に。	中山	6,659	6,482	6,647	6,399	6,234	
							馬屋下	4,372	4,259	4,254	4,149	3,975	
三勲	6,328	6,155	4,909	5,606	5,414		桃丘	6,501	6,324	5,539	5,146	4,944	
福浜	9,462	9,191	9,186	8,668	8,611		平津	4,261	4,142	4,062	4,019	3,984	
平福	7,931	7,709	7,384	7,705	6,826		野谷	4,857	4,735	4,452	4,328	4,182	
芳泉	8,854	8,613	8,423	7,944	7,558		横井	8,442	8,228	8,517	8,082	7,965	
ひばり	6,295	5,739	5,669	5,121	5,142		馬屋上	4,213	4,101	4,100	3,869	3,807	
宇野	8,838	8,635	8,805	8,457	8,569		庄内	6,873	6,698	6,981	7,132	7,073	
旭竜	5,255	5,107	5,180	4,974	4,795		加茂	5,387	5,244	5,171	5,198	4,984	
岡南	7,482	7,295	7,123	6,871	6,581		鯉山	4,995	4,867	4,707	4,567	4,343	
平井	7,214	7,119	7,286	6,977	6,538		吉備	8,496	8,250	8,038	7,961	7,916	
福島	5,283	5,136	5,178	5,104	4,988		妹尾	7,956	7,786	7,812	7,054	6,822	
南輝	6,936	6,748	6,620	6,547	6,376		箕島	5,184	5,010	4,937	4,810	5,579	
操南	6,235	6,075	5,980	5,700	6,050		福田	8,305	8,051	8,096	7,477	7,628	
操明	6,874	6,701	6,875	6,441	6,501		浮田	6,955	4,983	4,292	4,319	4,143	
富山	7,724	7,511	7,380	6,830	6,690		平島	5,605	5,459	5,359	5,254	5,181	
旭操	6,498	6,342	5,828	5,700	5,386		御休	4,531	4,415	4,227	4,185	4,049	
牧石	5,905	5,750	5,491	5,414	5,218		角山	4,475	4,366	4,290	3,991	3,836	
牧山	3,091	3,000	2,950	2,891	2,857		興除	5,169	5,033	4,961	4,811	4,481	
大野	5,283	5,132	5,012	4,975	4,819		曾根	4,476	4,362	4,202	4,162	4,002	
西	7,875	7,670	8,010	7,938	7,855		東畦	6,893	6,732	7,220	6,678	6,496	
御南	7,459	7,274	7,198	6,487	6,473		足守	4,857	4,737	4,459	4,360	4,313	
陵南	7,843	7,640	7,724	7,572	7,407		大井	4,282	4,170	4,055	3,934	3,756	
芳田	7,383	8,361	8,292	7,254	6,959		高田	4,189	4,069	4,051	3,906	3,761	
芳明	7,806	7,594	7,219	6,586	6,367		福谷	4,106	3,992	3,907	3,703	3,558	
甲浦	5,251	5,113	5,166	5,174	5,065		第一藤田	4,500	4,385	4,164	4,160	4,234	
三門	7,074	7,818	5,606	5,231	5,019		第二藤田	5,568	5,415	5,449	5,318	5,086	
財田	7,223	7,054	7,144	6,664	6,482		第三藤田	4,643	4,520	4,268	4,162	4,067	
竜之口	6,061	5,901	5,560	5,367	5,118		城東台		5,610	5,559	5,580	5,212	H12新設
高島	9,275	8,600	8,689	8,257	8,108		小計	227,845	226,094	223,042	216,064	211,507	
幡多	9,911	9,662	9,440	9,120	8,688		合計	518,969	510,642	494,750	472,259	460,498	
小串	4,267	4,153	4,062	4,046	3,908		図書費を含む						
浦安	5,978	5,815	5,550	5,454	5,232								
小計	291,124	284,548	271,708	256,195	248,991								

B.学校配当予算総額一覧（中学校）（総務課・指導課ヒアリング対象予算分）

（単位：千円）

学校名	配当予算総額				
	H11	H12	H13	H14	H15
中央	10,419	10,074	8,953	8,760	8,491
岡北	10,345	10,015	9,810	9,488	9,246
京山	13,046	12,692	12,593	11,616	11,270
石井	10,390	10,095	10,103	9,558	9,077
桑田	11,226	10,903	11,471	11,483	11,203
岡輝	10,201	11,596	9,084	8,399	8,134
福浜	12,366	12,055	11,573	12,201	11,429
福南	9,553	9,290	9,235	9,120	9,126
芳泉	13,215	12,866	12,679	12,610	11,989
東山	9,358	9,095	8,671	8,431	8,126
操山	10,790	10,482	10,413	9,985	10,333
操南	12,937	12,556	12,416	11,710	11,639
富山	8,979	8,723	8,386	8,366	8,066
御南	10,929	10,623	10,808	10,585	10,579
芳田	10,106	9,843	10,026	9,924	9,530
光南台	7,370	7,163	7,247	7,053	6,888
竜操	14,411	15,482	13,701	13,017	12,894
高島	11,285	10,997	10,644	9,803	9,915
旭東	12,963	12,615	12,422	12,339	12,222
西大寺	11,182	10,866	10,797	10,703	10,417
上南	7,806	7,603	7,709	7,573	7,250
山南	8,489	8,269	8,449	8,184	7,902
中山	13,042	12,700	12,097	11,032	10,938
香和	10,686	10,421	10,632	10,230	10,084
高松	10,109	9,840	10,495	10,422	10,167
吉備	12,427	12,092	12,262	11,945	11,869
妹尾	10,641	10,349	9,650	9,879	9,301
福田	8,575	8,333	8,627	8,558	8,183
上道	11,464	11,169	11,354	10,106	9,799
興除	9,305	9,065	9,721	9,070	8,852
足守	9,162	8,135	8,226	7,471	7,224
藤田	9,967	9,711	9,278	8,648	8,398
合計	342,744	335,718	329,532	318,269	310,541

C.学校配当予算総額一覧(小学校)(総務課・指導課ヒアリング対象予算分)

(単位:千円)

(単位:千円)

学校名	H14		備考	学校名	H14		備考
	配当予算総額	決算額(円)			配当予算総額	決算額(円)	
内山下		0	H13廃校	古都	5,417	5,354,124	
深砥	4,445	4,382,797	H13より内山下と合併,岡山中央南小に。	可知	6,862	6,846,927	
弘西		0	H13廃校	芥子山	9,325	9,059,558	
清輝	4,046	3,845,548		政田	4,799	4,641,045	
旭東	4,189	3,991,517		開成	4,266	4,204,985	
出石		0	H14廃校	西大寺	6,328	6,283,787	
伊島	7,906	7,875,070		西大寺南	5,197	5,145,297	
津島	7,225	7,222,822		雄神	4,250	4,186,572	
石井	4,560	4,536,284		豊	5,463	5,255,840	
鹿田	7,282	7,202,923		太伯	4,385	4,022,939	
大元	8,265	8,084,843		幸島	4,320	4,038,233	
御野	6,848	6,808,172		朝日	4,022	3,837,173	
南方	5,363	5,208,444	H13より弘西と合併,岡山中央北小に。	大宮	4,010	3,415,977	
三勲	5,606	5,567,263		中山	6,399	6,264,901	
福浜	8,958	8,940,261		馬屋下	4,149	4,127,642	
平福	8,005	7,975,865		桃丘	5,146	4,923,990	
芳泉	7,944	7,934,610		平津	4,019	3,976,297	
ひばり	5,121	4,302,478		野谷	4,328	4,268,851	
宇野	8,457	8,144,526		横井	8,382	8,230,740	
旭竜	5,274	5,239,501		馬屋上	3,869	3,713,704	
岡南	6,871	6,862,057		庄内	7,132	7,101,090	
平井	7,277	6,886,580		加茂	5,198	5,197,730	
福島	5,404	5,400,706		鯉山	4,567	4,513,632	
南輝	6,547	6,521,080		吉備	7,961	7,741,856	
操南	5,700	5,651,339		妹尾	7,354	7,299,126	
操明	6,441	6,150,006		箕島	4,810	4,631,033	
富山	7,130	7,126,401		福田	7,886	7,542,244	
旭操	6,000	5,976,224		浮田	4,372	4,348,243	
牧石	5,414	5,097,598		平島	5,554	5,514,350	
牧山	2,891	2,667,710		御休	4,185	4,116,443	
大野	5,275	5,175,556		角山	4,400	4,341,812	
西	7,938	7,732,028		興除	4,811	4,733,483	
御南	6,487	6,438,679		曾根	4,162	3,263,338	
陵南	7,572	7,382,157		東畦	7,293	7,290,643	
芳田	7,254	7,113,815		足守	4,660	4,540,471	
芳明	6,586	6,527,994		大井	3,934	3,612,562	
甲浦	5,243	5,204,083		高田	4,206	3,995,242	
三門	5,531	5,417,217		福谷	3,703	3,635,314	
財田	6,664	6,593,438		第一藤田	4,160	4,086,706	
竜之口	5,367	5,338,297		第二藤田	5,318	5,108,935	
高島	8,557	8,348,218		第三藤田	4,162	3,977,507	
幡多	9,120	9,088,441		城東台	5,580	5,569,456	H12新設
小串	4,048	3,940,325		小計	220,344	213,959,798	
浦安	5,454	5,432,823		合計	480,609	469,295,494	
小計	260,265	255,335,696		追加配当含む			
				執行率	97.6%		

D.学校配当予算総額一覧（中学校）（総務課・指導課ヒアリング対象予算分）

（単位：千円）

学校名	H 14	
	配当予算総額	決算額(円)
中央	8,760	8,705,765
岡北	9,488	9,475,899
京山	11,616	11,608,096
石井	9,858	9,837,727
桑田	11,483	11,453,690
岡輝	8,699	8,552,649
福浜	12,668	12,660,298
福南	9,420	9,418,392
芳泉	12,910	12,886,993
東山	8,431	8,426,840
操山	10,753	10,726,732
操南	12,010	11,977,213
富山	8,366	8,358,117
御南	10,585	9,950,003
芳田	10,224	10,200,577
光南台	7,520	7,360,753
竜操	13,617	13,615,043
高島	9,803	9,009,429
旭東	12,339	12,113,490
西大寺	11,303	11,001,025
上南	7,873	7,794,779
山南	8,186	8,040,197
中山	11,032	10,558,301
香和	10,530	10,362,558
高松	10,468	10,374,154
吉備	11,945	11,734,318
妹尾	9,879	9,866,051
福田	8,558	8,494,003
上道	10,106	10,076,160
興除	9,170	9,169,615
足守	7,471	7,432,946
藤田	8,734	8,670,743
合計	323,805	319,912,556
執行率	98.8%	

6 余裕教室の活用

(1) 少子化と児童生徒数の減少

少子化社会といわれる今日、岡山市立小中学校における児童生徒数も減少しており、平成14年度の児童生徒数は、小学校で35,679人（ピークの昭和57年における児童数54,228人の65.79%）、中学校で17,976人（ピーク時の昭和62年における生徒数27,331人の65.77%）となっている。

(2) 余裕教室の状況

ア そのため、学級数も減少し、従前の児童生徒数を前提に建設された学校施設では、実学級数を上回る数の普通教室、いわゆる余裕教室が生まれるようになった。

各学校では、こうした余裕教室の一部を改築し、或いはそのままの形で、多目的教室、コンピュータ教室、視聴覚室、少人数学習室、ランチルーム、会議室、相談室、PTAルーム等として利用を進めている。

イ 岡山市教育委員会が、各学校が毎年発行する学校要覧をもとに把握している余裕教室数は、下表のとおりである。（なお、ここでは、普通教室数のうち当該年度の実学級数を上回る普通教室数を余裕教室数としている。また、監査対象年度は平成14年度であるが、当該年度には調査が実施されていないため、平成15年度の調査結果を参考として掲げた。）

区分	学校数	普通教室数	実学級数	余裕教室数
小学校	81校、分校2校	1,637	1,246	393
中学校	33校	704	531	173
			計	566

ウ 余裕教室の活用について、文部省（当時）は平成5年4月に「余裕教室活用指針」を策定し、学校教育目的のみならず社会教育施設等学校施設以外への転用も視野に入れた積極的な活用計画策定の必要性を謳っている（資料3）。

この指針においては、「余裕教室」とは、「将来的にも恒久的に余裕となると見込まれる普通教室」と規定されており、「空き教室」とは「余裕教室の内、将来計画がなく当該学校では不要となると見込まれている普通教室」、また「一時的余裕教室」とは、「現在はクラスルーム等として使われていないが、将来の学級数の増加、学年毎の学級数の変動その他の理由により、当面特定用途目的のスペースに改造せず留保している普通教室」をいうと規定されている。

エ 岡山市教育委員会が各学校の学校要覧をもとに把握している、各学校ごとの余裕教室の数と利用状況の内訳は、後掲の利用状況調査表のとおりである。

しかし、学校現場の監査を行った結果によれば（後記8 学校現場の監査(1)施設管

理状況) 各校の現実の利用状況にはかなり程度の差があり、利用目的に沿った改造や模様替えなど独自の工夫を加えて有効に活用している例もあれば、資料室等と一応名付けてはいてもその実は余り利用されていないと見られる例もあり、現状把握により努める必要がある。

(3) 児童クラブに関する余裕教室活用

ア 余裕教室の活用形態のひとつとして注目されるのが、岡山市が昭和41年度から継続して取り組んできた、放課後児童健全育成事業(国レベルでは平成9年に児童福祉法の改正により法制化。平成10年4月1日施行)としての児童クラブのための使用である。

イ 児童クラブは、児童館、保育所、学校の余裕教室など、既設の社会資源を活用して実施することが想定されている(放課後児童健全育成事業実施要綱)が、現実には、既設の施設との利用関係の調整の困難さ等から、学校敷地内にプレハブの施設を建築するという形態が最も一般的に行われてきた。

ウ 現在、新規に児童クラブを開設する際に最も多く用いられるのが、プレハブ施設のリースであり、リース期間は6年が一般的で、平成11年度から平成15年度までにリースを開始した児童クラブでは、1施設につき、リース契約総額の平均が875万円、リース料の年額の平均が174万円である(表A)。

表A

	小学校名	リース契約総額	リース開始月	リース期間	リース料年額(円)
1	豊	7,454,160	H11.11	6年	1,242,360
2	甲浦	5,103,000	H12.2	6年	850,500
3	東畦	6,562,500	H12.9	26ヶ月	3,028,846
4	陵南	10,425,240	H12.12	6年	1,737,540
5	吉備	10,962,000	H13.3	6年	1,827,000
6	庄内	10,300,464	H13.3	6年	1,716,744
7	岡山中央北	9,749,775	H13.3	49ヶ月	2,387,700
8	大野	11,440,798	H13.9	48ヶ月	2,860,200
9	平島	12,625,198	H13.9	6年	2,104,200
10	足守	7,333,200	H14.9	6年	1,222,200
11	西大寺南	7,938,000	H14.9	6年	1,323,000
12	開成	6,705,720	H15.9	6年	1,117,620
13	興除	7,182,000	H15.9	6年	1,197,000
	合計	113,782,055			22,614,910
	平均	8,752,465			1,739,608

これに対して、余裕教室を利用して児童クラブを開設する場合は、当該学校施設の状況により、改修工事、機械設備工事、電気設備工事、ガス工事等の費用が一時的にかかるが、その金額は、最近の例では、石井小学校で工事費総額1,244,204円(平成14年度)、三軒小学校で1,974,000円(平成15年度)、幸島小学校で1,103,025円(平成15年度)と、ほぼ100万円から200万円以内で納まっており、費用の面からみれば、相当の節減が見込まれると考えられる(表B)。

表B

	小学校名	開設時の工事費総額(円)	工事年度
1	石井	1,244,204	H14年度
2	三勲	1,974,000	H15年度
3	幸島	1,103,025	H15年度
	平均	1,440,409	

なお、児童クラブは、厚生労働省が推進している子育て支援のための拠点整備事業における拠点施設に該当し、余裕教室を児童クラブに改築する場合には、社会福祉施設等施設整備費・同設備整備費の国庫負担（補助）の適用があるので、今後積極的な活用を検討すべきである。

エ 後掲の一覧表によれば、平成15年度では、児童クラブを実施している58校のうち、余裕教室等既設の学校施設を活用している例は、10校にとどまる（余裕教室利用7校のほか、不要となった学校施設を「転用」という形で既設の学校施設を活用している例が3校である）。

オ 岡山市教育委員会では、平成14年8月に、「岡山市における余裕教室に関する活用方針」（資料4）により、児童クラブや地域における学習・交流活動等その他の用途のための余裕教室活用につき関係機関等から要請があった場合、教育委員会内担当部課長及び当該学校長等から構成される「余裕教室活用検討委員会」を設置して検討し、余裕教室の積極的な活用を図るとの方針を定めた。

この検討委員会は「関係機関等から要請があった場合」に開かれるもので常置の機関ではなく、平成14年度に1度、児童クラブ室としての使用の要請があった3校について検討するために開かれ、その後は平成15年度にも1度開かれている。

平成14年度に要請のあった小学校3校については、検討委員会での検討の結果、うち2校は、余裕教室が既に他目的（ランチルーム、少人数学習室、PTA室等）に使用されている、児童数が増える可能性がある等の事情から、余裕教室利用は困難であり、プレハブ対応が適当であるとの結論が出され、残り1校については余裕教室利用が適当と判断され翌平成15年度から実施に移された。

また、平成15年度に要請のあった小学校1校についても、余裕教室利用が可能と判断され、同年度から実施に移されている。

余裕教室の真の有効活用を進めるためには、具体的な要請があって初めて対応を検討するという姿勢にとどまらず、既存の学校施設の高機能化、多機能化を図る観点から、長期的な視野に立って計画的に進める必要がある。今後はこうした観点から検討委員会を設置するなどして、岡山市としての独自の余裕教室活用計画を策定し、関係部局との横の連携を密にし、計画的な余裕教室活用を進めていくことが肝要である。検討されたい。

平成15年度 余裕教室利用状況調査表（小学校）

平成15年5月1日現在

学校名	普通教室数①	実学級特殊を含む②	余裕教室数①②		利用状況内訳											他の学校施設転用			
			多目的教室	コンピュータ教室	視聴覚室	少人数学習	ランチルーム	生活科	相談室	会議室	児童会室	資料室	倉庫	P T A室	その他				
1 岡山中央南	15	8	7				3						1			1	2		
2 岡山中央北	19	16	3	1			1										3		
3 清輝	20	8	12	1	1				1	1	1	1	2	1	1	2			
4 旭東	19	7	12	5				1	1	1		1	1		1	2			
5 伊島	27	22	5	1			1		1		1	1							
6 津島	30	21	9	1	1		1			1		1	2				2		
7 石井	22	10	12					1			1	1			1	7			
8 鹿田	27	24	3	1			1				1								
9 大元	28	27	1				1												
10 御野	29	22	7	1	1			1				1	1			2			
11 三勲	29	15	14	3	1		2	1	1		2	1				2			
12 福浜	36	32	4				1	1		1			1						
13 平福	30	22	8	2	1	1		1	1	1					1	1			
14 芳泉	39	26	13	4					1	2	1	1	1			3			
15 ひばり分校	15	13	2		1				1										
16 宇野	31	31	0																
17 旭竜	27	12	15	8				1		1	1	1	2	1					
18 岡南	30	19	11	2			1	1	1		2	1		1	1	1			
19 平井	25	20	5	1			1				2		1						
20 福島	20	13	7	2					1			1				2			
21 南輝	34	20	14		1		1	1	2	1		1	1	1	5				
22 操南	20	14	6								1	1	2			2			
23 操明	26	21	5													5			
24 富山	28	23	5	1					1	1		1			1				
25 旭操	25	15	10	4				1				1	1	1	2				
26 牧石	19	13	6	1				1			2	1	1						
27 牧山分校	3	3	0		1														
28 大野	18	13	5	1		1		1			1	1							
29 西	36	28	8		1		1	1	1			1	2		1				
30 御南	29	21	8					1	1		1		4			1			
31 陵南	27	26	1								1								
32 芳田	29	23	6	2	1			1	1			1							
33 芳明	23	20	3			1	1	1											
34 甲浦	14	13	1								1								
35 三門	24	13	11	2	1			1	1		1	1	3			1			
36 財田	30	20	10	2				1		1	1		2	1	1				
37 竜之口	18	14	4				1			1				1	1				
38 高島	29	25	4		1		1	1							1				
39 幡多	36	32	4				2	1							1				
40 小串	6	6	0																
41 浦安	18	15	3	1					1			1							
42 古都	15	11	4		1							1	1			1			
43 可知	24	22	2							1		1	1						
44 芥子山	35	34	1				1												
45 政田	13	7	6		1		2	1	1			1							
46 開成	9	7	2		1											1			
47 西大寺	29	19	10	3	1		1	1		1		1	1			1			
48 西大寺南	13	12	1				1												
49 雄神	14	6	8	2	1			1	1			1	1		1				
50 豊	13	13	0																
51 太伯	13	8	5		1			1	1		1			1					
52 幸島	8	7	1					1											
53 朝日	12	6	6		1			1	1			1	2						
54 大宮	6	6	0																
55 中山	26	19	7					2	1			1			1	1			
56 馬屋下	11	7	4	1				1		1	1								

57	桃丘	19	14	5	2				1			1	1						
58	平津	14	7	7	1	1			1			1	1	1		1			
59	野谷	12	7	5	1	1			1				1	1					
60	横井	26	26	0														2	
61	馬屋上	6	6	0															
62	庄内	23	21	2				1										1	
63	加茂	12	13	1		1													
64	鯉山	12	7	5	1	1			1			1		1					
65	吉備	32	29	3				1	1					1					
66	妹尾	26	20	6					1	1	1	1	1					1	
67	箕島	12	10	2	1	1													
68	福田	25	23	2		1							1						
69	浮田	13	7	6	1	1			1	1	1	1							
70	城東台	19	14	5														5	
71	平島	14	13	1	1														
72	御休	6	6	0															
73	角山	6	5	1						1									
74	興除	14	8	6		1			1			1	1					2	
75	曾根	6	7	(1)															
76	東疇	20	20	0															
77	足守	10	7	3	1	1			1										
78	大井	8	6	2								1						1	
79	高田	6	6	0															
80	福谷	6	5	1														1	
81	第一藤田	11	8	3			1		1				1						
82	第二藤田	18	14	4	1				1						1			1	
83	第三藤田	10	7	3		1			1			1							
	計	1,637	1,246	393	63	29	4	27	41	25	17	31	27	39	14	15	64	7	3

平成15年度 余裕教室利用状況調査表（中学校）

平成15年5月1日現在

学校名	普通教室数 ①	実学級 特殊を含む ②	余裕教室数 ① ②	利用状況内訳												記事		
				多目的教室	少人数学習	視聴覚室	進路指導・ 資料室	相談室	生徒会室	書写室	会議室	資料室	倉庫	P T A室	その他			
1 岡山中央	9	17	(8)	1						2			2	1			5	改築中
2 岡北	25	15	10							1			1	1				
3 京山	30	23	7	3			1		1	1			1	1		1		
4 石井	31	14	17	5			1	1	1	1			1		1		6	
5 桑田	27	22	5	2						1			1				1	
6 岡輝	21	12	9	5			1		1				1		1			
7 福浜	31	23	8	4		1		1	1	1								
8 福南	23	15	8	1	2		1	1	1			1	1					
9 芳泉	32	25	7	2	1			1	1								2	
10 東山	18	11	7	2	2		1		1								1	
11 操山	24	19	5	3					1								1	
12 操南	25	20	5	3			1		1					1				
13 富山	17	11	6												1	5		
14 御南	22	20	2	1								1	1					
15 芳田	23	17	6				1	3				1	1					
16 光南台	9	7	2	1				1					1					
17 竜操	34	27	7	4				1	1		1							
18 高島	24	16	8	1					1								6	
19 旭東	29	26	3					1									2	
20 西大寺	28	19	9		2		1		1	1	2	1	1					
21 上南	11	7	4	1							1						2	
22 山南	14	10	4						1			1					2	
23 中山	27	22	5	1	1						1		2					
24 香和	19	15	4	1	3													
25 高松	20	16	4	1	2			1										
26 吉備	30	23	7			2						1		1	3			
27 妹尾	19	16	3		1													
28 福田	15	12	3		1						1						1	
29 上道	18	14	4	3					1									
30 興除	18	13	5		2	1	1											
31 足守	10	7	3	1					1								1	
32 藤田	15	11	4	3								1						
33 岡山後楽館	6	6	0															
計	704	531	173	49	17	4	9	11	17	4	14	11	5	3				

7 学校・幼稚園の再編整備

(1) 学校の再編整備

教育の分野、特に学校規模等は本来コストのみで論じられるものではないが、児童生徒数の全国的な減少傾向のなか、教育予算の執行という観点から、学校の再編整備について、児童生徒数及び教職員数・人件費の面から検討する。

ア 岡山市立の学校施設の現況（学校数・児童生徒数）

（平成14年5月1日現在）

区 分	学校数	学級数	児童・生徒数
小学校	81校、分校2校	1,120学級(117学級)	35,350人(329人)
中学校	33校	492学級(49学級)	17,826人(150人)

（ ）は特殊学級で外数

[児童生徒数の推移]

（各年5月1日現在）

区 分	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
小学校	43,311	42,762	42,278	41,829	40,695	39,430	38,248	37,362	36,602	35,998	35,655	35,679
中学校	23,017	22,357	21,599	20,924	20,612	20,716	20,828	20,546	19,869	19,256	18,699	17,976

ピーク数：小学校54,228人（S57） 中学校27,331人（S62）

イ ところで、岡山市は岡山市立学校施設機能検討委員会より「学校規模と教育条件の適正化について（平成9年11月28日付）」の答申を受け、岡山市中心部の再編を次の（ア）（イ）のとおり実施、さらに（エ）のとおり再編計画実施続行中である（教職員数には、臨時・嘱託を含んでいる。）

（ア）平成11年4月1日、丸之内中学校（丸の内二丁目6-45）と旭中学校（蕃山町6-10）が統合し、岡山中央中学校（旭中学校地）として開校した。

丸之内中学校 H 10.5.1	132人 5学級 教職員 15人	旭中学校地に新設開校
旭中学校 H 10.5.1	276人 12学級 教職員 28人	
		岡山中央中学校 H 11.4.1
		395人 16学級 教職員37人

（イ）平成13年4月1日、内山下小学校（丸の内一丁目2-12）と深砥小学校（中山下二丁目6-30）が統合し、岡山中央南小学校（深砥小学校地）として開校し、

弘西小学校（弓之町 9-27）と南方小学校（南方一丁目 3-15）が統合し、岡山中央北小学校（南方小学校地）として開校した。出石小学校（幸町10- 9）については平成14年 3月31日をもって廃止したが、旧出石学区は調整区域として、中央南、中央北、鹿田小学校の中から選択して就学できることとした。

内山下小学校 H12.5.1	107人 8学級 教職員20人	岡山中央南小学校 H13.5.1 深柢小学校地に新設開校	岡山中央南小学校 H13.5.1	217人 10学級 教職員23人
深柢小学校 H12.5.1	90人 7学級 教職員16人			
弘西小学校 H12.5.1	242人 10学級 教職員22人	岡山中央北小学校 H13.5.1 南方小学校地に新設開校	岡山中央北小学校 H13.5.1	383人 15学級 教職員31人
南方小学校 H12.5.1	162人 8学級 教職員18人			
			出石小学校 H13.5.1 (H14.3.31 廃止)	74人 6学級 教職員18人

調整区域とし、中央南、中央北、鹿田小学校のなかから選択して就学できる。

(ウ) 平成14年 5月 1日現在の岡山中央南小学校の児童数は222人・9学級・教職員数は23人であり、岡山中央北小学校の児童数は382人・15学級・教職員数は31人である。

(エ) 上記(ウ)の岡山中央南小学校・岡山中央北小学校については、平成17年 4月 1日を目途に統合し、岡山中央小学校（弘西小学校地）として開校する計画である。この統合新設校の児童数は618人・学級数は20学級・教職員数は33人程度となる見込みである。

ウ 中学校の学校再編を教職員人件費の面から教職員数・人件費を比較検討すると次のようになっている。

		再編前（H10.5.1）				再編後（H11.4.1）	
		丸之内中学校（人）	旭中学校（人）	人数（人）	人件費（円）	岡山中央中学校（人）	人件費（円）
岡山県が人件費を負担する職員	教員	11	22	33	220,950,312	29（1）	197,985,223
	事務職員	1	1	2	12,681,372	1	6,340,686
	栄養士						
	小計	12	23	35	233,631,684	30（1）	204,325,909
岡山市が人件費を負担する職員	栄養士		1	1	8,679,775	1	8,679,775
	用務員	1	1	2	17,359,550	1	8,679,775
	図書館司書	（1）	（1）	（2）	7,000,000	（1）	3,500,000
	給食調理員	（1）	2	2（1）	19,589,550	3	26,039,325
	小計	1（2）	4（1）	5（3）	52,628,875	5（1）	46,898,875
	計	13（2）	27（1）	40（3）	286,260,559	35（2）	251,224,784

（ ）内は臨時・嘱託等で外数である。

岡山県が人件費を負担する職員の内、教員、事務職員、栄養士の正規教職員の人件費については、岡山県人事委員会が公表している平成14年度の「給料表別の平均給与月額等」一覧表記載の該当職種の月額（給料に扶養手当と調整手当を加えたもの）に12月を乗じ、期末・勤勉手当（年間4.65月）を加算した額によった。

教員6,695,464円 = 402,130円 × (12月 + 4.65月)

事務職員6,340,686円 = 380,822円 × (12月 + 4.65月)

栄養士5,910,300円 = 354,973円 × (12月 + 4.65月)

岡山県が人件費を負担する職員のうち、①教員の臨時・嘱託等の人件費については、岡山市教育委員会より入手した講師の平成14年度年間給与額3,816,767円を基にして計算した。

岡山市が人件費を負担する職員のうち、栄養士、用務員、図書館司書、給食調理員の正規教職員の人件費については、岡山市教育委員会作成の学校教育費調査票（以下「調査票」という。）より算出した共済組合等負担金等を除いた人件費の平成14年度の中学校平均給与額8,679,775円を基にして計算した。

岡山市が人件費を負担する職員のうち、⑥図書館司書及び⑦給食調理員の臨時・嘱託等の人件費については、岡山市教育委員会より入手した平成14年度の図書館司書の嘱託等の年間給与額（概数）3,500,000円及び給食調理員の臨時の年間給与額（概数）2,230,000円を基にして計算した。

中学校の場合、教職員の人件費コストの削減額及び児童生徒数1人に対する教職

員人件費を計算すると次のとおりとなる。

すなわち、平成11年4月1日時点で、臨時・嘱託等を含めて6人の削減となっており、人件費としては年額35,035,775円（＝県費職員削減額29,305,775円＋市費職員削減額5,730,000円）の削減となっている。

- ・再編前（H10.5.1）の生徒1人当たりの教職員人件費（年額）

$$701,619円 = \frac{286,260,559円（再編前の教職員人件費計）}{132人 + 276人 = 408人（再編前の生徒数）}$$

（丸之内中学校）（旭中学校）

- ・再編後（H11.4.1）の生徒1人当たりの教職員人件費（年額）

$$636,012円 = \frac{251,224,784円（再編後の教職員人件費計）}{395人（再編後の生徒数）}$$

- ・差異（再編前）（再編後）

$$65,607円 = 701,619円 - 636,012円$$

エ 同様に小学校の学校再編を教職員人件費の面から教職員数・人件費を比較検討すると次のようになっている。

		再編前（H10.5.1）						再編後（H11.4.1）			
		内山下 小学校 （人）	探祇小 学校 （人）	弘西小 学校 （人）	南方小 学校 （人）	人数計 （人）	人件費計 （円）	岡山中央 南小学校 （人）	岡山中央 北小学校 （人）	人数計 （人）	人件費計 （円）
岡山県 が人件 費を負 担する 職員	教員	14	9(1)	15	12	50(1)	338,589,967	16	22	38	254,427,632
	事務職員	1	1	1	1	4	25,362,744	1	1	2	12,681,372
	栄養士										
	小計	15	10(1)	16	13	54(1)	363,952,711	17	23	40	267,109,004
岡山市 が人件 費を負 担する 職員	栄養士	1	1	1	1	4	28,375,084	1	1	2	14,187,542
	用務員	1	1	1	1	4	28,375,084	1	1	2	14,187,542
	図書館司書	(1)	(1)	(1)	(1)	(4)	14,000,000	(1)	(1)	(2)	7,000,000
	給食調理員	1(1)	1(1)	2	2	6(2)	47,022,626	2	3	5	35,468,855
	講師、指導員等			(1)		(1)	2,970,000	(1)	(2)	(3)	8,910,000
	小計	3(2)	3(1)	4(1)	4(1)	14(1)	120,742,794	4(2)	5(3)	9(5)	79,753,939
	計	18(1)	13(1)	20(1)	17(1)	68(1)	484,695,505	21(2)	28(3)	49(5)	346,862,943

()は臨時・嘱託で外数である。

①～③の人件費の計算については前記ウ中学校の場合と同様である。

④～⑦の正規教職員の人件費については、同じく調査票より算出した平成14年度の小学校の平均給与額7,093,771円を基にして計算した。

⑥、⑦の臨時・嘱託等の人件費については、前記ウ中学校の場合と同様である。

講師・指導員等の臨時・嘱託等の人件費については、同じく岡山市教育委員会より入手した。講師・指導職員等の嘱託等の平成14年度年間給与額 概数 2,970,000円を基にして計算した。

中学校

		人件費単価(円)		再編前		再編後		人件費差異 (A-B)(円)
		正職員	臨時・嘱託	人数(人)	人件費計(円)	人数(人)	人件費計(円)	
県費	教員	6,695,464	3,816,767	33	220,950,312	29 (1)	197,985,223	22,965,089
	事務職員	6,340,686		2	12,681,372	1	6,340,686	6,340,686
	栄養士	5,910,300						
	小計			35	233,631,684	30 (1)	204,325,909	29,305,775
市費	栄養士	8,679,775		1	8,679,775	1	8,679,775	
	用務員	8,679,775		2	17,359,550	1	8,679,775	8,679,775
	図書館司書		3,500,000	(2)	7,000,000	(1)	3,500,000	3,500,000
	給食調理員	8,679,775	2,230,000	2 (1)	19,589,550	3	26,039,325	6,449,775
	小計			5 (3)	52,628,875	5 (1)	46,898,875	5,730,000
計				40 (3)	286,260,559	35 (2)	251,224,784	35,035,775

小学校

		人件費単価(円)		再編前		再編後		人件費差異 (A-B)(円)
		正職員	臨時・嘱託	人数(人)	人件費計(円)	人数(人)	人件費計(円)	
県費	教員	6,695,464	3,816,767	50 (1)	338,589,967	38	254,427,632	84,162,335
	事務職員	6,340,686		4	25,362,744	2	12,681,372	12,681,372
	栄養士	5,910,300						
	小計			54 (1)	363,952,711	40	267,109,004	96,843,707
市費	栄養士	7,093,771		4	28,375,084	2	14,187,542	14,187,542
	用務員	7,093,771		4	28,375,084	2	14,187,542	14,187,542
	図書館司書		3,500,000	(4)	14,000,000	(2)	7,000,000	7,000,000
	給食調理員	7,093,771	2,230,000	6 (2)	47,022,626	5	35,468,855	11,553,771
	講師、指導員等		2,970,000	(1)	2,970,000	(3)	8,910,000	5,940,000
	小計			14 (7)	120,742,794	9 (5)	79,753,939	40,988,855
計				68 (8)	484,695,505	49 (5)	346,862,943	137,832,562

小学校の場合、教職員の人件費コストの削減額及び児童1人当たりの教職員人件費を計算すると次のとおりとなる。

すなわち、平成14年5月1日時点で、臨時・嘱託等を含め22人の削減となっており、人件費としては137,832,562円(= 県費職員削減額96,843,707円 + 市費職員削減額40,988,855円) の削減となっている。

なお、岡山中央南小学校、岡山中央北小学校には、平成14年4月1日から、出石小学校に在学していた児童の一部が就学していることからすると、削減効果はさらに大きいことになる。

- ・ 再編前 (H12.5.1) の児童1人当たりの教職員人件費 (年額)

$$806,482\text{円} = \frac{484,695,505\text{円 (再編前の教職員人件費計)}}{601\text{人 (再編前の児童数)}}$$

- ・ 再編後 (H14.5.1) の児童1人当たりの教職員人件費 (年額)

$$574,276\text{円} = \frac{346,862,943\text{円 (再編後の教職員人件費計)}}{604\text{人 (再編後の児童数)}}$$

- ・ 差異 (再編前) (再編後)

$$232,206\text{円} = 806,482\text{円} - 574,276\text{円}$$

オ 次に、平成14年5月1日現在の高等学校・中学校・小学校の児童生徒1人当たりの教職員人件費は、後掲の一覧表のとおりとなる。

なお、一覧表の人件費の単価は、次のとおりである (資料5)。

岡山県が人件費を負担する職員のうち、教員 (校長、養護を含む)、事務職員、栄養士の正規教職員の人件費については、前記ウ中学校と同じく、教員6,695,464円、事務職員6,340,686円、栄養士5,910,300円を基にして計算した。

岡山県が人件費を負担する職員のうち、臨時・嘱託等の人件費については、岡山市教育委員会より入手した以下の平成14年度年間給与額 (概数) を基にして計算した。

講師 3,816,767円 講師 (臨時) 692,252円 養護教諭 (嘱託等) 3,880,000円
栄養士 (嘱託等) 3,160,000円 事務職員 (嘱託等) 3,410,000円

岡山市が人件費を負担する職員のうち、正規職員の人件費については、調査票より算出した共済組合等負担金を除いた人件費の平成14年度の高等学校、中学校、小学校別の平均給与額 (高等学校 8,952,818円 中学校 8,679,775円 小学

校 7,093,771円)を基にして計算した。

岡山市が人件費を負担する職員のうち、臨時、嘱託等の人件費については、岡山市教育委員会より入手した以下の平成14年度年間給与額(概数)を基にして計算した。

司書(嘱託等)3,500,000円 講師・指導員(嘱託等)2,970,000円 臨時教諭補助員(臨時)1,880,000円 給食調理員(臨時)2,230,000円 給食調理員(嘱託等)1,940,000円 用務員(嘱託等)2,220,000円 用務員(臨時)2,230,000円

岡山市立の高等学校は岡山後楽館高等学校のみであり、生徒数1人当たりの教職員人件費(年額)は707,786円である。

中学校の場合、生徒1人当たりの平均教職員人件費(年額)(以下「平均人件費」という)は470,509円である。生徒数が370人以下の中学校はいずれも平均人件費を上回っている(資料6)。

小学校の場合、児童1人当たりの平均人件費は429,033円である。児童数が339人以下の小学校はいずれも平均人件費を上回っている(資料6)。

特殊学級が設置されているなど各学校特有の事情があるものの、概して言えば児童生徒数の少ない学校は学校職員として配置されるべき管理職等の職員のコストが平均人件費を押し上げているものと思われる。

生徒 1 人 当 た り の 人 件 費

高 等 学 校

校 名	生徒数 (人)	教職員数(人)			人件費総額(円)	生徒1人当たり の人件費(円)
		正職員	嘱託等	計		
合 計	496	48	23	71	351,062,324	707,786
岡山後楽館	496	48	23	71	351,062,324	707,786

生徒 1 人 当 た り の 人 件 費

中 学 校

校 名	生徒数(人)	教職員数(人)			人件費総額(円)	生徒 1 人当たりの 人件費(円)
		正職員	嘱託等	計		
合計	17,976	1,210	36	1,246	8,457,874,042	470,509
岡山中央	358	37	3	40	261,245,159	729,735
岡北	542	36	1	37	252,048,317	465,033
京山	788	50	0	50	347,953,821	441,565
石井	493	36	2	38	257,073,481	521,447
桑田	758	49	0	49	341,258,357	450,208
岡輝	370	29	3	32	203,853,211	550,954
福浜	810	49	1	50	341,504,046	421,609
福南	509	35	1	36	247,408,017	486,066
芳泉	859	54	0	54	374,735,677	436,246
東山	415	26	3	29	184,121,597	443,666
操山	655	40	2	42	276,342,404	421,896
操南	752	47	0	47	325,097,954	432,311
富山	359	28	2	30	198,015,983	551,576
御南	681	40	0	40	270,647,240	397,426
芳田	566	37	0	37	258,498,092	456,710
光南台	168	22	1	23	160,366,985	954,565
竜操	1,010	56	2	58	383,115,050	379,321
高島	556	39	0	39	274,658,495	493,990
旭東	865	51	0	51	354,649,285	409,999
西大寺	608	44	1	45	311,105,815	511,687
上南	238	21	2	23	147,674,277	620,480
山南	317	27	1	28	191,859,994	605,236
中山	696	43	1	44	301,640,876	433,392
香和	560	40	1	41	284,323,959	507,721
高松	606	36	0	36	243,865,384	402,418
吉備	864	50	1	51	348,199,510	403,008
妹尾	453	33	1	34	231,247,614	510,480
福田	329	28	1	29	202,524,080	615,574
上道	546	32	1	33	220,838,692	404,466
興除	412	27	1	28	185,907,061	451,230
足守	220	25	1	26	178,469,066	811,223
藤田	376	25	1	26	171,730,969	456,731
岡山後楽館	237	18	2	20	125,893,574	531,196

児童 1 人 当 た り の 人 件 費

小 学 校

校 名	児童数(人)	教職員数(人)			人件費総額(円)	児童 1 人当たりの 人件費(円)
		正職員	嘱託等	計		
合 計	35,679	2,211	133	2,344	15,307,483,368	429,033
岡山中央南	222	21	2	23	148,313,194	668,077
岡山中央北	382	28	4	32	200,331,749	524,428
清輝	144	20	2	22	140,434,259	975,237
旭東	195	21	2	23	148,313,194	760,580
伊島	746	43	1	44	293,350,016	393,230
津島	746	40	2	42	273,035,296	365,999
石井	200	22	3	25	156,790,658	783,953
鹿田	733	37	3	40	255,615,454	348,725
大元	897	40	1	41	272,948,460	304,290
御野	680	37	0	37	251,353,539	369,637
三勲	447	28	3	31	197,411,442	441,636
福浜	1,019	52	0	52	350,641,028	344,103
平福	690	37	0	37	248,982,068	360,843
芳泉	835	42	3	45	291,414,552	348,999
ひばり分校	439	21	2	23	147,573,194	336,157
宇野	1,004	50	3	53	346,861,793	345,479
旭竜	301	26	3	29	184,020,514	611,363
岡南	675	38	1	39	258,292,754	382,655
平井	671	34	0	34	228,497,369	340,532
福島	370	27	3	30	191,854,285	518,525
南輝	627	36	1	37	245,256,604	391,158
操南	405	25	1	26	171,339,886	423,061
操明	645	34	1	35	231,865,676	359,481
富山	676	38	0	38	255,677,532	378,221
旭操	466	27	2	29	190,072,285	407,880
牧石	343	20	3	23	142,261,423	414,756
牧山分校	11	4	2	6	33,650,163	3,059,105
大野	325	24	2	26	168,797,893	519,378
西	895	45	1	46	305,161,002	340,962
御南	651	33	1	34	224,771,905	345,271
陵南	802	39	1	40	265,342,996	330,851
芳田	710	35	0	35	235,192,833	331,257
芳明	642	33	1	34	225,170,212	350,732
甲浦	293	20	1	21	137,452,809	469,122
三門	385	27	3	30	193,042,285	501,408
財田	527	38	3	41	264,228,225	501,381
竜之口	411	26	1	27	180,406,821	438,946
高島	892	40	0	40	270,256,460	302,978
幡多	1,073	50	0	50	338,438,100	315,412
小串	80	13	2	15	93,611,175	1,170,139

児童 1 人当たりの人件費

小学校

校名	児童数(人)	教職員数(人)			人件費総額(円)	児童1人当たりの人件費(円)
		正職員	嘱託等	計		
浦安	426	26	1	27	178,035,350	417,923
古都	283	20	2	22	142,527,730	503,631
可知	620	33	1	34	226,353,683	365,086
芥子山	1,057	51	2	53	349,885,564	331,017
政田	193	16	2	18	115,745,874	599,719
開成	188	16	3	19	116,617,874	620,307
西大寺	529	33	3	36	230,839,069	436,368
西大寺南	301	20	3	23	145,945,730	484,869
雄神	119	18	2	20	127,043,331	1,067,591
豊	330	24	2	26	167,659,586	508,059
太伯	170	16	1	17	111,865,874	658,034
幸島	136	14	1	15	97,678,332	718,223
朝日	113	14	1	15	98,474,946	871,459
大宮	82	15	3	18	109,972,103	1,341,123
中山	606	32	0	32	216,289,912	356,914
馬屋下	117	13	1	14	90,982,868	777,631
桃丘	339	27	1	28	184,730,814	544,928
平津	182	17	1	18	118,561,338	651,435
野谷	167	16	1	17	110,682,403	662,768
横井	815	42	1	43	286,612,859	351,672
馬屋上	67	13	2	15	93,611,175	1,397,181
庄内	652	36	1	37	245,256,604	376,160
加茂	279	23	2	25	159,382,344	571,262
鯉山	222	16	1	17	110,682,403	498,569
吉備	902	43	2	45	294,794,852	326,823
妹尾	607	37	0	37	248,583,761	409,528
箕島	267	19	1	20	131,155,652	491,219
福田	733	36	2	38	249,201,768	339,975
浮田	142	13	2	15	92,524,561	651,581
城東台	374	21	4	25	150,840,273	403,316
平島	327	23	2	25	162,152,122	495,878
御休	109	12	2	14	85,829,097	787,422
角山	59	11	2	13	79,133,633	1,341,248
興除	218	15	1	16	103,975,489	476,951
曾根	113	15	1	16	105,170,410	930,711
東疇	567	30	2	32	207,775,756	366,447
足守	161	16	1	17	111,865,874	694,819
大井	46	14	1	15	98,076,639	2,132,100
高田	74	13	2	15	93,611,175	1,265,015
福谷	56	12	2	14	86,915,711	1,552,066
第一藤田	161	17	1	18	118,561,338	736,405
第二藤田	383	26	2	28	181,980,514	475,144
第三藤田	132	16	1	17	111,865,874	847,468

カ 以上、財政面から小中学校の再編・整備について検討したが、岡山市においては小中学校の学校規模について適正規模校を「12学級以上24学級以下の学校」として

いる。
いうまでもなく、教育の分野は本来コストのみで論じられるべきものではない。学校の再編・整備について、基本となる考え方は『子どもたちの教育』を考える立場を何よりも優先すべきであるし、この視点から、小学校及び中学校の教育水準の向上、発展を図るために、よりよい教育環境を創出することを基本とする(平成9年11月28日付 岡山市立学校施設機能検討委員会答申3頁)べきである。

この答申は、過小規模校と過大規模校の教育的課題、及びこれからの学校教育環境の整備について、つぎのとおり指摘している。

『過小規模校と過大規模校の教育的課題』

過小規模校における単級学年や少人数学級では、教師の目がすみずみまで行き届き、きめ細かい学習指導・生徒指導をすることができるとともに、施設・設備を余裕をもって利用できる。

また、過大規模校においては、多様な友人の性格・行動・意識・能力や価値観に触れることにより、様々な人間関係のなかで切磋琢磨しながら自己形成を図っていきけるなどの教育上の多くの利点がある。

しかしながら、次のような課題もある。

(1) 過小規模校の主な課題

ア 人間関係が固定化し、学習意欲や行動意欲が喚起されにくい。

また、多様な考え方や生き方、多様な学習方法や態度に触れる機会が少なく視野が狭くなりがちである。

イ グループ学習や体育におけるチーム編成が組みにくくなるなど教育活動が制限されたり、集団としての高まりが生まれにくい状況がある。

また、運動会などの学校行事では、少人数のため、種目が限定されたり、活気に欠けたり、一人ひとりの負担が大きくなったりするなど学校全体の活力が低下しがちである。

ウ 子どもたちの希望するクラブや部での活動ができにくい。

エ 遠足・宿泊行事や文化・芸術的行事などの一人当りの経費負担が大きくなる。

(2) 過大規模校の主な課題

ア 施設・設備が不足し、十分な教育活動ができにくい。

イ 一人ひとりの子どもに、十分目が届きにくく、個に応じた指導が進めにくい。

ウ 入学式や卒業式などの学校行事において、全学年の参加ができず、一部の学年の参加のみになっている。

エ 非常事態等の際の安全な避難の徹底を図るために、かなり多くの時間を要する。

また、給食の配膳・準備、後片付けなどにもかなりの時間を要する。

オ 全体指導などの際、児童・生徒数が多いことから、指導の徹底を図るために、ややもすると管理的になりやすい。

『教育条件整備についての検討』

(3) これからの学校教育環境の整備

ア 本来、学校は、子どもたちの学習の場であり、生活の場でもある。

したがって、学校施設などの教育環境を豊かに整えることは、子どもたちの健やかな成長・発達を促し、豊かな人間性を育む上で、また、子どもたちの学習をより充実したものにする上で、極めて大切なことである。

イ 具体的には、教室はもとより、屋外の環境整備やランチルームの整備、多目的スペースの整備、また高度情報通信社会の進展を踏まえ、情報のネットワーク環境の整備や学校図書館の充実などに積極的に取り組む必要がある。

ウ これからの学校施設は、生涯学習の場として期待される面も大きく、地域の教育施設として積極的に開かれていくべきであり、そのための機能をも備える必要がある。

学校の再編整備については、財政的メリットはあるものの、何よりも教育的観点「子どもたちの教育」を考える立場を基本として検討を加えることが必要であり、現在の各学校の現状および地域性も重要な要素となる。このため学校再編整備については十分検討することが望まれる。

(2) 幼稚園の再編整備

ア 監査対象期間において平成15年3月31日に弘西・清輝・深砥・出石・南方の5つの幼稚園が中央幼稚園に再編整備された。

幼 稚 園

()内は定数内臨教補、嘱託・臨時用務員・・・外数

園児職員数 園名	園児(学級)数					教職員数				
	園児数	学級数	3歳児	4歳児	5歳児	園長	教諭	臨時教諭 補助員	用務員	計
清輝 H12	2	1		1	1		1	(1)	(1)	1(2)
南方 H12	16	2		2	14		2	(1)	(1)	2(2)
出石 H13	6	5(4)		3	3	1	5	(1)	(1)	6(2)
深砥 H14	21	1		11	10		1	(1)	(1)	1(2)
弘西 H14	19	2		12	7		2	(1)	(1)	2(2)
小計	64	11(4)		29	35	1	11	(5)	(5)	12(10)
中央 H15	41	2		17	24	1	2		(1)	3

清輝・南方・出石幼稚園については平成14年3月31日に閉園となったため、清輝・南方幼稚園については平成12年5月1日、出石幼稚園については平成13年5月1日の数である。深砥・弘西幼稚園については、平成14年5月1日、中央幼稚園については平成15年5月1日の数である。

イ 再編整備前のこれら5つの各幼稚園については、それぞれの閉園時の園児数・教職員数を前提としており、特に出石幼稚園の場合は、教職員が「ことばの教室」を担当していたため、園児数6名に対し、園長1名・教諭5名となっていたという特別の事情があった。この「ことばの教室」というのは言語障害児（発音が正しくできない子ども・なめらかに話すことができない子ども・助詞が使えないなどうまく話ができない子ども等）に対し、研修を受けた教職員が障害の状態の改善又は克服を目的として開いている教室である。

また、幼稚園の場合は、小中学校のように学区制がないためこれら5つの閉園になった園に在園していた園児が必ずしも再編整備された中央幼稚園に通園するとも言えない。

さらに、幼稚園は3歳児から5歳児までの就学前教育を前提としているところ、文部科学省の幼稚園設置基準第3条では「1学級の幼児数は、35人以下を原則とする」、第5条では「幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の教諭1人を置かなければならない」と定められているため、岡山市においては幼稚園の1学級の人数を「3歳児の場合は20名以下、4歳児の場合は30名以下、5歳児の場合は35名以下」として運用している。

以上の事情からして、幼稚園の場合は、再編整備の前後の園児数、教職員人件費について画一的に比較をするよりも、むしろ現在の各園について効率的な運営の比較ということから、園児1人当たりの教職員人件費を比較検討することとした。

ウ 岡山市立幼稚園の各園の人件費は次の一覧表のとおりである。

一覧表の人件費の単価は、前記(1)オで高等学校・中学校・小学校について説明したのと同様に、正規職員の人件費は、調査票より算出した共済組合等負担金等を除いた人件費の平成14年度の平均給与(6,618,498円)を基にして計算し、臨時・嘱託等の人件費については、岡山市教育委員会より入手した平成14年度年間給与額(概数)を基にして計算した(資料5)。

園児1人当たりの平均教職員人件費(年額)以下「平均人件費」という)は372,272円である。園児数が45人以下の幼稚園はいずれも平均人件費を上回っている(資料6)。経営効率の観点から幼稚園の場合も各幼稚園においてコスト計算書を作成するなどして園別の比較・私立の幼稚園との比較をし、効率性を高める努力をすることが必要である。

さらに、幼稚園の就学前教育の充実ということを前提に各幼稚園の効率的な運営、園児1人当たりの教職員の人件費の格差の是正という観点から幼稚園の再編整備についても検討すべきであると言える。

園児 1 人 当 た り の 人 件 費

幼 稚 園

園 名	園児数 (人)	教職員数(人)			人件費総額(円)	園児一人当たり の人件費(円)
		正職員	嘱託等	計		
合 計	5,881	297	109	406	2,189,333,906	372,272
深 柢	21	1	2	3	10,718,498	510,404
旭 東	20	3	1	4	22,075,494	1,103,774
伊 島	202	8	1	9	54,827,984	271,425
三 勲	96	5	2	7	37,192,490	387,421
操 南	102	6	1	7	41,930,988	411,088
操 明	117	5	2	7	37,192,490	317,884
富 山	124	5	2	7	37,192,490	299,939
大 野	62	3	1	4	22,075,494	356,056
今	190	8	1	9	54,827,984	288,568
芳 田	121	4	2	6	30,573,992	252,677
財 田	67	4	1	5	28,693,992	428,268
高 島	183	10	1	11	68,064,980	371,939
幡 多	192	9	1	10	61,446,482	320,033
小 串	4	1	2	3	10,718,498	2,679,624
牧山(休園)	0	0	0	0	0	0
岡 南	83	4	2	6	30,573,992	368,361
浦 安	75	4	2	6	30,573,992	407,653
宇 野	180	9	0	9	59,566,482	330,924
鹿 田	133	5	3	8	39,072,490	293,778
福 浜	164	8	0	8	52,947,984	322,853
御 野	90	5	1	6	35,312,490	392,361
石 井	34	7	1	8	48,549,486	1,427,926
三 門	77	4	1	5	28,693,992	372,649
甲 浦	34	2	2	4	17,336,996	509,911
弘 西	19	2	2	4	17,336,996	912,473
大 元	192	8	2	10	56,707,984	295,354
平 井	138	6	2	8	43,820,988	317,543
牧 石	36	2	2	4	17,336,996	481,583
平 福	140	6	3	9	45,700,988	326,435
芳 泉	224	9	2	11	63,326,482	282,707
旭 竜	45	3	1	4	22,075,494	490,566
旭 操	81	4	1	5	28,693,992	354,246
竜之口	66	4	2	6	30,573,992	463,242
芳 明	120	5	2	7	37,192,490	309,937
陵 南	207	8	1	9	54,827,984	264,869
古 都	36	3	1	4	22,075,494	613,208
可 知	105	5	1	6	35,312,490	336,309
政 田	48	2	2	4	17,336,996	361,187
開 成	33	2	2	4	17,336,996	525,363
西大寺	128	6	2	8	43,810,988	342,273

園児 1 人 当 た り の 人 件 費

幼 稚 園

園 名	園児数 (人)	教職員数(人)			人件費総額(円)	園児一人当たり の人件費(円)
		正職員	嘱託等	計		
西大寺南	48	2	2	4	17,336,996	361,187
雄 神	19	2	2	4	17,336,996	912,473
豊	55	2	2	4	17,336,996	315,218
太 伯	33	2	2	4	17,336,996	525,363
幸 島	32	2	2	4	17,336,996	541,781
朝 日	16	2	2	4	17,336,996	1,083,562
大 宮	17	1	2	3	10,718,498	630,499
中 山	109	5	1	6	35,312,490	323,967
馬屋下	27	2	2	4	17,336,996	642,110
平 津	31	1	3	4	12,598,498	406,403
野 谷	32	2	2	4	17,336,996	541,781
横 井	151	7	1	8	48,209,486	319,268
馬屋上	9	1	2	3	10,718,498	1,190,944
庄 内	133	6	1	7	41,930,988	315,270
加 茂	68	3	2	5	23,955,494	352,286
鯉 山	43	2	2	4	17,336,996	403,185
吉備東	173	8	0	8	52,947,984	306,057
吉備西	73	5	1	6	35,312,490	483,732
福 田	126	6	2	8	43,810,988	347,706
浮 田	83	5	1	6	35,312,490	425,451
平 島	43	4	1	5	28,693,992	667,302
御 休	16	2	2	4	17,336,996	1,083,562
角 山	14	2	2	4	17,336,996	1,238,356
足 守	26	2	2	4	17,336,996	666,807
高 田	20	2	2	4	17,336,996	866,849
福 谷	10	1	2	3	10,718,498	1,071,849
妹 尾	148	8	0	8	52,947,984	357,756
芥子山	241	10	2	12	69,944,980	290,228
桃 丘	96	5	2	7	37,192,490	387,421

8 学校現場の監査

監査人は、本年度の包括外部監査において、サンプリングにより中学校5校、小学校6校、高等学校1校の計12校を抽出し、平成15年7月から9月にかけて学校現場の監査を実施した。

サンプリングとして、小・中学校では購買の有無、学校給食の自校方式、外部委託方式、センター方式等の運営状況等を参考に、地域が偏らないように考慮して、児童生徒数の多い大規模校、平均的な児童生徒数の中規模校、児童生徒数の少ない小規模校から各2校程度（中学校の中規模校については1校）を抽出した。

高等学校については、岡山市立の高等学校が岡山後楽館高等学校しかないため、1校の選定となった。

監査人は、学校現場において、余裕教室（空き教室）の利用状況や危機管理状況等を含めた施設管理状況及び配当予算の執行状況等についての監査を実施した。

次に、学校徴収金の管理は学校が主体となって行っている。購買の管理についても、学校が実質的に運営主体となってきた経緯があり、外部からみると学校組織の一部と見られてきたと考えられる。学校長及び教職員が就業時間内外にこれらの管理を行っており、購買事務は公務であり、購買の益金は学校長の管理に係る公有財産である、という主張による岡山市職員措置請求まで市民の一部から出ていた。

監査人としては、公金かどうかの判断を含め、実態を把握するため、学校から任意の提出を受け、学校徴収金の管理状況及び購買組織の運営状況等についても監査を実施した。

監査の結果については、以下のとおりである。

(1) 施設の管理利用状況

ア 監査を行った学校では、運動場や体育館を平日の夜間や週末に地域に開放していたが、児童生徒のいない時間帯（夜間等）の門の閉鎖、鍵の管理等について、特に問題は認められなかった。

職員室や理科実験室、パソコン室等に警備会社の夜間警備を入れている学校もあった。

イ また、余裕教室（空き教室）については、各校とも、多目的教室、ランチルーム、PTA室、資料室など、それぞれ何らかの形で利用していた。

ただ、その中には、利用目的に沿った改造や学校独自の工夫を加えて真に使い勝手の良い有効なスペースとして活用している例もあれば、資料室等と一応名付けてはいるがその実は余り利用されていないと見受けられる例もあった。

また、あくまで学校施設としての利用が主で、地域に開かれた社会教育施設や社会福祉施設等への「転用」という形での活用は余り見られなかった。

(2) 配当予算の執行状況

ア 配当予算の執行率（平成14年度）は、前記学校配当予算の項で記載しているように、小学校全体で97.6%、中学校全体で98.8%であるが、監査を行った小中学校でも、配当予算の執行率はほぼ95%以上であった。

執行率の最も低かった学校（85.2%）でその理由を尋ねると、購入を予定していた校用器具等について年度中に寄贈や寄付を受け、購入が不要となったことが主な理由とのことであった。

イ 岡山市で平成13年度より導入された配当予算の総額提示型要求方式については、各校とも、従前より無駄が少なくなり、独自の予算計画を立てることが可能になったと好意的に受け止めていた。

しかし、導入後まだ日が浅いこともあり、要求方式の運用の実態には、学校により極端といってもよいほどの優劣の差が見られた。

学校経営に意欲的な校長とそれを支える教頭、優れた事務職員との緊密な協力体制のもとに、主体的かつ計画的予算執行がなされていた学校もあれば、従前の一律配当方式の時と全く変わっていないのではないかと思われる学校もあった。教職員全体の意識や事務職員の能力はもちろんのこと、校長個人の自覚・考え方の違いによるところが非常に大きいという印象を受けた。

また、複数の学校で、物品購入について、文房具などを通信販売やホームセンターなど価格の安い業者から購入したいという声が聞かれた。物品の購入先（随意契約）は、基本的に岡山市競争入札参加資格を有する業者であればよく、必ずしも制度上、上記のような安価な業者から購入することが不可能というわけではない。

地元業者の保護の観点も無視できないところではあるが、学校予算の確保が厳しい昨今であるから、検討の価値はあると思われる。

(3) 学校徴収金の管理状況

学校現場における学校徴収金の管理状況については、以下のような状況であった。

ア 徴収方法

監査対象とした12校のうち、学校給食を実施していない高等学校と中学校1校を除く10校で、夏休みの8月を除く各月、学校徴収金として一定額を集金していた。

毎月の集金方法は、集金袋を用いる現金集金の方法（以下「現金集金」という。）か、市中銀行や郵便局と契約して毎月一定日に定額を保護者の指定口座から自動引落する方法（以下「自動引落」という。）かのどちらかの方法であった。

各校は、名称には多少の差異はあったが、学校徴収金を給食費とそれ以外の学年集金、学校集金等（以下「学年集金」という。）に分けて集金していた。

毎月学年集金をしている学校の多くでは、給食費と学年集金の内訳を明示して合

計額を集金し、入金額を区分して管理していたが、給食費は自動引落、学年集金は現金集金というように、徴収段階から区分して管理している学校もあった。

学校給食を実施していない高等学校及び中学校のうち、中学校では学年集金のみを毎月現金集金により徴収していた。

高等学校では、岡山市が直接徴収する授業料以外の学校徴収金を、諸納金として年2回現金集金により徴収していた。

イ 給食費

監査対象とした12校のうち、学校給食を実施していた10校では、毎月給食費として月額4,300円から5,000円程度の一定額を集金していた。

給食費を給食の食材代や燃料費代等の会計（以下「給食費会計」という。）とそれ以外の児童生徒用白衣代等の運営費の会計（以下「給食運営費会計」という。）に区別して、管理している学校が多かった。

各校は、給食費として集金したもののうちから、毎月定額で100円から200円程度を給食運営費会計に入金し、残額を給食費会計に入金していた。

年度末近くになると、年度最終の給食費集金額を調整して、年間集金額にできるだけ過不足が生じないようにしていた。

ウ 学年集金

（ア）監査対象とした12校の学年集金については、補助教材費の支出の多い中学校とそれ以外の学校とで集金方法等が異なるので、分けて説明する。

（イ）中学校5校においては、毎月4,500円から5,500円程度を集金し、この金額を用途に応じて、教材費、PTA会費、生徒会費、用紙代等に区分して入金し、各会計を管理していた。

このうち、教材費は3,500円から5,000円程度で、学年集金の過半を占めていた。

その他では、PTA会費が300円から500円、生徒会費が50円から200円、用紙代もしくは教育振興費等で100円から500円等となっていた。

（ウ）小学校6校のうち、学年集金として毎月定額を集金していたのは2校のみで、1,500円程度を給食費と一緒に集金し、入金後に区別して管理していた。

残りの4校では、学年集金として毎月定額の集金は行わず、必要に応じて年間6,000円程度を集金している学校が多かった。

またこの4校のうち、2校については、PTA会費を給食費と一緒に定額集金していた。

（エ）高等学校では4月（1年生は入学前に入学時納入金の一部として納入）と10月の年2回に分けて、年額3万円程度を諸納金として集金していた。

諸納金の内訳は、教育振興費12,000円、PTA会費・生徒会費各6,000円、進路指導費3,600円等であった。

エ 滞納金について

(ア) 滞納金の発生

学校徴収金は、学校が主体となって管理しているが、受益者負担の考え方に基
づき保護者から集金しているものであり、一定期日までに全額を集金することが
基本となる。

しかしながら、学校現場においては、期日までに集金することができず、滞納
金が発生することがある。

(イ) 期日遅れの滞納金

保護者の家庭の事情等により多少遅れて入金する、単に期日遅れという意味の
滞納金は、ほぼ全校にあった。

この滞納金については、学校が努力しても多少の発生は避けようがないものと
考えられる。

ただし、給食会や他の業者への食材代等の支払時に、滞納金のために資金不足
が生じると問題が発生するが、幸い、監査の対象とした12校においては、期日遅
れの滞納金の額はそれ程多額にはなっておらず、現実に資金繰り上問題の発生し
ている学校はなかった。

(ウ) 年度末の滞納金

年度末になっても回収できていない滞納金が発生していたのは、監査した12校
中6校であり、金額は6校合計で約60万円程度であった。

12校のうち、残りの6校については、学年途中に単なる期日遅れの滞納金は発
生しても、年度末までには全額集金できており、年度末に滞納金はない、との説
明を受けた。

(エ) 滞納金の処理

滞納金の発生していた6校のうちの1校では、補助教材の購入時に、学校はリ
ベート等益金を業者から一切もらわない代わりに、滞納が発生した場合には滞納分
を除いた集金済代金のみを業者に支払い、滞納分については回収できれば回収後
支払うが、回収できないままとなれば業者負担とする、という約束を納入業者と
の間で結び、滞納金の処理としていた。このため、滞納金の残高は計上されてい
なかった。

給食費の滞納金については、給食運営費会計から充当している学校もあった。

また、補助教材等の益金を滞納金の処理に充てている学校も散見された。

(オ) ガラス会計

監査対象とした12校のうち1校は、ガラス会計という会計を設けており、繰越
金として平成14年度末残高765,619円があった。

このガラス会計は、生徒が故意にガラスを割ったり、備品等を破損した場合に、その生徒に弁償させたガラス代等を管理するための会計であるという説明を受けた。

生徒が故意にガラスを割ったり備品を破損した場合に、そのガラス代や備品代を弁償させることは教育上からも必要なことだと思われる。

平成12年度以降の収支内容を精査したところ、収支はほぼ一致していたが、平成11年度以前の会計帳簿が見当たらないとのことで、繰越原資や繰越理由等過去の詳しい経緯については判然としなかった。

しかしながら、ガラス代等の弁償金管理のための会計であるガラス会計に多額の繰越金が存在すること自体が不適切な会計処理と考えられるので、繰越金の処理を含め適切な処理方法に改善されたい。

(4) 購買組織の運営状況

ア 購買組織の実態

今回監査対象とした12校のうち、購買組織を継続して運営していたのは、8校であった。

残りの4校のうちの1校では、平成11年度で購買組織を廃止したが、生徒の便宜のため、教員が休み時間等に一部物品の販売を続けていた。

購買組織を継続していた8校のうち、3校で教育後援会、購買運営委員会等の購買活動の運営を行う組織を作っていたが、いずれもPTAが主体の組織形態であった。

購買組織のある8校のうち、1校では担当の教員が購買活動を行っていた。

残りの7校では、教育後援会やPTAが購買職員を雇い、購買職員が購買活動や購買関係の会計帳簿の作成をしていた。

また各校で、購買職員にPTA事務も兼務させており、購買とPTAから給与を分けて支給している学校が多かった。

購買職員の給与のうち購買組織負担分は、購買活動の益金や補助教材の益金・リベート等から支出されていた。

イ 購買組織の管理状況

前述したように、購買組織は児童生徒等の便宜を図るために、自然発生的に設置され、保護者等の意向によって現在まで活動が続けられてきたと考えられる。

購買職員は、購買活動等毎日の事務処理を行っていた。しかしながら、教育後援会、PTA等の組織がその管理を行うのは実際上困難で、日々接している学校が便宜上預金通帳等を預かったり（主として教頭）し、管理を行ってきた経緯があり、外部から見ると学校組織の一部としてとらえられていたと思われる。

購買職員がいる7校全校の学校要覧において、職員名簿上、正式には学校の職員

ではない購買職員が、販売事務、PTA職員等として記載されていた。これは、生徒への便宜上の意味が大きいと思われるが、購買職員も学校の管理下にあるという認識も入っていたためではないかと感じられた。

それでは、購買事務が公務であり、購買益金は公有財産か、という点を検討すると、購買組織は自然発生的に設置され運営されてきたもので、職務としての明記はないため法的根拠がなく、岡山市による命令や指示になじまないものであり、公務とは言い難い。また、公有財産の範囲は、地方自治法第238条第1項に掲げられるものに限定されており、購買益金はこれに該当しておらず、公有財産とも解されない。

購買益金の実質的な権利者としても、岡山市より保護者と考える方が実態に即して妥当であると思われる。

よって、購買組織のもともとの管理者は保護者であり、学校が行ってきた管理については、学校（学校長）が保護者より管理業務につき事務委任され、学校長の職務に密接に関連する事務として運営されてきたものであり、購買組織は学校そのものとは別の機関として機能してきたものと判断する。

ウ 購買事務の問題点

実際の購買事務の運営については、次のような問題点があった。

（ア）現金出納帳の記帳

現金出納帳における日々の現金の入出金の記帳が十分でなく、普通預金通帳と現金の移動のみを現金出納帳に記帳していた学校が見受けられた。

（イ）たな卸の実施

販売物品のたな卸を定期的には実施していない学校や、たな卸を実施していても購買会計の決算に反映させていない学校が多かった。

（ウ）会計期間の徹底

4月1日から翌年3月31日までとして決められるべき会計期間の明示規定がなく、毎年の決算日を、納入業者との取引の関係等で3月末近辺で任意に決めている学校があった。

（エ）源泉処理の妥当性

平成15年度は全校で改善されていたが、平成14年度まで購買職員の源泉処理が十分にできていない学校が散見された。

（オ）十分な説明

購買会計は、教育後援会やPTA等、運営主体の全会員に公開すべきであるにもかかわらず、一部役員等にしか詳細な説明を行っていない学校が散見された。

特に、購買会計の益金を一部生徒の滞納金処理に充当している学校の中には、PTA役員等からの要望により、その事実を一般のPTA会員に全く説明していない学校もあった。

エ 購買会計の益金

購買活動については、前述したように、学校そのものとは別の機関として運営されてきたと判断され、学校が直接管理しているわけではない。

このため、購買活動により発生する益金についても、岡山市の公金ではなく、所有者は保護者であると解される。

しかしながら、この益金は公的色彩の強いものであり、留保されている益金を活用する場合には、用途を十分検討し、また岡山市の予算から支出すべきものに充当されることのないようにしなければならない。

監査を実施した12校のうち、購買を継続していた8校での益金の平成14年度末残高は、10万円程度の学校から100万円以上の学校も4校で、そのうち1番残高の多い学校は648万円もあり、学校によって大きな差異があった。

オ 益金残高の処分

購買会計の益金については、今後は単年度ごとに精算し、PTA総会などの公の場で報告並びに審議するよう、岡山市教育委員会等の指導がなされている。

しかしながら、益金が100万円を超えるような学校まで、単年度精算として現在の在校生のために益金全部を1年間で使用するとすれば、かえって不公平が生じてしまうと思われる。

この益金は現在の在校生のみならず、過去の卒業生等にも関係のあるものであり、用途に関しては透明性や妥当性がより必要となる。

教育後援会等を主体とした組織で用途を十分に協議し、妥当な用途が決定されるまで、購買益金特別会計等（以下「特別会計」という。）として別会計で管理するのも一つの方法であろう。

その場合、事故が発生しないよう、教育後援会等購買組織の運営者が責任ある管理体制のもと、適切に管理し、学校も特別会計について十分な監督及び配慮をしていく必要があるものと考えらる。

カ 購買会計以外の会計残高

監査対象とした12校のうち、購買会計及びPTA会計以外の会計において、残高100万円超の会計のある学校が2校あった。

用紙代会計に146万円残高が計上されていた学校と生徒会会計に120万円の残高が計上されていた学校の2校であった。

これらの会計残高も、最終の所有者は保護者と解されるが、安易に単年度精算の方法だけでなく、妥当な用途を検討するため特別会計で管理する方法も考えられる。

ただし、今後については、年度間で不公平が生じないように、十分注意して単年度精算を行う必要があることを付記しておく。

第3 監査人の意見

前記外部監査の結果において個別の問題点を指摘しているが、改めて総括して意見を述べる。

- 1 学校給食の民間委託方式については、コスト削減効果が大きく、また、懸念される安全衛生面の管理・監督システムにも問題がないと認められたので、引き続き関係者の理解を得ながら、かつ、委託業者の選別に十分配慮しながら、より一層の推進を図るべきである。

その際、実施方式としての単独校調理場方式、親子式調理場方式、共同調理場方式のそれぞれのメリット・デメリットをより詳細に比較分析し、学校施設の再編整備をも見据えた、より効率のよい方式選択を進めるべきである。

- 2 1食当たりの給食費が、小学校で最大47円45銭、中学校で最大27円52銭の格差が生じている。

格差が生じる原因として、献立表作成時の裁量、食材の購入先・品質規格の違い、保存食・展示食の負担の違い、燃料代等の負担の違いが考えられるが、学校ごとに事情が違うためある程度の格差は止むを得ないとはいえ、一定程度を超えた格差は望ましくないため、(財)岡山市学校給食会の積極活用を含め、格差是正に努めるべきである。

- 3 給食費を含む学校徴収金の徴収・管理・執行は、準拠すべき法規や指針がなかったことから各学校現場毎に区々に処理されてきており、中でも滞納金の処理は担当する教職員が最も苦勞することの一つであったが、先般、「岡山市立学校校納金等取扱の手引」が示され、ようやく準拠すべき統一的な指針ができたといえる。

監査した12校のうち年度末に滞納が解消されていなかったのは6校で、いずれもその処理に他の会計の益金を充てるなどしていた。

しかし、他の会計からの流用には種々の問題があるので、今後は前記手引の内容を周知徹底し、当該手引に沿った、より適切な処理を行うべきである。

また、当該処理の適正を担保するためには、保護者に対する学校徴収金の徴収・管理・執行についての様々な情報を開示し、その批判にさらすことが不可欠である。

次に、監査した12校のうちの1校でガラス会計という会計を設けており、平成14年度末残高が765,619円と多額であった。

生徒が故意にガラスを割った場合に実費を弁償させ、その弁償金を管理する会計(ガラス会計)に多額の繰越金が存在すること自体不適切な会計処理と考えられるのであって、当該繰越金の処理を含めて適切な処理をされたい。

- 4 就学援助の申請受付及び審査・認定・給与事務は適正かつ効率的に行われていた。

不況の影響で認定者数が急増しているが、監査した12校でも就学援助の活用により、

前記学校徴収金の期日徴収が大幅に改善され、滞納が減少したとこの制度の存在を評価していた。

ただし、学校徴収金の金額には現実には学校格差があるが、就学援助はほとんどが定額支給であり、就学援助の額と給食費や補助教材費等の学校徴収金の額との差額は、就学援助を受けている児童生徒の保護者負担となるものであるから、こうした観点からも、給食費等の学校徴収金の額に一定程度を超えた学校格差が生じないように努めるべきである。

5 学校配当予算の執行は適正に行われていた。

岡山市が学校配当予算の一部について導入している総額要求方式は、学校現場（学校長）の裁量の範囲を拡大し、特色ある学校づくりに寄与するものであると概ね好意的に受け止めていた。

しかし、監査した12校でも、学校経営に意欲的な校長とそれを支える教頭、優れた事務職員との緊密な協力体制のもとに、主体的かつ計画的に予算執行がなされていた学校がある反面、従前の一律配当方式の時と全く変わっていないと思われる無自覚・消極的な学校があるなど、格差があった。

制度趣旨を生かして積極的に活用できるようにするためには、制度趣旨の徹底と教職員の意識改革、とりわけ学校長の意識改革を進めていくことが必要である。

6 児童生徒数の減少が進む中、小中学校の余裕教室数（実学級数を上回る普通教室数）は合計で566室に達している（数字は平成15年度）が、この余裕教室をより積極的に活用できるよう幅広く検討すべきである。

余裕教室については、各校とも多目的教室、ランチルーム、PTA室など、それぞれ何らかの形で利用しているが、監査した12校の中には、空き教室と言われたくないがための対応としか見えない学校もあり、「活用」の実態は区々であった。

また、あくまで学校施設としての利用が主で、社会教育施設や社会福祉施設への転用という形での活用は余り見られなかった。

各学校の実態把握により努めるとともに、長期的な広い視野に立ち、学校施設としての活用はもちろんのこと、地域に開かれた社会教育施設、社会福祉施設等への転用も含め、計画的に余裕教室の活用を進めるべきである。

児童クラブのためのプレハブ施設建設は、余裕教室利用の施設改造と比べコストが高く、妥当な投資といえるか疑問無しとしない。児童クラブの実情を踏まえ、学校施設の有効活用の観点から、より積極的に利用を推進すべきである。

7 小中学校の再編整備は、人件費の面からではあるがコスト削減効果が見られるので、引き続き検討すべきである。

検討に際しては、財政的メリットのみを優先させるのではなく、以下の点に留意すべき

である。

- (1) 学校は子どもたちの学習の場であり、生活の場でもあるのであるから、何よりも教育的観点に立った適正規模や適正配置を優先して考えるべきである。
- (2) 単に児童生徒の通学の負担に配慮するだけでなく、課外活動や部活動に対する配慮等総合的に考えるべきである。
- (3) 学校施設は生涯学習の場として期待される面も大きく、地域住民の意向への十分な配慮が必要である。

特に、地域の文化的・社会的あるいは精神的な基盤を失うことにつながり、過疎化に拍車をかけ、地域コミュニティが衰退するなど、地域や地域住民に与える影響に留意すべきである。

岡山市学校給食調理等業務委託選考委員会設置要項

(設置)

第1条 学校給食調理等業務の委託(以下「業務の委託」という。)に関し、受託業者の適格性を調査し、総合的に審議判定のうえ公正かつ適正に受託業者を選考するため、岡山市学校給食調理等業務委託選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 業務の委託に関する基準の制定に関すること。
- (2) 委託業者の選考方法に関すること。
- (3) その他業務の委託について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は教育次長とし、委員は、教育委員会事務局の教育次長、管理部長、学校教育部長及び委員長の指名する者をもって充てる。

(委員長の職務及び代理)

第4条 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

2 委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健体育課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成13年7月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

学校給食調理業務等の民間委託への移行順序について

第1次中期計画

平成14年3月25日

岡山市教育委員会

1 これまでの学校給食調理業務等の民間委託の経緯と考え方

- (1) 平成12年8月から馬屋下小学校及び藤田中学校において試行し、その評価を踏まえて、平成13年4月の岡山市学校給食運営審議会答申「学校給食の在り方について」の中で、順次拡大すべきであることが提言された。
- (2) 岡山市教育委員会では、答申の趣旨に沿い、給食調理員の欠員の状況に応じて順次、最終的には全校に、民間委託を拡大することとし、平成13年8月からは、2校に加えて幸島小学校、箕島小学校、東疇小学校、御南中学校及び高松中学校の5校を民間委託し、現在7校において、安全衛生面を含めた給食の質が維持されつつ、順調に実施されている。

2 計画作成の経過及び基本的な考え方

- (1) この間、市議会等からは、民間委託推進の意見とともに、直営と民間委託の配分等をめぐる意見が出され、岡山市教育委員会としては次のような基本的認識に立つこととなった。

民間委託への移行が相当長期間に亘ることから官民の良い意味での競争関係は維持されるが、直営校と民間委託校の共存によりお互いが切磋琢磨できる状況を創り出すことをより明確にするために、目標としての官民の適正な配分を定める必要があること。

保護者等への周知や民間事業者の準備のためにも、できるだけ早い時期に民間委託校を選定する必要があること。また、選定基準をできるだけ分かりやすく、客観的なものとする必要があること。

- (2) こうした基本的認識に立ち、岡山市教育委員会は、児童生徒にとって真に有益な学校給食となるよう努めるとともに、安定的、継続的に学校給食を運営するために、目標として、直営と民間委託については児童生徒数で半々の配分を目指す中で、改めてここに平成20年までの第1次中期計画を定め、学校給食調理業務等の民間委託を進めることとする。

3 民間委託への移行順序

- (1) 民間委託を希望する学校があれば、小学校、中学校を問わず優先する。
- (2) まず、1食当たりの単価が高く、食べ残しも多い給食センターから移行し、次に、小学校に比べて食べ残しが多い中学校、続いて、小学校を移行する。
- (3) 具体的には、現時点で見込まれている定年退職者数などを基に、次のとおり移行する。
平成14年度には赤田給食センター
平成15年度には上道給食センター
平成16年度から平成20年度にかけて、中学校(興除給食センターも1中学校とみなす。)
ただし、移行年度は、定年以外の退職者数の状況等によって変動することがある。
- (4) 興除給食センターを含めた中学校の具体的な移行順序は、できるだけ早期に、別途定める。

4 時期計画

5年を経過した後の平成19年度を目途に、改めて、全体的な評価・点検を行ったうえで第2次計画を策定する。

興除給食センターを含めた中学校の具体的な移行順序について

平成14年 8月20日

岡 山 市 教 育 委 員 会

1 第1次中期計画に沿った移行順序

学校給食調理業務等の民間委託への移行順序については、平成14年3月25日に定めて「学校給食調理業務等の民間委託への移行順序について 第1次中期計画」において、民間委託を希望する学校があれば、小学校、中学校を問わず優先するなかで、具体的には、平成14年度には赤田給食センター
平成15年度には上道給食センター
平成16年度から平成20年度にかけて、中学校(興除給食センターも1中学校とみなす。)
ただし、移行年度は、定年以外の退職者数の状況等によって変動することがある。
としている。

また、興除給食センターを含めた中学校の具体的な移行順序は、できるだけ早期に、別途定めるとしており、その移行順序は次のとおりとする。

2 具体的な移行順序

(1) 平成14年6月末時点での退職見込者数が3月時点での見込数を上回っている等の状況を踏まえて、平成15年度には、上道給食センターとともに、興除給食センターを移行し、赤田給食センターと合わせて3カ所すべての給食センターの調理業務等を民間委託することにより、管理運営体制の一本化を図る。

(2) 中学校における給食調理業務等の民間委託への移行については、

できるだけ早期に全中学校区で直営校と民間委託校が併存する状況を創り出し、直営校と民間委託校がお互いに切磋琢磨する状況を全市的に市民に身近に目に見えるものにする。

移行順序をできるだけ分かりやすく客観的なものとする。ために、全市的な区域の順序としては、行政区画として市民に定着している6福祉事務所の所管区域の順とし、かつ、その区域内での学校順としては、岡山市立学校条例に掲げる中学校の順とする。具体的には、既に民間委託化している中学校(3校)及び給食センター受配中学校(7校)を除く全中学校(22校)を、別表の順に移行する。

【別表】

移行順序	区域区分	中学校名
1	中央	岡山中央中学校
2	北	京山中学校
3	東	操南中学校
4	西大寺	旭東中学校
委託済	西	御南中学校
5	南	福浜中学校
6	中央	岡北中学校
7	北	香和中学校
8	東	富山中学校
9	西大寺	西大寺中学校
10	西	吉備中学校
11	南	福南中学校
12	中央	石井中学校
委託済	北	高松中学校
13	東	高島中学校
14	西	福田中学校
15	南	芳泉中学校
16	中央	桑田中学校
17	北	足守中学校
委託済	西	藤田中学校
18	南	芳田中学校
19	南	光南台中学校
20	北	中山中学校
21	西大寺	山南中学校
22	西	妹尾中学校

* 中学校区内の小学校を既に委託している中山、山南、妹尾の3中学校の順序は後回しとしている。

* 民間委託を希望する学校があれば、小学校、中学校を問わず優先する。

余裕教室活用指針の策定について

〔平成5年4月9日 文教施第82号
各都道府県教育委員会・各都道府県知事宛 文部省教育助成局
・文部省大臣官房文教施設部・文部省生涯学習局長連名通知〕

近年、小中学校において出生児の減少等により学級数が減少し、都市部を中心に余裕教室を持つ学校が生じてきていますが、これらの余裕教室については多様化する学習方法・指導方法に対応する学習スペースを設置するなど積極的にその活用を図っていく必要があります。

一方、「生活大綱5か年計画」(平成4年6月30日閣議決定)において、学校の生涯学習機関としての機能を充実・強化することとされ、さらに、生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」(平成4年7月29日)において、生涯学習活動を積極的に支援する観点からの学校施設づくりを推進することが提言されました。

そのため、文部省では、余裕教室の活用を推進し学校施設の高機能化・多機能化を図るため、新たに別添のとおり余裕教室の活用指針を作成しました。

余裕教室活用指針は、余裕教室の活用を図る際の計画策定及び実施についての基本的考え方、留意点等を取りまとめたものであり、今後この指針により余裕教室の適切な活用が推進されるよう貴管下市町村を指導願います。

(別 添)

余裕教室活用指針

〔平成5年4月
文部省教育助成局・大臣官房文教施設部・生涯学習局〕

はじめに

小中学校において、出生児の減少等により学級数が減少し、都市部を中心に余裕教室を持つ学校が生じてきているが、これらの余裕教室については積極的にその活用を図っていく必要がある。

そのため、文部省では、余裕教室活用の手引き書「学校施設のリニューアル」(昭和62年7月文部省教育助成局施設助成課)の作成、指導通知「既存施設の有効利用について」(昭和63年6月6日文部省教育助成局長通知)の発出とともに、教育方法の変化に対応した施設に改造する場合には、大規模改造事業費補助の対象とするなど余裕教室活用の促進を図ってきた。

また、教育内容・方法等の多様化・高度化、地域における学習需要の増大など近年の学校を取り巻く環境の変化に対応した施設整備を推進するため、新しい「学校施設整備指針」(平成4年3月31日文部省大臣官房文教施設部長通知)を策定したところである。

一方、「生活大綱5か年計画」(平成4年6月30日閣議決定)において、学校の生涯学習機関としての機能を充実・強化することとされ、さらに、生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」(平成4年7月29日)において、地域の学習活動を積極的に支援する観点からの学校施設づくりを推進することが提言された。

これらの点を踏まえ、文部省では、平成5年度から余裕教室の一層の活用を推進し学校施設の高機能化・多機能化を図るため、関係部局共同による「余裕教室活用指針」の作成、コミュニティ・スクール整備事業の推進などの諸施策を実施することとした。

「余裕教室活用指針」は、余裕教室の活用を図る際の計画策定及び実施についての基本的考え方、留意点等を取りまとめたものであり、今後、この指針により、余裕教室の一層の活用を図っていただきたい。

第1章 余裕教室活用の基本的考え方

1 学校施設の質的整備と余裕教室

今日、学校施設は量的整備から質的整備への大きな方向転換の時期を迎えており、質的整備に当たっては学習方法・指導方法の多様化に対応できる施設づくり、児童生徒の生活の場としてふさわしい環境づくり、学校開放に対応した施設づくり等が求められている。

質的整備は、校舎の建築を行う学校と同様に、当分の間は建築が行われない既存施設についても対応が必要であるが、小中学校においては、児童生徒数の減少等により学級数が減少し、余裕教室が生じるようになってきており、既存施設の質的整備に対応するよい機会となっている。

余裕教室の活用には、学校施設のあるべき姿の基本に立って、高機能化を図る積極的な活用計画を策定するとともに、地域住民の学習活動を支援する等のため、学校施設の多機能化を図る必要がある。

また、地域における身近な学習活動の場として社会教育施設等に転用することも有意義である。

2 余裕教室活用の留意点

余裕教室活用計画の策定に当たっては、「学校施設整備指針」(平成4年3月31日文部省大臣官房文教施設部長策定(以下「整備指針」という。))、「学校施設の複合化について」(平成3年3月5日付け文部省大臣官房文教施設部長通知(以下「複合化通知」という。))の内容及び以下の諸点に留意することが重要である。

(1) 学校全体の配置計画の見直し

余裕教室の活用は、既存の学校施設を全体としてどう活用していくかの問題である。

したがって、余裕教室だけの利用方法を考えるのではなく、クラスルームとして使用される部分の学年ごとのまとまりの確保、学校内の位置やクラスルームとの連続性及び利用面や運営面で関係の深い室・スペースとのつながりや動線等、学校全体の配置を考慮して、余裕教室以外の室の配置の見直しも併せて計画すること。

(2) 中長期的な展望

今後10～15年程度の児童生徒数の予測等に基づき、学校施設全体について中長期的な展望の下に検討すること。

(3) 特色ある学校施設づくり

学校施設全体の見直しを行い、学校の歴史や地域の伝統等に配慮するなど特色ある学校施設とすること。

(4) 学校開放の促進

学校は地域における学習活動の身近な拠点となり得る施設であり、学校外の学習活動の振興においても大きな役割を果たすものであることから、余裕教室の活用には、社会教育施設等に転用しない場合においても学校開放の一層の促進に配慮すること。

その際、学校開放時の管理の体制や学校開放の規定の整備等について併せて検討すること。

3 余裕教室活用の優先順位

余裕教室活用計画の策定に当たっては、将来対応のスペースとして一時的余裕教室を確保した上で、原則として下記の優先順位に沿って検

討することが重要である。

ただし、この優先順位により難しい場合は、別途それぞれの学校の実情にあわせて優先順位を定めることが望ましい。

- (1) 児童生徒の学習のスペース、児童生徒の生活・交流のスペース及び授業準備のスペースの設置について検討すること。
- (2) 管理スペース及び学校開放を支援するスペースの設置、また撤去によるグラウンド等の拡張などについて検討すること。
- (3) 地域住民の学習活動のためのスペースとして社会教育施設等への転用について検討すること。

第2章 余裕教室活用計画の策定

1 検討体制の確立

(1) 検討組織の構成

余裕教室活用計画の策定に当たっては、適切な検討体制を確立する必要があり、市町村教育委員会、市長村長部局のほか学識経験者、教職員、建築専門家、保護者及び地域住民などで構成する「余裕教室活用計画策定委員会（仮称）」（以下「計画委員会」という。）を市町村教育委員会内に設置することが望ましい。

(2) 検討内容

計画委員会においては、「整備指針」、「複合化通知」等を踏まえ、かつ生涯学習の振興に関する地域の総合的計画等にも十分配慮した上で、原則として、以下の項目について検討を行う必要がある。

なお、余裕教室数の把握及び基本方針の策定のための検討組織と学校別計画の策定のための検討組織を分離して設置することも有効である。

余裕教室数の把握

市町村の基本方針（以下「基本方針」という。）の策定

学校別の余裕教室活用計画（以下「学校別計画」という。）の策定

(3) 都道府県教育委員会の指導助言

都道府県教育委員会は、市町村の策定した基本方針について必要に応じて指導助言を行うことが望ましい。

2 余裕教室数の把握

(1) 用語

余裕教室……………将来とも恒久的に余裕となると見込まれる普通教室。

空き教室……………余裕教室の内、将来計画がなく当該学校では不要となると見込まれている普通教室。

一時的余裕教室……現在はクラスルーム等として使われていないが、将来の学級数の増加、学年毎の学級数の変動その他の理由により、当面特定用途目的のスペースに改造せず留保している普通教室。



(2) 余裕教室数の把握

余裕教室数の把握については、以下のような順で行うことが重要である。

学級数の将来推計

今後の児童生徒数の予測に基づき、各学校における将来の学級数の推計を行うこと。

なお一度改造を行うとその後しばらくは改築や再度の改造を行うことが困難となるので、可能な限り今後10～15年程度の推計をすることが望ましい。

一時的余裕教室の設定

学級数の将来推計及び基本方針等を勘案して、各学校ごとに当面特定用途目的のスペースに改造せず留保しておく一時的余裕教室を設定すること。

各学校の余裕教室数の把握

活用を図るべき余裕教室数を各学校ごとに把握し、基本方針策定の基礎資料とすること。

3 基本方針の策定

(1) 目的

余裕教室を活用することにより、学校施設の高機能化、多機能化を図ることを目的として、基本方針を策定することが必要である。

なお、各学校間の施設水準の均衡を考慮するあまり、各学校の個別の事情を考慮せず一律に同内容の整備を図ることのないよう特に留意する必要がある。

(2) 内容

基本方針については、以下の諸点を踏まえて策定することが重要である。

余裕教室の発生状況等及び既存施設の現状の把握

将来推計を含めた余裕教室の発生状況及び市町村の学校施設の整備状況等、既存学校施設の現状を把握すること。

なお、学校施設は建築された時期等により整備内容に格差が生じている場合もあり、こうした点も含めて既存学校施設の現状を把握することが重要である。

余裕教室利用の現状及び問題点の把握

既に内部改造等を行って余裕教室の活用が図られている事例があれば、これらの現状と問題点を把握することにより、今後の整備のための参考資料とすること。

余裕教室活用の基本的考え方及び市町村の整備目標の設定

既存施設の現状等を踏まえて、余裕教室の活用の基本的考え方及び整備目標を設定すること。

4 学校別計画の策定

(1) 設定

余裕教室を持つ学校について、学校別の余裕教室の活用計画を策定する必要がある。

なお、余裕教室数が少ない学校、また既に活用計画を有する学校等については必ずしもその限りではない。

(2) 内容

学校別計画については、以下の諸点を踏まえて策定することが重要である。

各学校の整備方針の設定

基本方針を踏まえつつ、同時に学校ごとの問題点を把握するなど各学校の実情及び特色にも十分配慮した整備方針を設定すること。

年次計画の策定

余裕教室活用のための改造事業について、財政状況等も勘案の上、年次計画を策定すること。

全体計画の策定

各学校の整備方針に沿って、全体計画として校舎の配置図及び平面図等を作成すること。

一時的余裕教室の活用

将来対応のスペースとして確保した一時的余裕教室については、大幅な改造を行うことは適当でないが、使い方やカーテン、家具等のしつらえ方などの工夫により、余裕教室活用の考え方に準じた活用を図ること。

(3) 留意点

学校別計画の策定に当たっては、「第1章 2 余裕教室活用の留意点」と併せて以下諸点に留意することが重要である。

ゆとりある学習環境づくり

教室と廊下の間仕切壁を撤去したり、内装に柔らかな手触りや温かみの感じられる木質材料等の素材を適宜使用することなどにより、学校全体にゆとりを生み出すよう配慮すること。

屋外学習スペースとの連続性

小学校低学年では、生活科の導入等により屋外での活動や体験が重要となっており、また美術、図画工作等においては、屋外作業スペースが効果的な場合もある。このような観点から、内部改造と併せて屋外テラスの整備を行うなど、普通教室及び特別教室と屋外学習スペースとの連続性にも配慮すること。

設備、内装、家具

設置した室の機能にふさわしい設備、雰囲気配慮した内装及び適切な家具などの計画にも配慮すること。

室内環境

音、日照、採光及び通風などの室内環境にも配慮すること。

第3章 余裕教室活用の具体的手法

1 学校施設としての活用

(1) 活用例

児童施設としての活用

(ア) 学習方法・指導方法の多様化に対応して新たに設置するスペース

- ・多目的スペース（ワークスペース、学習資料センター、教科センター等）
- ・図書スペース（図書室、学年図書スペース、メディアセンター等）
- ・コンピュータ学習スペース
- ・生活科のためのスペース
- ・外国語科のためのスペース

など

(イ) 特別教室等の学習スペース

- ・特別教室
- ・郷土資料室
- ・教材室

など

児童生徒の生活・交流のスペース

- ・ラウンジ
- ・ランチルーム
- ・部室
- ・更衣室

など

授業準備のスペース

- ・教職員図書スペース
- ・教材教具作成スペース

など

管理スペース

- ・相談、カウンセリングスペース
- ・会議室
- ・教職員の福利厚生施設

など

学校開放を支援するスペース

- ・クラブハウス

など

撤去（グラウンドの拡張等）

(2) 学習のスペース

以下のようなスペースの整備・充実について検討することが重要である。

学習方法・指導方法の多様化に対応して新たに設置するスペース

(ア) 多目的スペース

個別学習・グループ学習などの学習形態、選択教科の学習及びビデオ、パソコンなどの様々な学習メディアを日常的に利用するような学習行動に対応できるスペース（ワークスペース、学習資料センター、教科センター等）を設置すること。

なお、計画に当たっては、他の学習空間との機能的な連携を十分検討し、学習の内容・方法、利用する集団の規模等に応じて、位置、規模及び構成などの検討を進めることが望ましい。

(イ) 図書スペース

個別学習・グループ学習における利用及び自己学習力の育成の場としての重要性等に鑑み、図書室の整備・充実を図るとともに、利用目的などに応じて図書を分散配置するためのスペース（学年図書スペース等）を設置すること。

また、図書と併せて視聴覚機器やコンピュータ機器などを備えたスペース（メディアセンター等）を設置すること。

なお、計画に当たっては、日常的な利用のしやすさ、他の学習空間との連携や、閲覧、書架、図書等の整理・修理等のためのスペースなどの設定に留意することが重要である。また、分散配置する場合は、核となる図書室との役割分担、連携に留意することが重要である。

(ウ) コンピュータ学習スペース

情報化の進展に対応し、コンピュータ学習スペースを設置すること。

なお、計画に当たっては、日常的な利用のしやすさ、他の学習空間との連携、また、コンピュータ機器等の配置や配線の方式、準備室の確保等について十分留意することが重要である。

(エ) 生活科のためのスペース

指導要領に対応した小学校低学年の生活科のためのスペースを設けること。

(オ) 外国語科のためのスペース

指導要領に対応した中学校の外国語科の学習のためのスペースを設けること。

特別教室等の学習のスペース

(ア) 特別教室

理科、音楽、図画工作、美術、技術、家庭教室等の充実を図ること。

なお、計画に当たっては、普通教室との位置関係、準備室又は準備コーナーの確保、関連性の強い教科の特別教室のまとまり、騒音等による他の室や空間への影響、屋外施設との連携等に留意することが重要である。

また、従来の特別教室の形態にとらわれず、学習の内容・方法等に応じて、特別教室の種類、配置等の構成を工夫して計画することも有効である。

(イ) 郷土資料室

郷土の歴史、民俗、地場産業等に関する資料を展示し、生活科、社会科等の学習材料として利用することのできるスペースを設置すること。

なお、計画に当たっては、地域住民の利用も検討しつつ、日常的な利用のしやすさ、他の学習空間との連携、また、資料の保管や展示の方法等に十分留意することが重要である。

(ウ) 教材室

教材・教具を適切に収納し利用するためのスペースを学年別、教科別等に設置すること。

なお、計画に当たっては、教材、教具を利用する室との間の円滑な運搬経路の確保に留意することが重要である。なお、児童生徒等の自主的な利用も考慮しつつ、教材等の作成の機能も備え、図書室、視聴覚教室、多目的教室等と連携した空間として計画することも有効である。

(3) 児童生徒の生活・交流のスペース

学校施設は児童生徒の学習の場であると同時に、生活時間の大半を過ごす生活空間でもある。余裕教室の活用には豊かな学校生活を支える場として、以下のようなスペースの整備・充実について検討することが重要である。

ラウンジ

休み時間などに教師・友人と語り合い、自由にくつろげるスペースとして整備すること。

なお、計画に当たっては、普通教室、特別教室等の学習空間との間の移動が容易で日常的に利用しやすい位置とし、交流、休憩等の場としてふさわしい意匠、構成、等とするように留意することが重要である。

また、気軽な利用を促すために、廊下との間の間仕切りを可能な限り撤去し、オープンな構成とすることが望ましい。

ランチルーム

学校給食は、望ましい食習慣の形成や豊かな心を育むための大切な学習の機会であることから、食事環境の改善を図り、また異学年交流の場とするなど、学校生活を充実させるためのスペースとして整備すること。

なお、計画に当たっては、利用のための移動や配食等が容易であること及び食卓、椅子等の家具、手洗いのための設備の設置等に十分留意することが重要である。

部屋

児童生徒の自発性、自主性を活かした異学年交流活動としての部活動の充実を図るため、部室を設置すること。

なお、計画に当たっては、管理面を考慮しつつ、屋内外の運動施設や関連する特別教室との連絡の確保に留意することが重要である。

更衣室

体育の授業や部活動等のため、男女別の更衣室を設置すること。

(4) 授業準備のスペース

以下のようなスペースの整備・充実について検討することが重要である。

教職員図書スペース

授業準備及び担当教科などに関する調査研究等のため、教職員図書スペースを設置すること。

教材教具作成スペース

教材教具作成等のため、教師コーナー等の教材教具作成スペースを設置すること。

なお、計画に当たっては、学年単位等で普通教室の区画の中や多目的スペースと隣接した位置、あるいは教科単位で特別教室の区画の中などの適切な位置に設置するとともに、中央の職員室との機能分担及び相互の連絡に留意することが望ましい。

(5) 管理スペース

以下のようなスペースの整備・充実について検討することが重要である。

相談、カウンセリングスペース

児童生徒の生活、学習、進路上の問題について、適切な相談、カウンセリングを行うための教育相談室や登校拒否児童生徒の学校復帰を支援するため、カウンセリング、教科指導、集団指導等を行う適応指導教室などのスペースを設置すること。

なお、計画に当たっては、出入りが容易で、かつ、静かで落ち着いて相談することができるように、配置、意匠等に十分留意することが重要である。また、個別指導、グループ指導等の利用形態を考慮し、必要に応じて空間を仕切ることができるように計画することが望ましい。

会議室

教職員などの会議の場として、会議室を設けること。

なお、計画に当たっては、職員室等から利用しやすい位置に各種視聴覚メディアの活用も考慮して計画することが望ましい。

教職員の福利厚生施設

教職員の執務環境等の充実に資するため、休憩室、更衣室等を設置すること。

なお、休憩室、更衣室の計画に当たっては、職員室等の他の教職員諸室との位置関係、気軽にくつろぐことのできるような意匠や空間の構成などに留意することが望ましい。また、必要に応じてシャワー等の設備を設置することができるように計画することも有効である。

(6) 学校開放を支援するスペース

学校の運動施設、特別教室等を利用して地域の体育活動、文化活動等の拠点とするため、高齢者、心身障害者等の利用も考慮しつつ、クラブハウス等の学校開放を支援するスペースの設置を検討することが重要である。

なお、計画に当たっては、学校教育に支障を及ぼすことなく学校施設の開放を促進するように、解放する部分を適切に設定しつつ、外部からの出入りに便利で、解放する特別教室、屋内外の運動施設等と連絡のよい位置となるよう留意することが重要である。

(7) 撤去

校地が極めて狭い学校の場合は、校舎の一部を撤去してグラウンド等の拡張を図り、全体として教育環境の向上を図ることも有効である。

2 社会教育施設等への転用

(1) 基本的考え方

学校施設には、地域社会における身近な学習活動の場としての役割も期待されており、社会教育施設等に転用できる条件が整っている学校においては、地域における学習活動を積極的に支援する観点から、社会教育施設等に転用し、地域住民の利用を考慮した活用を図っていくことが望ましい。

なお、学校施設の一部を社会教育施設等に転用する場合には、「複合化通知」及び「整備指針」に十分留意することが必要である。

目的

学校が本来教育を目的とする施設であることを第一に考えたうえで、身近な学習活動の場としての学校の役割が期待されていること等を踏まえ、転用施設は、社会教育、スポーツ又は文化活動を目的とした施設とすることが望ましい。

生涯学習の振興に関する地域の総合的計画

転用施設の計画に当たっては、当該地域の特性を十分考慮することが必要である。

また、当該地域についての学習機会の提供に関する総合的な計画が策定されている場合には、当該地域における転用施設の位置付け及びその活用方法等について、当該計画との整合性十分配慮することが必要である。

(2) 転用施設の活用

活用の方法

転用施設の具体的な活用方法については、当該学校の教育活動との関連、地域の特性、学習機会に対するニーズ、転用施設の規模及び他の関連施設の状況等を総合的に勘案して定めることが必要であり、活用例としては、次のようなものが考えられる。

(ア) 地域学習活動スペース

- ・地域で開催される各種講座のためのスペース
- ・放課後や休日における子供達の学習活動等のためのスペース
- ・各種のメディアを利用した遠隔学習のためのスペース

(イ) 展示スペース

- ・地域の歴史・民俗に関する展示スペース（郷土歴史資料館）
- ・地域の動植物等に関する展示スペース（地域自然博物館）
- ・地域の作者等による美術作品等の展示スペース（郷土美術館）
- ・地域の美術展、児童画コンクール等のためのスペース（地域ギャラリー）

(ウ) 図書スペース

- ・地域住民のための図書スペース
- ・地域の視聴覚ライブラリー

(エ) スポーツ活動スペース

- ・トレーニングルーム等の屋内運動スペース
- ・スポーツに関する講座・教室等のためのスペース

(オ)文化活動スペース

- ・コーラス、演劇、民俗芸能等の発表の場（地域市民ホール）
- ・コーラス、演劇、民俗芸能等の練習の場（リハーサルスペース）
- ・伝統工芸の体験等の場（市民工房）

(カ)交流スペース

- ・家庭教育に関する親たちの交流の場
- ・青少年団体等の交流の場（青少年タウンコーナー）
- ・ボランティア活動に関する交流の場（地域ボランティアセンター）
- ・地域の外国人との交流の場（地域国際交流センター）

(キ)地域情報スペース

- ・学習機会に関する情報センター
- ・ボランティア活動に関する情報センター
- ・各種のイベントに関する情報センター

利用者への配慮

転用施設の利用については、当該施設の目的を勘案し、夜間、土・日曜、休日における利用や授業日における利用を認め、また、個人による利用も認めるなど、地域住民による利用を容易にする配慮を行うことが重要である。

地域住民への普及啓発

転用施設の活用を促進するため、地域住民への情報提供や普及啓発活動を積極的に実施するとともに、転用を行う学校の教職員に対しても、生涯学習への理解を深めるよう、研修等を適切に実施することが望ましい。

学校教育活動への配慮等

(ア)学習環境の向上

学校部分との機能的な連携や空間的な一体化が可能で、学習環境の高度化を図れるような施設への転用を考慮する。また、転用と同時に、学校部分も併せて改造等を行うことにより、学習環境が全体として向上するよう配慮することが望ましい。

このような趣旨から、学習環境に障害又は悪影響を及ぼす施設への転用を避けると共に、学習環境の高度化に寄与しない施設への転用についても慎重に対処することが必要である。

(イ)学校運営に対する配慮

転用により、学校部分と転用施設が隣接することになるため、学校施設における教育活動や児童生徒の生活に支障を及ぼさないよう十分配慮することが必要である。

(ウ)長期的検討

将来、学校施設全体の室配置・利用方法の見直し及び現在の学校施設の改築を行う場合には、転用した部分の代替施設の確保等が問題となる可能性もあるため、長期的な視野で十分検討することが必要である。

(3) 管理運営

管理運営体制

転用施設は学校以外の施設とはなるが、実質的には学校施設の一部を使用するものであり、学校部分と転用施設の管理について整合性を確保する観点からも、転用施設の管理は教育委員会が併せて行うことが望ましい。

また、転用施設を積極的に活用する観点から、必要に応じ、地域住民や関係団体等で構成する運営委員会等に管理運営を一分委託するなどの工夫を行うことも有効である。

なお、転用施設の位置付け及び管理運営・利用については、条例、教育委員会規則等において適切な定めを行うことが望ましい。

連絡協議会等の設置

転用施設の管理運営に関しては、個別の法律等により定められた場合の他にも関係者間の連携・協力を確保するため、市町村教育委員会関係部局、学校、関係団体、運営委員会代表等で構成する連絡協議会を設置することが望ましい。

指導者の確保

転用施設における活動を適切に実施するため、必要に応じ、指導者等を確保するとともに、指導者等の研修を適切に実施することが望ましい。

管理区分の明確化

学校部分と転用施設について、屋外環境等を含め面的、時間的な管理区分を明らかにし、管理責任の所在を明確にすることが重要である。また、光熱水等のエネルギーの供給系統の設定に留意しつつ、必要に応じてエネルギーの使用料の分担等について明確にしておくことが重要である。

総合的な防犯・災害対策の確立等

学校部分及び転用施設の全体としての災害時の避難計画その他の防災計画の策定や共同防災訓練の実施等、施設全体の防犯・災害体制を確立することが重要である。

岡山市における余裕教室に関する活用方針

岡山市教育委員会

平成14年 8月 5日

1 基本的な考え方

岡山市の幼稚園，小学校，中学校における余裕教室（恒久的に余裕となることが見込まれる教室）については，学校教育に支障のない範囲で，活動の内容，地域の実情を勘案しながら積極的に活用を図ることとする。

2 活用についての基本的な用途

次の事項に該当する用途を基本とする。

- (1) 児童・生徒の健全育成等を図ることを基本とした場としての施設への用途（児童クラブ等）
- (2) 地域における身近な学習・交流活動等の場としての施設への用途（コミュニティルーム等）
- (3) 教育関係施設への用途（教育団体活動拠点等）

3 余裕教室活用検討委員会（以下検討委員会）

(1) 検討委員会の設置

関係機関等から余裕教室活用について要請があった場合，教育委員会内部に余裕教室の活用を検討する委員会を設置する。

(2) 検討内容

上記2の活用を基本として，具体的な余裕教室の特定について検討する。

なお検討にあたっては，現状や将来の使用見込みや，下記の事項を考慮する。

使用する上での立地，位階等の検討

使用する上での施設老朽度等の検討

使用するための改築等の難易性（建物、電気、水道、排水）

(3) 検討委員会の構成

教育次長，管理部長，学校教育部長，生涯学習部長，学事課長，指導課長，施設課長，当該学校長及び関係課長

(4) 検討委員会の事務

学事課が行う。

4 管理責任

使用にあたっては，教育委員会と使用者とが協議の上，管理責任区分を明確にする。

活動の内容が明らかに学校教育に支障があると考えられるものについては，申し出を受け付けた担当課において判断し，余裕教室使用の不可能なことを伝え，検討委員会は設置しないものとする。

例 児童生徒の安全が損なわれるもの。（活動内容の危険性，多数の車の出入り等）

不特定多数の利用等，利用者が全く特定できないもの

騒音等，教育活動の実施に支障があるもの。

人 件 費 総 額 計 算 表

高 等 学 校

(単 位 : 円)

校 名	単価	6,695,464	3,816,767	692,252	8,952,818	815,705	8,952,818	8,952,818	8,952,818	8,952,818	人件費総額	
	生徒数 (人)	教 職 員 人 件 費										
		県 費			市 費							
		校長教員	講 師	養護教諭	講 師	実習教諭	事務職員	図書館司書	用務員			
合 計	496	220,950,312	15,267,066	6,922,520	17,905,636	10,604,160	25,695,722	35,811,272	8,952,818	8,952,818	351,062,324	
岡山後楽館	496	220,950,312	15,267,066	6,922,520	17,905,636	10,604,160	25,695,722	35,811,272	8,952,818	8,952,818	351,062,324	

人 件 費 総 額 計 算 表

中 学 校

(単位：円)

校 名	単価	6,695,464	6,695,464	5,910,300	6,340,686	8,679,775	8,679,775	3,500,000	8,679,775	2,970,000	8,679,775	2,230,000	8,679,775	2,230,000	人件費総額	
	生徒数 (人)	教 職 員 人 件 費														
		県 費					市 費									
	校長教員	養護教諭	栄養士	事務職員	栄養士	図書館司書		講師指導員		給食調理員		用 務 員				
合 計	17,976	6,601,727,504	227,645,776	59,103,000	266,308,812	130,196,625	156,235,950	52,500,000	8,679,775	29,700,000	624,943,800	20,850,000	277,752,800	2,230,000	8,457,874,042	
岡山中央	358	207,559,384	6,695,464	5,910,300	6,340,686	0	0	3,500,000	0	2,970,000	17,359,550	2,230,000	8,679,775	0	261,245,159	
岡 北	542	187,472,992	6,695,464	5,910,300	6,340,686	0	8,679,775	0	0	0	26,039,325	2,230,000	8,679,775	0	252,048,317	
京 山	788	267,818,560	6,695,464	0	12,681,372	8,679,775	8,679,775	0	0	0	34,719,100	0	8,679,775	0	347,953,821	
石 井	493	194,168,456	6,695,464	0	6,340,686	8,679,775	0	3,500,000	0	2,970,000	26,039,325	0	8,679,775	0	257,073,481	
桑 田	758	261,123,096	6,695,464	0	12,681,372	8,679,775	8,679,775	0	0	0	34,719,100	0	8,679,775	0	341,258,357	
岡 輝	370	167,386,600	6,695,464	0	12,681,372	0	0	3,500,000	0	2,970,000	0	1,940,000	8,679,775	0	203,853,211	
福 浜	810	267,818,560	6,695,464	0	12,681,372	8,679,775	8,679,775	0	0	0	26,039,325	2,230,000	8,679,775	0	341,504,046	
福 南	509	187,472,992	6,695,464	0	6,340,686	8,679,775	0	3,500,000	0	0	26,039,325	0	8,679,775	0	247,408,017	
芳 泉	859	294,600,416	6,695,464	0	12,681,372	8,679,775	8,679,775	0	0	0	34,719,100	0	8,679,775	0	374,735,677	
東 山	415	153,995,672	6,695,464	0	6,340,686	0	0	3,500,000	0	2,970,000	0	1,940,000	8,679,775	0	184,121,597	
操 山	655	241,036,704	6,695,464	0	6,340,686	0	8,679,775	0	0	2,970,000	0	1,940,000	8,679,775	0	276,342,404	
操 南	752	247,732,168	6,695,464	5,910,300	12,681,372	0	8,679,775	0	0	0	34,719,100	0	8,679,775	0	325,097,954	
富 山	359	147,300,208	6,695,464	5,910,300	6,340,686	0	0	3,500,000	0	0	17,359,550	2,230,000	8,679,775	0	198,015,983	
御 南	681	234,341,240	6,695,464	5,910,300	6,340,686	0	8,679,775	0	0	0	0	0	8,679,775	0	270,647,240	
芳 田	566	187,472,992	6,695,464	5,910,300	6,340,686	0	8,679,775	0	0	0	34,719,100	0	8,679,775	0	258,498,092	
光南台	168	100,431,960	6,695,464	0	6,340,686	8,679,775	0	3,500,000	0	0	26,039,325	0	8,679,775	0	160,366,985	
竜 操	1,010	334,773,200	13,390,928	0	12,681,372	0	8,679,775	0	0	2,970,000	0	1,940,000	8,679,775	0	383,115,050	
高 島	556	200,863,920	6,695,464	0	6,340,686	8,679,775	8,679,775	0	0	0	34,719,100	0	8,679,775	0	274,658,495	
旭 東	865	274,514,024	6,695,464	0	12,681,372	8,679,775	8,679,775	0	0	0	34,719,100	0	8,679,775	0	354,649,285	
西大寺	608	234,341,240	6,695,464	0	6,340,686	8,679,775	8,679,775	0	0	2,970,000	34,719,100	0	8,679,775	0	311,105,815	
上 南	238	120,518,352	6,695,464	0	6,340,686	0	0	3,500,000	0	0	0	1,940,000	8,679,775	0	147,674,277	

人 件 費 総 額 計 算 表

中 学 校

(単位：円)

校 名	単価	6,695,464	6,695,464	5,910,300	6,340,686	8,679,775	8,679,775	3,500,000	8,679,775	2,970,000	8,679,775	2,230,000	8,679,775	2,230,000	人件費総額	
	生徒数 (人)	教 職 員 人 件 費														
		県 費					市 費									
	校長教員	養護教諭	栄養士	事務職員	栄養士	図書館司書		講師指導員		給食調理員		用 務 員				
山 南	317	140,604,744	6,695,464	0	6,340,686	8,679,775	0	3,500,000	0	0	17,359,550	0	8,679,775	0	191,859,994	
中 山	696	227,645,776	6,695,464	5,910,300	6,340,686	0	8,679,775	0	0	2,970,000	34,719,100	0	8,679,775	0	301,640,876	
香 和	560	207,559,384	6,695,464	0	6,340,686	8,679,775	8,679,775	0	0	2,970,000	34,719,100	0	8,679,775	0	284,323,959	
高 松	606	207,559,384	6,695,464	5,910,300	6,340,686	0	8,679,775	0	0	0	0	0	8,679,775	0	243,865,384	
吉 備	864	274,514,024	6,695,464	0	12,681,372	8,679,775	8,679,775	0	0	0	26,039,325	2,230,000	8,679,775	0	348,199,510	
妹 尾	453	174,082,064	6,695,464	5,910,300	6,340,686	0	0	3,500,000	0	0	26,039,325	0	8,679,775	0	231,247,614	
福 田	329	133,909,280	6,695,464	0	6,340,686	8,679,775	0	3,500,000	8,679,775	0	26,039,325	0	8,679,775	0	202,524,080	
上 道	546	187,472,992	6,695,464	0	6,340,686	0	8,679,775	0	0	2,970,000	0	0	8,679,775	0	220,838,692	
興 除	412	160,691,136	6,695,464	0	6,340,686	0	0	3,500,000	0	0	0	0	8,679,775	0	185,907,061	
足 守	220	127,213,816	6,695,464	0	6,340,686	8,679,775	0	3,500,000	0	0	17,359,550	0	8,679,775	0	178,469,066	
藤 田	376	140,604,744	6,695,464	5,910,300	6,340,686	0	0	3,500,000	0	0	0	0	8,679,775	0	171,730,969	
岡山後楽館	237	107,127,424	6,695,464	0	6,340,686	0	0	3,500,000	0	0	0	0	0	2,230,000	125,893,574	

人 件 費 総 額 計 算 表

小 学 校

(単位：円)

校 名	単価	6,695,464	6,695,464	3,880,000	5,910,300	3,160,000	6,340,686	3,410,000	7,093,771	7,093,771	3,500,000	2,970,000	7,093,771	2,230,000	7,093,771	2,230,000	人件費総額	
	児童数 (人)	教 職 員 人 件 費																
		県 費								市 費								
	校長教員	養護教諭			栄養士		事務職員		栄養士	図書館司書		講師指導員	給食調理員		用 務 員			
合 計	35,679	11,054,211,064	549,028,048	19,400,000	159,578,100	9,480,000	564,321,054	6,820,000	333,407,237	212,813,130	185,500,000	145,530,000	1,440,035,513	43,440,000	581,689,222	2,230,000	15,307,483,368	
岡山中央南	222	100,431,960	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	7,093,771	0	3,500,000	2,970,000	14,187,542	0	7,093,771	0	148,313,194	
岡山中央北	382	140,604,744	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	7,093,771	0	3,500,000	7,722,000	21,281,313	0	7,093,771	0	200,331,749	
清 輝	144	93,736,496	6,695,464	0	5,910,300	0	6,340,686	0	0	0	3,500,000	2,970,000	14,187,542	0	7,093,771	0	140,434,259	
旭 東	195	100,431,960	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	7,093,771	0	3,500,000	2,970,000	14,187,542	0	7,093,771	0	148,313,194	
伊 島	746	234,341,240	6,695,464	0	0	0	6,340,686	3,410,000	7,093,771	7,093,771	0	0	21,281,313	0	7,093,771	0	293,350,016	
津 島	746	200,863,920	6,695,464	0	11,820,600	0	6,340,686	0	0	7,093,771	0	4,752,000	28,375,084	0	7,093,771	0	273,035,296	
石 井	200	107,127,424	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	7,093,771	0	3,500,000	4,752,000	14,187,542	0	7,093,771	0	156,790,658	
鹿 田	733	200,863,920	6,695,464	0	5,910,300	0	6,340,686	0	0	7,093,771	0	2,970,000	14,187,542	4,460,000	7,093,771	0	255,615,454	
大 元	897	207,559,384	6,695,464	3,880,000	5,910,300	0	6,340,686	0	0	7,093,771	0	0	28,375,084	0	7,093,771	0	272,948,460	
御 野	680	187,472,992	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	7,093,771	7,093,771	0	1,188,000	28,375,084	0	7,093,771	0	251,353,539	
三 勲	447	147,300,208	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	7,093,771	0	3,500,000	2,970,000	14,187,542	2,230,000	7,093,771	0	197,411,442	
福 浜	1,019	267,818,560	13,390,928	0	0	0	12,681,372	0	7,093,771	7,093,771	0	0	35,468,855	0	7,093,771	0	350,641,028	
平 福	690	187,472,992	6,695,464	0	5,910,300	0	6,340,686	0	0	7,093,771	0	0	28,375,084	0	7,093,771	0	248,982,068	
芳 泉	835	227,645,776	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	7,093,771	7,093,771	0	5,940,000	21,281,313	2,230,000	7,093,771	0	291,414,552	
ひばり分校	439	100,431,960	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	7,093,771	0	3,500,000	0	14,187,542	2,230,000	7,093,771	0	147,573,194	
宇 野	1,004	267,818,560	6,695,464	3,880,000	0	3,160,000	12,681,372	0	0	7,093,771	0	2,970,000	35,468,855	0	7,093,771	0	346,861,793	
旭 竜	301	133,909,280	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	7,093,771	0	3,500,000	2,970,000	14,187,542	2,230,000	7,093,771	0	184,020,514	
岡 南	675	187,472,992	6,695,464	0	5,910,300	0	12,681,372	0	0	7,093,771	0	2,970,000	28,375,084	0	7,093,771	0	258,292,754	
平 井	671	174,082,064	6,695,464	0	5,910,300	0	6,340,686	0	0	7,093,771	0	0	21,281,313	0	7,093,771	0	228,497,369	
福 島	370	133,909,280	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	7,093,771	0	3,500,000	5,940,000	21,281,313	0	7,093,771	0	191,854,285	
南 輝	627	180,777,528	6,695,464	0	5,910,300	0	6,340,686	0	0	7,093,771	0	2,970,000	28,375,084	0	7,093,771	0	245,256,604	
操 南	405	120,518,352	6,695,464	0	5,910,300	0	6,340,686	0	0	0	3,500,000	0	21,281,313	0	7,093,771	0	171,339,886	
操 明	645	167,386,600	6,695,464	0	5,910,300	0	6,340,686	0	0	7,093,771	0	2,970,000	28,375,084	0	7,093,771	0	231,865,676	
富 山	676	194,168,456	6,695,464	0	5,910,300	0	6,340,686	0	0	7,093,771	0	0	28,375,084	0	7,093,771	0	255,677,532	
旭 操	466	133,909,280	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	7,093,771	0	3,500,000	4,158,000	21,281,313	0	7,093,771	0	190,072,285	
牧 石	343	100,431,960	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	7,093,771	0	3,500,000	1,782,000	7,093,771	2,230,000	7,093,771	0	142,261,423	
牧山分校	11	20,086,392	0	0	0	0	0	0	0	0	3,500,000	2,970,000	0	0	7,093,771	0	33,650,163	
大 野	325	113,822,888	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	7,093,771	0	3,500,000	2,970,000	21,281,313	0	7,093,771	0	168,797,893	
西	895	234,341,240	6,695,464	0	5,910,300	0	12,681,372	0	0	7,093,771	0	2,970,000	28,375,084	0	7,093,771	0	305,161,002	
御 南	651	167,386,600	6,695,464	0	5,910,300	0	6,340,686	0	0	7,093,771	0	2,970,000	21,281,313	0	7,093,771	0	224,771,905	
陵 南	802	200,863,920	6,695,464	0	5,910,300	0	6,340,686	0	0	7,093,771	0	2,970,000	28,375,084	0	7,093,771	0	265,342,996	
芳 田	710	180,777,528	6,695,464	0	5,910,300	0	6,340,686	0	0	7,093,771	0	0	21,281,313	0	7,093,771	0	235,192,833	
芳 明	642	160,691,136	6,695,464	0	5,910,300	0	6,340,686	0	0	7,093,771	0	2,970,000	28,375,084	0	7,093,771	0	225,170,212	
甲 浦	293	113,822,888	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	0	0	3,500,000	0	0	0	7,093,771	0	137,452,809	

人 件 費 総 額 計 算 表

小 学 校

(単 位 : 円)

校 名	単価	6,695,464	6,695,464	3,880,000	5,910,300	3,160,000	6,340,686	3,410,000	7,093,771	7,093,771	3,500,000	2,970,000	7,093,771	2,230,000	7,093,771	2,230,000	人件費総額	
	児童数 (人)	教 職 員 人 件 費																
		県 費								市 費								
	校長教員	養護教諭			栄養士			事務職員		栄養士	図書館司書		講師指導員	給食調理員		用 務 員		
三 門	385	133,909,280	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	7,093,771	0	3,500,000	7,128,000	21,281,313	0	7,093,771	0	193,042,285	
財 田	527	187,472,992	6,695,464	0	0	0	12,681,372	0	7,093,771	7,093,771	0	7,722,000	28,375,084	0	7,093,771	0	264,228,225	
竜之口	411	127,213,816	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	7,093,771	0	3,500,000	1,188,000	21,281,313	0	7,093,771	0	180,406,821	
高 島	892	207,559,384	6,695,464	0	5,910,300	0	6,340,686	0	0	7,093,771	0	1,188,000	28,375,084	0	7,093,771	0	270,256,460	
幡 多	1,073	254,427,632	13,390,928	0	0	0	12,681,372	0	7,093,771	7,093,771	0	1,188,000	35,468,855	0	7,093,771	0	338,438,100	
小 串	80	53,563,712	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	7,093,771	0	3,500,000	0	7,093,771	2,230,000	7,093,771	0	93,611,175	
浦 安	426	127,213,816	6,695,464	0	5,910,300	0	6,340,686	0	0	0	3,500,000	0	21,281,313	0	7,093,771	0	178,035,350	
古 都	283	100,431,960	0	3,880,000	0	0	6,340,686	0	7,093,771	0	3,500,000	0	14,187,542	0	7,093,771	0	142,527,730	
可 知	620	160,691,136	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	7,093,771	7,093,771	0	2,970,000	28,375,084	0	7,093,771	0	226,353,683	
芥子山	1,057	261,123,096	13,390,928	0	0	0	12,681,372	0	7,093,771	7,093,771	0	5,940,000	35,468,855	0	7,093,771	0	349,885,564	
政 田	193	73,650,104	0	3,880,000	0	0	6,340,686	0	7,093,771	0	3,500,000	0	14,187,542	0	7,093,771	0	115,745,874	
開 成	188	66,954,640	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	7,093,771	0	3,500,000	4,752,000	14,187,542	0	7,093,771	0	116,617,874	
西大寺	529	174,082,064	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	7,093,771	0	3,500,000	4,752,000	21,281,313	0	7,093,771	0	230,839,069	
西大寺南	301	100,431,960	0	3,880,000	0	0	6,340,686	0	7,093,771	0	3,500,000	1,188,000	14,187,542	2,230,000	7,093,771	0	145,945,730	
雄 神	119	80,345,568	6,695,464	0	5,910,300	0	6,340,686	0	0	0	3,500,000	2,970,000	14,187,542	0	7,093,771	0	127,043,331	
豊	330	120,518,352	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	7,093,771	0	3,500,000	0	21,281,313	0	0	2,230,000	167,659,586	
太 伯	170	66,954,640	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	7,093,771	0	3,500,000	0	14,187,542	0	7,093,771	0	111,865,874	
幸 島	136	66,954,640	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	7,093,771	0	3,500,000	0	0	0	7,093,771	0	97,678,332	
朝 日	113	53,563,712	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	7,093,771	0	3,500,000	0	14,187,542	0	7,093,771	0	98,474,946	
大 宮	82	66,954,640	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	7,093,771	0	3,500,000	2,970,000	7,093,771	2,230,000	7,093,771	0	109,972,103	
中 山	606	160,691,136	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	7,093,771	7,093,771	0	0	21,281,313	0	7,093,771	0	216,289,912	
馬屋下	117	60,259,176	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	7,093,771	0	3,500,000	0	0	0	7,093,771	0	90,982,868	
桃 丘	339	133,909,280	6,695,464	0	5,910,300	0	6,340,686	0	0	0	3,500,000	0	21,281,313	0	7,093,771	0	184,730,814	
平 津	182	73,650,104	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	7,093,771	0	3,500,000	0	14,187,542	0	7,093,771	0	118,561,338	
野 谷	167	66,954,640	6,695,464	0	5,910,300	0	6,340,686	0	0	0	3,500,000	0	14,187,542	0	7,093,771	0	110,682,403	
横 井	815	220,950,312	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	7,093,771	7,093,771	0	2,970,000	28,375,084	0	7,093,771	0	286,612,859	
馬屋上	67	53,563,712	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	7,093,771	0	3,500,000	0	7,093,771	2,230,000	7,093,771	0	93,611,175	
庄 内	652	180,777,528	6,695,464	0	5,910,300	0	6,340,686	0	0	7,093,771	0	2,970,000	28,375,084	0	7,093,771	0	245,256,604	
加 茂	279	120,518,352	6,695,464	0	5,910,300	0	6,340,686	0	0	0	3,500,000	0	7,093,771	2,230,000	7,093,771	0	159,382,344	
鯉 山	222	66,954,640	6,695,464	0	5,910,300	0	6,340,686	0	0	0	3,500,000	0	14,187,542	0	7,093,771	0	110,682,403	
吉 備	902	227,645,776	6,695,464	0	5,910,300	0	6,340,686	3,410,000	0	7,093,771	0	0	28,375,084	2,230,000	7,093,771	0	294,794,852	
妹 尾	607	194,168,456	6,695,464	0	5,910,300	0	6,340,686	0	0	7,093,771	0	0	21,281,313	0	7,093,771	0	248,583,761	
箕 島	267	100,431,960	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	7,093,771	0	3,500,000	0	0	0	7,093,771	0	131,155,652	
福 田	733	187,472,992	6,695,464	0	0	3,160,000	6,340,686	0	0	7,093,771	0	2,970,000	28,375,084	0	7,093,771	0	249,201,768	
浮 田	142	66,954,640	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	0	0	3,500,000	0	0	1,940,000	7,093,771	0	92,524,561	

人 件 費 総 額 計 算 表

小 学 校

(単位：円)

校 名	単価	6,695,464	6,695,464	3,880,000	5,910,300	3,160,000	6,340,686	3,410,000	7,093,771	7,093,771	3,500,000	2,970,000	7,093,771	2,230,000	7,093,771	2,230,000	人件費総額
	児童数 (人)	教 職 員 人 件 費															
		県 費							市 費								
	校長教員	養護教諭			栄養士		事務職員		栄養士	図書館司書		講師指導員	給食調理員		用 務 員		
城東台	374	120,518,352	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	0	0	3,500,000	4,752,000	0	1,940,000	7,093,771	0	150,840,273
平 島	327	113,822,888	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	7,093,771	0	3,500,000	1,188,000	14,187,542	2,230,000	7,093,771	0	162,152,122
御 休	109	60,259,176	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	0	0	3,500,000	0	0	1,940,000	7,093,771	0	85,829,097
角 山	59	53,563,712	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	0	0	3,500,000	0	0	1,940,000	7,093,771	0	79,133,633
興 除	218	80,345,568	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	0	0	3,500,000	0	0	0	7,093,771	0	103,975,489
曾 根	113	60,259,176	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	7,093,771	0	3,500,000	0	14,187,542	0	7,093,771	0	105,170,410
東 疇	567	174,082,064	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	7,093,771	0	3,500,000	2,970,000	0	0	7,093,771	0	207,775,756
足 守	161	66,954,640	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	7,093,771	0	3,500,000	0	14,187,542	0	7,093,771	0	111,865,874
大 井	46	60,259,176	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	7,093,771	0	3,500,000	0	7,093,771	0	7,093,771	0	98,076,639
高 田	74	53,563,712	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	7,093,771	0	3,500,000	0	7,093,771	2,230,000	7,093,771	0	93,611,175
福 谷	56	46,868,248	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	7,093,771	0	3,500,000	0	7,093,771	2,230,000	7,093,771	0	86,915,711
第一藤田	161	73,650,104	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	7,093,771	0	3,500,000	0	14,187,542	0	7,093,771	0	118,561,338
第二藤田	383	133,909,280	6,695,464	0	0	3,160,000	6,340,686	0	0	0	3,500,000	0	21,281,313	0	7,093,771	0	181,980,514
第三藤田	132	66,954,640	6,695,464	0	0	0	6,340,686	0	7,093,771	0	3,500,000	0	14,187,542	0	7,093,771	0	111,865,874

人 件 費 総 額 計 算 表

幼 稚 園

(単位：円)

園 名	単価	6,618,498	6,618,498	1,880,000	1,880,000	6,618,498	2,220,000	
	園児数 (人)	教 職 員 人 件 費						人件費総額
	園 長	教 諭		臨時教諭 補助員	用 務 員			
合 計	5,881	291,213,912	1,588,439,520	39,480,000	62,040,000	86,040,474	122,120,000	2,189,333,906
深 柢	21	0	6,618,498	0	1,880,000	0	2,220,000	10,718,498
旭 東	20	6,618,498	13,236,996	0	0	0	2,220,000	22,075,494
伊 島	202	6,618,498	39,710,988	1,880,000	0	6,618,498	0	54,827,984
三 勲	96	6,618,498	26,473,992	1,880,000	0	0	2,220,000	37,192,490
操 南	102	6,618,498	33,092,490	0	0	0	2,220,000	41,930,988
操 明	117	6,618,498	26,473,992	0	1,880,000	0	2,220,000	37,192,490
富 山	124	6,618,498	26,473,992	1,880,000	0	0	2,220,000	37,192,490
大 野	62	6,618,498	13,236,996	0	0	0	2,220,000	22,075,494
今	190	6,618,498	39,710,988	1,880,000	0	6,618,498	0	54,827,984
芳 田	121	6,618,498	19,855,494	1,880,000	0	0	2,220,000	30,573,992
財 田	67	6,618,498	19,855,494	0	0	0	2,220,000	28,693,992
高 島	183	6,618,498	52,947,984	0	1,880,000	6,618,498	0	68,064,980
幡 多	192	6,618,498	46,329,486	0	1,880,000	6,618,498	0	61,446,482
小 串	4	0	6,618,498	0	1,880,000	0	2,220,000	10,718,498
牧山(休園)	0	0	0	0	0	0	0	0
岡 南	83	6,618,498	19,855,494	1,880,000	0	0	2,220,000	30,573,992
浦 安	75	6,618,498	19,855,494	1,880,000	0	0	2,220,000	30,573,992
宇 野	180	6,618,498	46,329,486	0	0	6,618,498	0	59,566,482
鹿 田	133	6,618,498	26,473,992	1,880,000	1,880,000	0	2,220,000	39,072,490
福 浜	164	6,618,498	39,710,988	0	0	6,618,498	0	52,947,984
御 野	90	6,618,498	26,473,992	0	0	0	2,220,000	35,312,490
石 井	34	6,618,498	39,710,988	0	0	0	2,220,000	48,549,486
三 門	77	6,618,498	19,855,494	0	0	0	2,220,000	28,693,992
甲 浦	34	0	13,236,996	0	1,880,000	0	2,220,000	17,336,996
弘 西	19	0	13,236,996	0	1,880,000	0	2,220,000	17,336,996
大 元	192	6,618,498	39,710,988	1,880,000	1,880,000	6,618,498	0	56,707,984
平 井	138	6,618,498	33,092,490	1,880,000	0	0	2,230,000	43,820,988
牧 石	36	0	13,236,996	0	1,880,000	0	2,220,000	17,336,996
平 福	140	6,618,498	33,092,490	1,880,000	1,880,000	0	2,230,000	45,700,988
芳 泉	224	6,618,498	46,329,486	1,880,000	1,880,000	6,618,498	0	63,326,482
旭 竜	45	6,618,498	13,236,996	0	0	0	2,220,000	22,075,494
旭 操	81	6,618,498	19,855,494	0	0	0	2,220,000	28,693,992
竜之口	66	6,618,498	19,855,494	1,880,000	0	0	2,220,000	30,573,992
芳 明	120	6,618,498	26,473,992	1,880,000	0	0	2,220,000	37,192,490
陵 南	207	6,618,498	39,710,988	1,880,000	0	6,618,498	0	54,827,984
古 都	36	6,618,498	13,236,996	0	0	0	2,220,000	22,075,494
可 知	105	6,618,498	26,473,992	0	0	0	2,220,000	35,312,490
政 田	48	0	13,236,996	0	1,880,000	0	2,220,000	17,336,996
開 成	33	0	13,236,996	0	1,880,000	0	2,220,000	17,336,996
西大寺	128	6,618,498	33,092,490	1,880,000	0	0	2,220,000	43,810,988

人 件 費 総 額 計 算 表

幼 稚 園

(単位：円)

園 名	単価	6,618,498	6,618,498	1,880,000	1,880,000	6,618,498	2,220,000	人件費総額
	園児数 (人)	教 職 員 人 件 費						
	園 長	教 諭		臨時教諭 補助員	用 務 員			
西大寺南	48	0	13,236,996	0	1,880,000	0	2,220,000	17,336,996
雄 神	19	0	13,236,996	0	1,880,000	0	2,220,000	17,336,996
豊	55	0	13,236,996	0	1,880,000	0	2,220,000	17,336,996
太 伯	33	0	13,236,996	0	1,880,000	0	2,220,000	17,336,996
幸 島	32	0	13,236,996	0	1,880,000	0	2,220,000	17,336,996
朝 日	16	0	13,236,996	0	1,880,000	0	2,220,000	17,336,996
大 宮	17	0	6,618,498	0	1,880,000	0	2,220,000	10,718,498
中 山	109	6,618,498	26,473,992	0	0	0	2,220,000	35,312,490
馬屋下	27	0	13,236,996	0	1,880,000	0	2,220,000	17,336,996
平 津	31	0	6,618,498	1,880,000	1,880,000	0	2,220,000	12,598,498
野 谷	32	0	13,236,996	0	1,880,000	0	2,220,000	17,336,996
横 井	151	6,618,498	33,092,490	1,880,000	0	6,618,498	0	48,209,486
馬屋上	9	0	6,618,498	0	1,880,000	0	2,220,000	10,718,498
庄 内	133	6,618,498	33,092,490	0	0	0	2,220,000	41,930,988
加 茂	68	6,618,498	13,236,996	1,880,000	0	0	2,220,000	23,955,494
鯉 山	43	0	13,236,996	0	1,880,000	0	2,220,000	17,336,996
吉備東	173	6,618,498	39,710,988	0	0	6,618,498	0	52,947,984
吉備西	73	6,618,498	26,473,992	0	0	0	2,220,000	35,312,490
福 田	126	6,618,498	33,092,490	0	1,880,000	0	2,220,000	43,810,988
浮 田	83	6,618,498	26,473,992	0	0	0	2,220,000	35,312,490
平 島	43	6,618,498	19,855,494	0	0	0	2,220,000	28,693,992
御 休	16	0	13,236,996	0	1,880,000	0	2,220,000	17,336,996
角 山	14	0	13,236,996	0	1,880,000	0	2,220,000	17,336,996
足 守	26	0	13,236,996	0	1,880,000	0	2,220,000	17,336,996
高 田	20	0	13,236,996	0	1,880,000	0	2,220,000	17,336,996
福 谷	10	0	6,618,498	0	1,880,000	0	2,220,000	10,718,498
妹 尾	148	6,618,498	39,710,988	0	0	6,618,498	0	52,947,984
芥子山	241	6,618,498	52,947,984	1,880,000	1,880,000	6,618,498	0	69,944,980
桃 丘	96	6,618,498	26,473,992	1,880,000	0	0	2,220,000	37,192,490

学 校 別 人 件 費 一 覧 表
(生徒数の少ない順)

中 学 校

は平均人件費が合計の平均より高い学校

校 名	生徒数 (少ない順) (人)	教職員数(人)			人件費総額(円)	生徒1人当たり の人件費(円)
		正職員	嘱託等	計		
合 計	17,976	1,210	36	1,246	8,457,874,042	470,509
光南台	168	22	1	23	160,366,985	954,565
足 守	220	25	1	26	178,469,066	811,223
岡山後楽館	237	18	2	20	125,893,574	531,196
上 南	238	21	2	23	147,674,277	620,480
山 南	317	27	1	28	191,859,994	605,236
福 田	329	28	1	29	202,524,080	615,574
岡山中央	358	37	3	40	261,245,159	729,735
富 山	359	28	2	30	198,015,983	551,576
岡 輝	370	29	3	32	203,853,211	550,954
藤 田	376	25	1	26	171,730,969	456,731
興 除	412	27	1	28	185,907,061	451,230
東 山	415	26	3	29	184,121,597	443,666
妹 尾	453	33	1	34	231,247,614	510,480
石 井	493	36	2	38	257,073,481	521,447
福 南	509	35	1	36	247,408,017	486,066
岡 北	542	36	1	37	252,048,317	465,033
上 道	546	32	1	33	220,838,692	404,466
高 島	556	39	0	39	274,658,495	493,990
香 和	560	40	1	41	284,323,959	507,721
芳 田	566	37	0	37	258,498,092	456,710
高 松	606	36	0	36	243,865,384	402,418
西大寺	608	44	1	45	311,105,815	511,687
操 山	655	40	2	42	276,342,404	421,896
御 南	681	40	0	40	270,647,240	397,426
中 山	696	43	1	44	301,640,876	433,392
操 南	752	47	0	47	325,097,954	432,311
桑 田	758	49	0	49	341,258,357	450,208
京 山	788	50	0	50	347,953,821	441,565
福 浜	810	49	1	50	341,504,046	421,609
芳 泉	859	54	0	54	374,735,677	436,246
吉 備	864	50	1	51	348,199,510	403,008
旭 東	865	51	0	51	354,649,285	409,999
竜 操	1,010	56	2	58	383,115,050	379,321

学 校 別 人 件 費 一 覧 表

(児童数の少ない順)

小 学 校

は平均人件費が合計の平均より高い学校

校 名	児童数 (少ない順) (人)	教職員数(人)			人件費総額(円)	児童1人当たり の人件費(円)
		正職員	嘱託等	計		
合 計	35,679	2,211	133	2,344	15,307,483,368	429,033
牧山分校	11	4	2	6	33,650,163	3,059,105
大 井	46	14	1	15	98,076,639	2,132,100
福 谷	56	12	2	14	86,915,711	1,552,066
角 山	59	11	2	13	79,133,633	1,341,248
馬屋上	67	13	2	15	93,611,175	1,397,181
高 田	74	13	2	15	93,611,175	1,265,015
小 串	80	13	2	15	93,611,175	1,170,139
大 宮	82	15	3	18	109,972,103	1,341,123
御 休	109	12	2	14	85,829,097	787,422
朝 日	113	14	1	15	98,474,946	871,459
曾 根	113	15	1	16	105,170,410	930,711
馬屋下	117	13	1	14	90,982,868	777,631
雄 神	119	18	2	20	127,043,331	1,067,591
第三藤田	132	16	1	17	111,865,874	847,468
幸 島	136	14	1	15	97,678,332	718,223
浮 田	142	13	2	15	92,524,561	651,581
清 輝	144	20	2	22	140,434,259	975,237
足 守	161	16	1	17	111,865,874	694,819
第一藤田	161	17	1	18	118,561,338	736,405
野 谷	167	16	1	17	110,682,403	662,768
太 伯	170	16	1	17	111,865,874	658,034
平 津	182	17	1	18	118,561,338	651,435
開 成	188	16	3	19	116,617,874	620,307
政 田	193	16	2	18	115,745,874	599,719
旭 東	195	21	2	23	148,313,194	760,580
石 井	200	22	3	25	156,790,658	783,953
興 除	218	15	1	16	103,975,489	476,951
岡山中央南	222	21	2	23	148,313,194	668,077
鯉 山	222	16	1	17	110,682,403	498,569
箕 島	267	19	1	20	131,155,652	491,219
加 茂	279	23	2	25	159,382,344	571,262
古 都	283	20	2	22	142,527,730	503,631
甲 浦	293	20	1	21	137,452,809	469,122
旭 竜	301	26	3	29	184,020,514	611,363
西大寺南	301	20	3	23	145,945,730	484,869
大 野	325	24	2	26	168,797,893	519,378
平 島	327	23	2	25	162,152,122	495,878
豊	330	24	2	26	167,659,586	508,059
桃 丘	339	27	1	28	184,730,814	544,928
牧 石	343	20	3	23	142,261,423	414,756

学 校 別 人 件 費 一 覧 表

(児童数の少ない順)

小 学 校

は平均人件費が合計の平均より高い学校

校 名	児童数 (少ない順) (人)	教職員数(人)			人件費総額(円)	児童1人当たり の人件費(円)
		正職員	嘱託等	計		
福 島	370	27	3	30	191,854,285	518,525
城東台	374	21	4	25	150,840,273	403,316
岡山中央北	382	28	4	32	200,331,749	524,428
第二藤田	383	26	2	28	181,980,514	475,144
三 門	385	27	3	30	193,042,285	501,408
操 南	405	25	1	26	171,339,886	423,061
竜之口	411	26	1	27	180,406,821	438,946
浦 安	426	26	1	27	178,035,350	417,923
ひばり分校	439	21	2	23	147,573,194	336,157
三 勲	447	28	3	31	197,411,442	441,636
旭 操	466	27	2	29	190,072,285	407,880
財 田	527	38	3	41	264,228,225	501,381
西大寺	529	33	3	36	230,839,069	436,368
東 疇	567	30	2	32	207,775,756	366,447
中 山	606	32	0	32	216,289,912	356,914
妹 尾	607	37	0	37	248,583,761	409,528
可 知	620	33	1	34	226,353,683	365,086
南 輝	627	36	1	37	245,256,604	391,158
芳 明	642	33	1	34	225,170,212	350,732
操 明	645	34	1	35	231,865,676	359,481
御 南	651	33	1	34	224,771,905	345,271
庄 内	652	36	1	37	245,256,604	376,160
平 井	671	34	0	34	228,497,369	340,532
岡 南	675	38	1	39	258,292,754	382,655
富 山	676	38	0	38	255,677,532	378,221
御 野	680	37	0	37	251,353,539	369,637
平 福	690	37	0	37	248,982,068	360,843
芳 田	710	35	0	35	235,192,833	331,257
鹿 田	733	37	3	40	255,615,454	348,725
福 田	733	36	2	38	249,201,768	339,975
伊 島	746	43	1	44	293,350,016	393,230
津 島	746	40	2	42	273,035,296	365,999
陵 南	802	39	1	40	265,342,996	330,851
横 井	815	42	1	43	286,612,859	351,672
芳 泉	835	42	3	45	291,414,552	348,999
高 島	892	40	0	40	270,256,460	302,978
西	895	45	1	46	305,161,002	340,962
大 元	897	40	1	41	272,948,460	304,290
吉 備	902	43	2	45	294,794,852	326,823
宇 野	1,004	50	3	53	346,861,793	345,479
福 浜	1,019	52	0	52	350,641,028	344,103
芥子山	1,057	51	2	53	349,885,564	331,017
幡 多	1,073	50	0	50	338,438,100	315,412

幼稚園別人件費一覧表

(園児数の少ない順)

幼稚園

は平均人件費が合計の平均より高い幼稚園

園名	園児数 (少ない順) (人)	教職員数(人)			人件費総額(円)	園児1人当たり の人件費(円)
		正職員	嘱託等	計		
合計	5,881	297	109	406	2,189,333,906	372,272
牧山(休園)	0	0	0	0	0	0
小串	4	1	2	3	10,718,498	2,679,624
馬屋上	9	1	2	3	10,718,498	1,190,944
福谷	10	1	2	3	10,718,498	1,071,849
角山	14	2	2	4	17,336,996	1,238,356
朝日	16	2	2	4	17,336,996	1,083,562
御休	16	2	2	4	17,336,996	1,083,562
大宮	17	1	2	3	10,718,498	630,499
弘西	19	2	2	4	17,336,996	912,473
雄神	19	2	2	4	17,336,996	912,473
旭東	20	3	1	4	22,075,494	1,103,774
高田	20	2	2	4	17,336,996	866,849
深砥	21	1	2	3	10,718,498	510,404
足守	26	2	2	4	17,336,996	666,807
馬屋下	27	2	2	4	17,336,996	642,110
平津	31	1	3	4	12,598,498	406,403
幸島	32	2	2	4	17,336,996	541,781
野谷	32	2	2	4	17,336,996	541,781
開成	33	2	2	4	17,336,996	525,363
太伯	33	2	2	4	17,336,996	525,363
石井	34	7	1	8	48,549,486	1,427,926
甲浦	34	2	2	4	17,336,996	509,911
牧石	36	2	2	4	17,336,996	481,583
古都	36	3	1	4	22,075,494	613,208
鯉山	43	2	2	4	17,336,996	403,185
平島	43	4	1	5	28,693,992	667,302
旭竜	45	3	1	4	22,075,494	490,566
政田	48	2	2	4	17,336,996	361,187
西大寺南	48	2	2	4	17,336,996	361,187
豊	55	2	2	4	17,336,996	315,218
大野	62	3	1	4	22,075,494	356,056
竜之口	66	4	2	6	30,573,992	463,242
財田	67	4	1	5	28,693,992	428,268
加茂	68	3	2	5	23,955,494	352,286
吉備西	73	5	1	6	35,312,490	483,732
浦安	75	4	2	6	30,573,992	407,653
三門	77	4	1	5	28,693,992	372,649
旭操	81	4	1	5	28,693,992	354,246
岡南	83	4	2	6	30,573,992	368,361
浮田	83	5	1	6	35,312,490	425,451
御野	90	5	1	6	35,312,490	392,361
三勲	96	5	2	7	37,192,490	387,421

幼稚園別人件費一覧表

(園児数の少ない順)

幼稚園

は平均人件費が合計の平均より高い幼稚園

園名	園児数 (少ない順) (人)	教職員数(人)			人件費総額(円)	園児1人当たり の人件費(円)
		正職員	嘱託等	計		
桃丘	96	5	2	7	37,192,490	387,421
操南	102	6	1	7	41,930,988	411,088
可知	105	5	1	6	35,312,490	336,309
中山	109	5	1	6	35,312,490	323,967
操明	117	5	2	7	37,192,490	317,884
芳明	120	5	2	7	37,192,490	309,937
芳田	121	4	2	6	30,573,992	252,677
富山	124	5	2	7	37,192,490	299,939
福田	126	6	2	8	43,810,988	347,706
西大寺	128	6	2	8	43,810,988	342,273
鹿田	133	5	3	8	39,072,490	293,778
庄内	133	6	1	7	41,930,988	315,270
平井	138	6	2	8	43,820,988	317,543
平福	140	6	3	9	45,700,988	326,435
妹尾	148	8	0	8	52,947,984	357,756
横井	151	7	1	8	48,209,486	319,268
福浜	164	8	0	8	52,947,984	322,853
吉備東	173	8	0	8	52,947,984	306,057
宇野	180	9	0	9	59,566,482	330,924
高島	183	10	1	11	68,064,980	371,939
今	190	8	1	9	54,827,984	288,568
幡多	192	9	1	10	61,446,482	320,033
大元	192	8	2	10	56,707,984	295,354
伊島	202	8	1	9	54,827,984	271,425
陵南	207	8	1	9	54,827,984	264,869
芳泉	224	9	2	11	63,326,482	282,707
芥子山	241	10	2	12	69,944,980	290,228